

府中市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画（第8期）
（令和3年度～令和5年度）
素案

【水色マーカ-箇所】
メール照会（9/7）以降の変更点です。

令和2年10月
府中市

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	3
4 策定体制.....	4
第2章 現状と課題	5
1 高齢者を取り巻く状況.....	5
2 介護保険制度を取り巻く状況.....	10
3 アンケート調査から把握した現状と課題.....	16
4 地域ケア会議・グループインタビュー・グループディスカッションから把握した現状と課題.....	28
5 介護保険制度の改正により市に求められる課題.....	29
6 課題の整理と今後の対応方針.....	32
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 計画の基本理念.....	42
2 計画の基本目標.....	45
3 日常生活圏域の設定.....	47
4 計画の体系.....	48
第4章 基本理念の実現に向けて	50
基本目標1 心と体がいきいきとしている.....	51
基本目標2 住み慣れた地域で暮らしている.....	61
基本目標3 安心して暮らしている.....	69
基本目標4 必要な介護保険サービスを適切に利用できている.....	80
評価指標.....	88
第5章 介護保険事業の財政見通し	90
1 第8期計画期間におけるサービス等の利用見込み.....	90
2 第1号被保険者の介護保険料の設定について.....	94
第6章 計画の推進に向けて	96
1 計画の評価体制.....	96
2 地域課題の把握体制.....	97
3 関係部局との連携体制.....	98
資料編	99

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

平成12年4月に創設された介護保険制度は、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加や、核家族化の進行、世帯規模の縮小など、それまで要介護者を支えてきた家族の状況に変化が見え始めた中、21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして開始されました。介護保険制度は、その創設から20年が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

平成27年度（第6期計画）からは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）と包括的支援事業（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）の実施などが位置付けられ、平成30年度（第7期計画）からは、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進などが位置付けられているところです。

本市の高齢化率は約22%となっており、超高齢社会に突入しています。さらに、今後はますます高齢者人口が増えることが見込まれるため、介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年を見据え、制度の持続可能性を確保する必要があります。また、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年においては、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口は増加することとなり、結果として、高齢者が世帯主の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加が見込まれます。介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支えるサービス基盤、人的基盤の確保が重要となります。

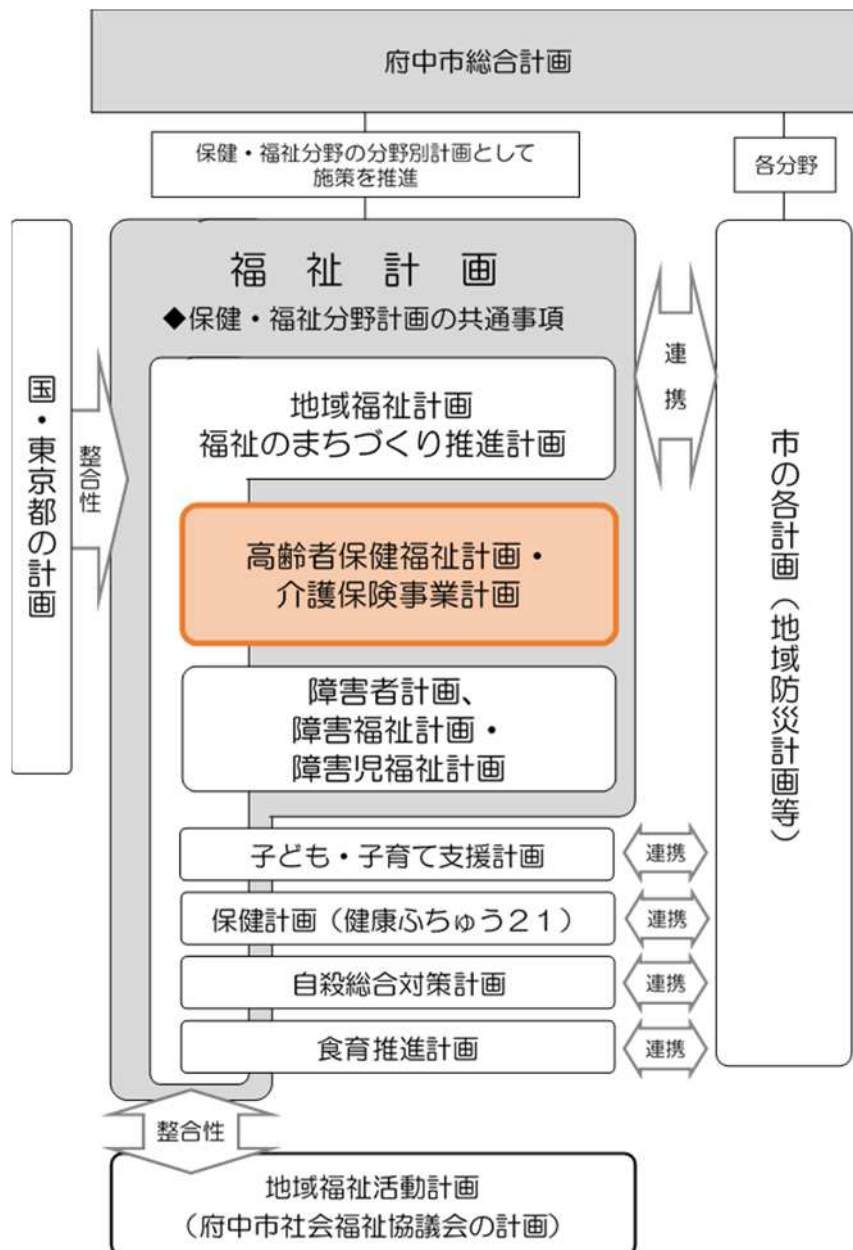
こうした状況を踏まえ、今回の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」（以下、「第8期計画」といいます。）は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施や高齢者保健福祉施策を推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画」は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」に基づき策定する計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」に基づき策定する計画です。「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」は一体のものとして作成することが介護保険法第117条で定められており、本市では「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として策定しています。

本計画は、本市の総合的な計画である「府中市総合計画後期基本計画」の高齢者保健福祉に関する個別分野計画や「福祉計画」の分野別計画としても位置付けられています。また、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」、「障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」などの本市の関連計画や、国・東京都の関連計画との整合性を確保しています。

図表1 計画の位置付け



3 計画期間

第8期計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年です。

計画の最終年度の令和5年度に改めて見直しを行い、令和6年度を計画の始期とする第9期計画を策定する予定です。

図表2 計画期間

	平成					令和							
	27年度	28年度	29年度	30年度	31/1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
府中市総合計画	第6次府中市総合計画（平成26～令和3年度）					第7次府中市総合計画（令和4～11年度）							
福祉計画	福祉計画（平成27～令和2年度）					福祉計画（令和3～8年度）							
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画 福祉のまちづくり推進計画 （社会福祉法） （府中市福祉のまちづくり条例）	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画					地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画							
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 （老人福祉法） （介護保険法）	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第6期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第7期）		高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第8期）			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 （第9期）					
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 （障害者基本法）	障害者計画					障害者計画							
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （障害者総合支援法） （児童福祉法）	障害福祉計画 （第4期）		障害福祉計画（第5期） ・障害児福祉計画 （第1期）		障害福祉計画（第6期） ・障害児福祉計画 （第2期）			障害福祉計画（第7期） ・障害児福祉計画 （第3期）					
【子ども・子育て支援】 子ども・子育て支援計画 （子ども・子育て支援法）	子ども・子育て支援計画				第2次子ども・子育て支援計画				第3次子ども・ 子育て支援 計画				
【保健・食育分野】 保健計画（健康ふちゅう21） （健康増進法）	第2次保健計画（健康ふちゅう21）					第3次保健計画（健康ふちゅう21）							
自殺総合対策計画 （自殺対策基本法）						自殺総合対策計画				第2次 自殺総合対策計画			
食育推進計画 （食育基本法）	第2次食育推進計画					第3次食育推進計画							

4 策定体制

計画策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、協議機関での協議検討、アンケート調査の実施、グループインタビュー・グループディスカッションの実施、パブリックコメント**手続**の実施など様々な形で市民参加を図っています。

(1) 協議機関での協議検討

公募市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等から構成される「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会」にて、「第8期計画」の内容を協議・検討しました。

(2) アンケート調査の実施

市民の意識やニーズを的確に反映した計画とするため、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）策定のための調査」として、6種類のアンケート調査を実施しました。

調査の実施に当たっては、府中市の高齢化の進行、前回の**アンケート調査**の回収状況等を勘案し、サンプル数の見直しを行った**上**で実施しました。

(3) 地域ケア会議の実施

個別ケースの支援内容の検討を通じて地域課題を把握するとともに、個別ケースの検討の積み重ねにより、関係者間の連携を強化しました。

(4) グループインタビュー・グループディスカッションの実施

地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野の共通課題を抽出し、地域共生社会に向けた福祉計画及び分野別計画の施策に反映していくために、地域福祉の担い手グループインタビュー、相談支援機関グループインタビュー、生活支援機関グループインタビュー、地域活動者グループディスカッションを実施しました。

(5) パブリックコメント**手続**の実施

計画素案策定の段階で、市民から幅広く御意見をいただくため、パブリックコメント**手続**を実施しました。

第2章 現状と課題

1 高齢者を取り巻く状況

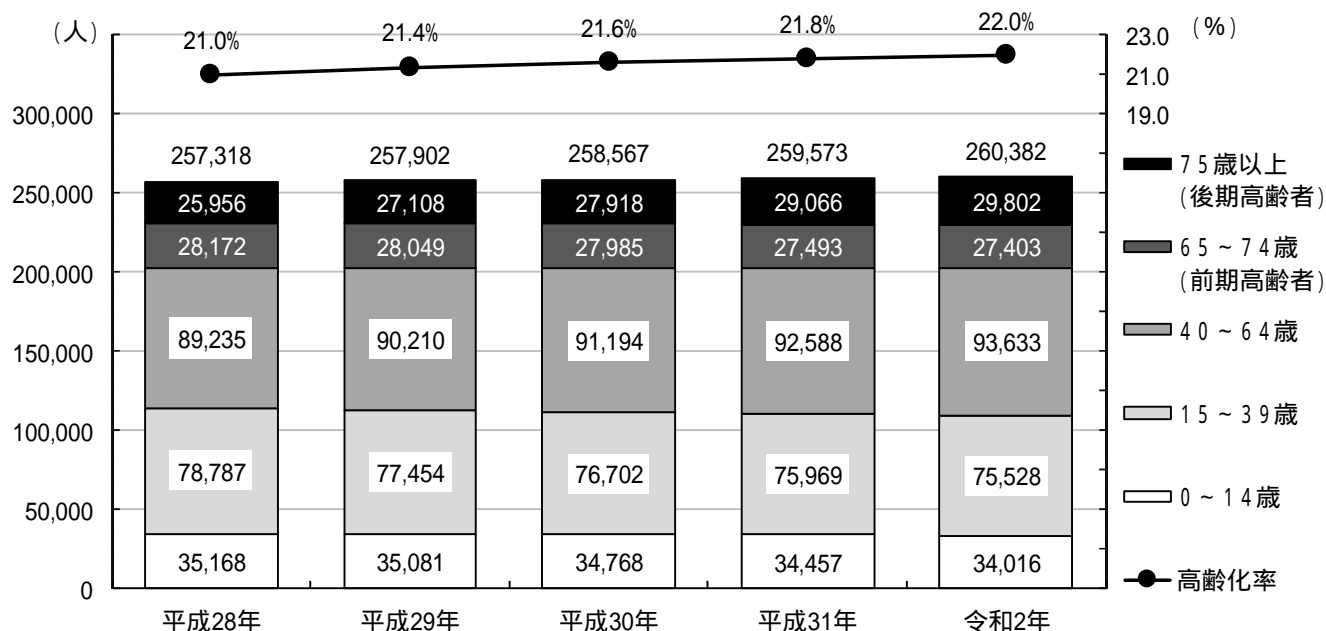
(1) 人口構造

① 高齢者人口の推移

本市の総人口は近年微増傾向にあり、令和2年4月1日現在で260,382人となっています。

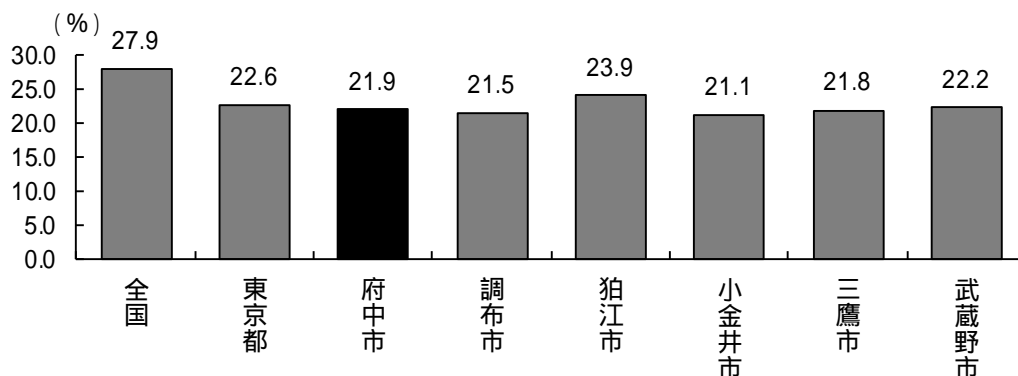
高齢者人口は、年間600～1,500人程度の増加が続いており、令和2年4月1日現在で57,205人(前期高齢者:27,403人、後期高齢者:29,802人)で、高齢化率は22.0%となっています。

図表3 年齢5区分別人口の推移



出典：府中市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

図表4 地域別高齢化率（参考）



出典：総務省「住民基本台帳」（令和2年1月1日現在）

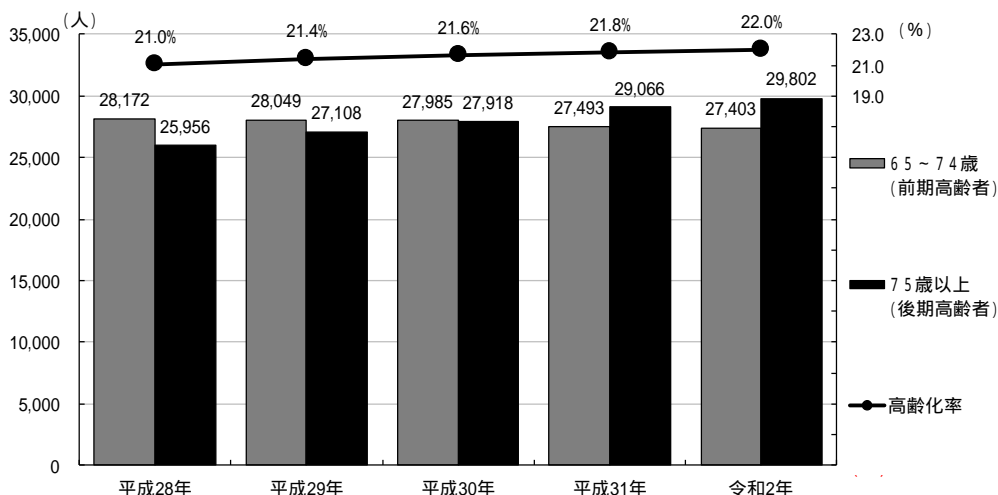
東京都老人福祉圏域（北多摩南部）における比較

② 前期・後期別高齢者人口の推移

前期・後期別高齢者人口の推移を見ると、前期高齢者人口は平成28年以降減少している一方で、後期高齢者は年間1,000人程度増加しており、平成30年5月に後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回りました。

令和2年4月1日現在、前期高齢者が27,403人、後期高齢者が29,802人となり約2,400人の差があります。

図表5 前期・後期別高齢者人口の推移



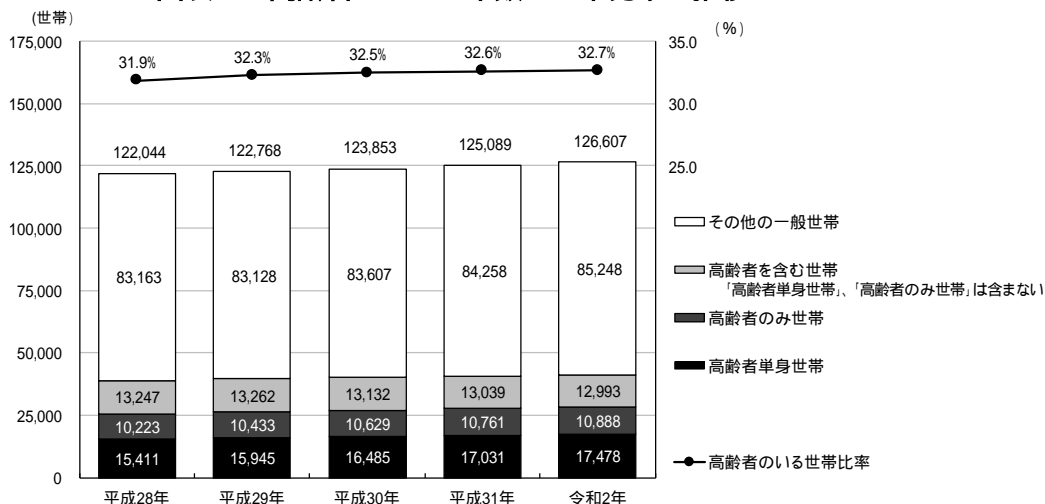
出典：府中市「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 高齢者世帯数・世帯比率の推移

一般世帯総数は126,607世帯で、高齢者単身世帯は17,478世帯、高齢者のみ世帯は10,888世帯となっています。また、一般世帯のうち高齢者を含む世帯は41,359世帯で32.7%となっており、今後、一般世帯に占める高齢者単身世帯や、高齢者のみ世帯である、いわゆる「老老介護」の割合が増加することが予測されます。

図表6 高齢者のいる世帯数・世帯比率の推移



出典：府中市「住民基本台帳」（令和2年4月1日現在）

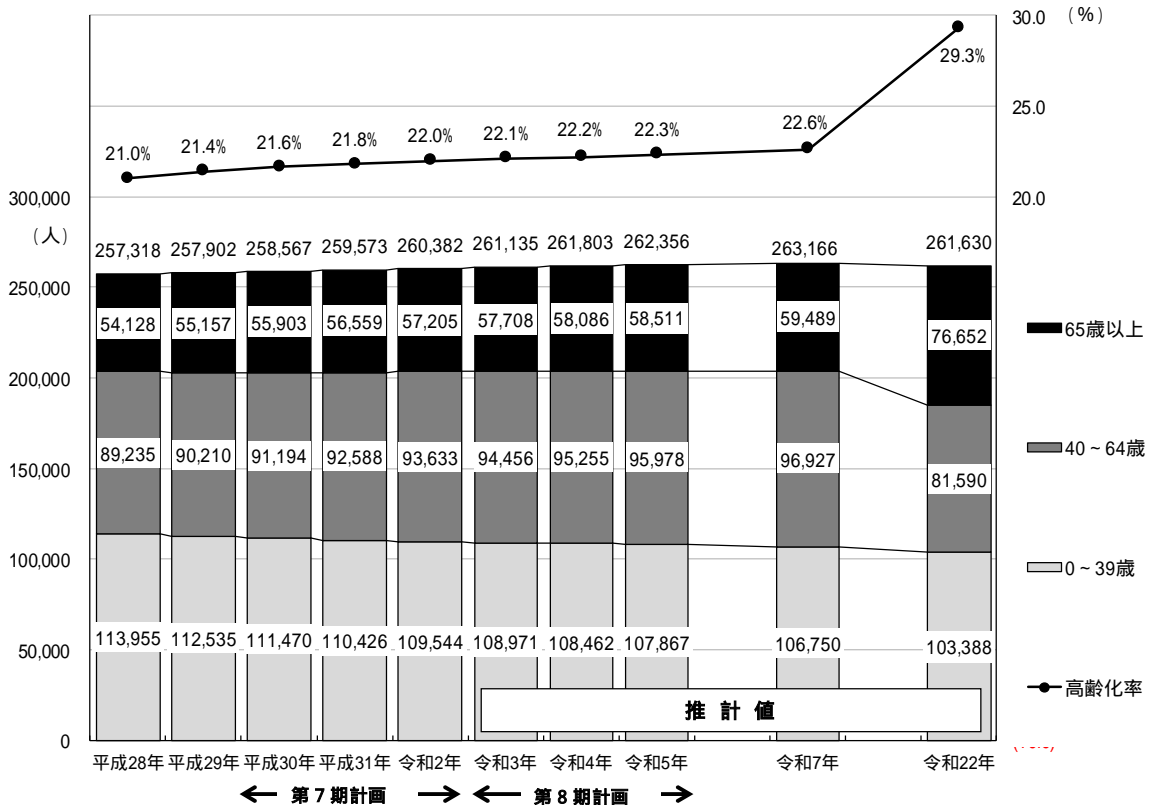
(3) 今後の見込み

① 高齢者人口の見込み

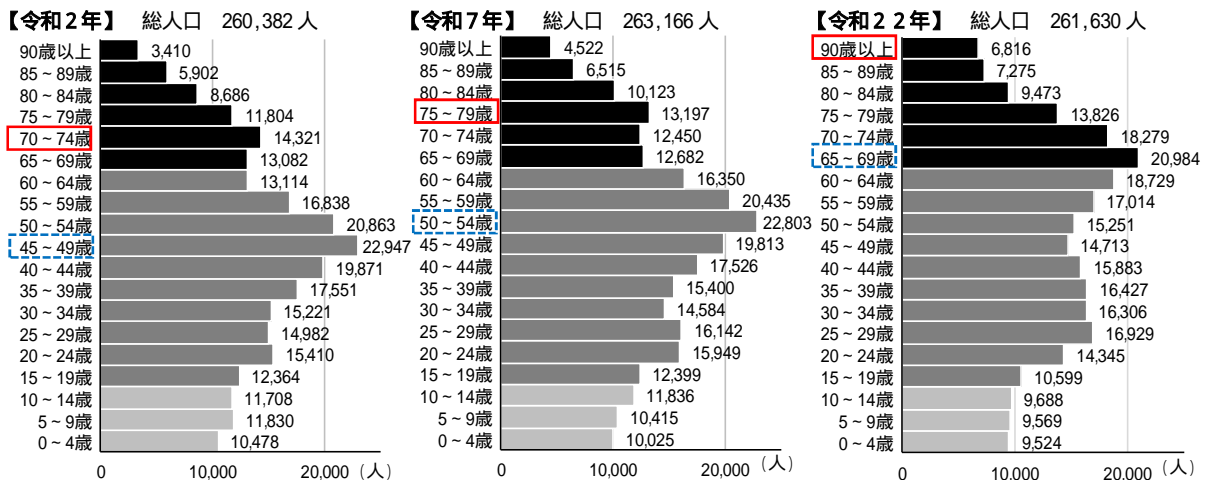
高齢者人口は今後も増加が続き、第8期計画期間は**58,000**人程度で推移し、令和7年には約59,500人（高齢化率：22.6%）になる見込みです。

さらに、中長期的にみると、令和22年には、約76,700人（高齢化率：29.3%）になる見込みです。

図表7 高齢者人口・高齢化率の見込み（推計値）



図表8 人口ピラミッドの見込み（推計値）



□：団塊の世代（S22～24年生） / □：団塊ジュニア世代（S46～49年生）

出典（上下共）：府中市「住民基本台帳」（平成30年～令和2年/各年4月1日現在）

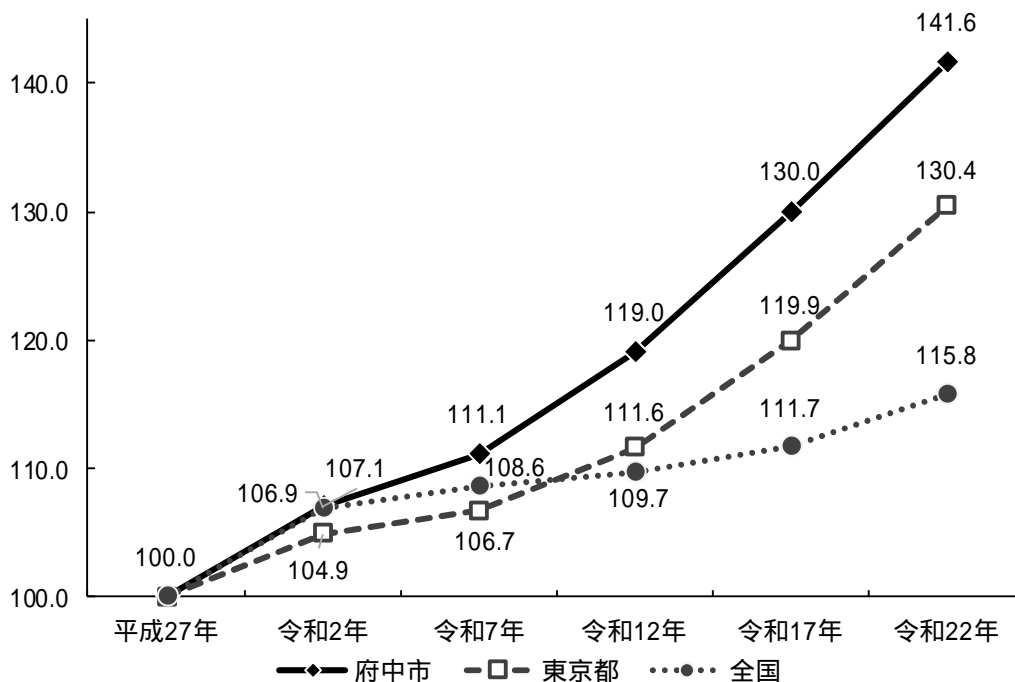
住民基本台帳の変化率より得た推計値（令和3年～令和22年/各年4月1日現在）

② 高齢者人口の伸び率の比較（全国・東京都）

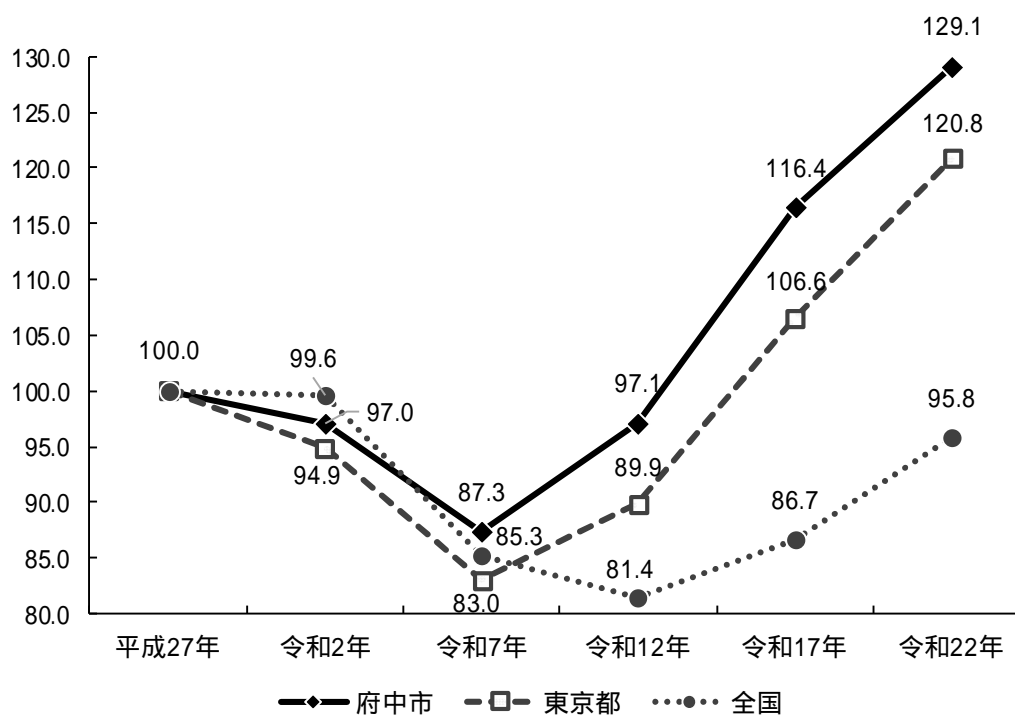
全国では既に深刻な高齢化が進んでいるため、今後の高齢者人口はあまり伸びませんが、本市や東京都は今後ますます高齢化が進行していき、**高齢者人口が大きく伸びていく見込みです。**

また、年齢区分別に見ると、前期高齢者・後期高齢者ともに、本市は全国や東京都と比較して高く推移する見込みです。

図表 9 高齢者人口の伸び率（推計値）

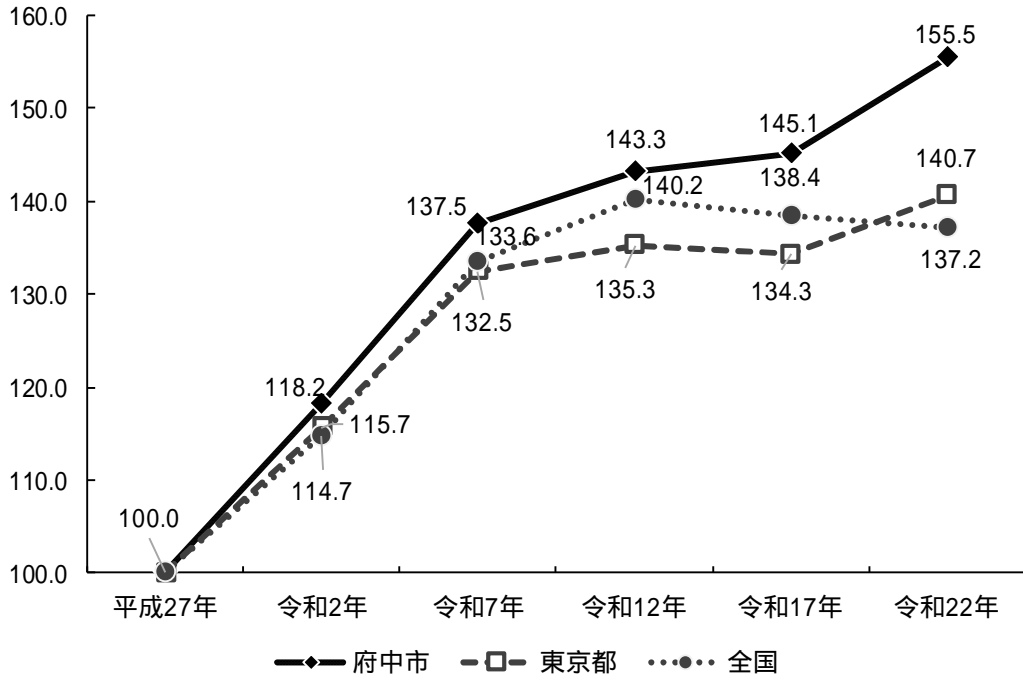


図表 10 前期高齢者人口の伸び率（推計値）



出典（上下共）：国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年6月推計）」
 平成27年時点の高齢者人口を「100」とした場合で令和2年以降の人口推計を示したものと

図表 1 1 後期高齢者人口の伸び率（推計値）



出典：国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年6月推計）」

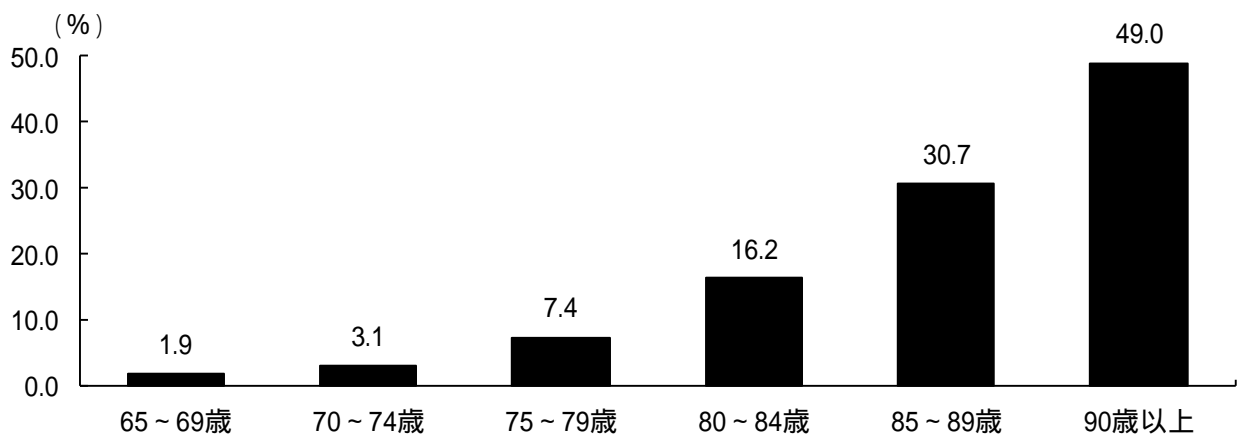
平成27年時点の高齢者人口を「100」とした場合で令和2年以降の人口推計を示したものの

（4）認知症高齢者人口

① 年齢別の認知症高齢者の割合

第1号被保険者のうち、何らかの認知症状が**見られる**（認知症高齢者の日常生活自立度 a 以上）割合を年齢区分別で**見る**と、65～69歳では1.9%で、年齢が高くなるほど割合が高くなり、90歳以上では49.0%となっています。

図表 1 2 年齢区分別・認知症高齢者の日常生活自立度 a 以上の割合（第1号被保険者比）



出典：府中市「受給者台帳」（令和2年4月1日現在）

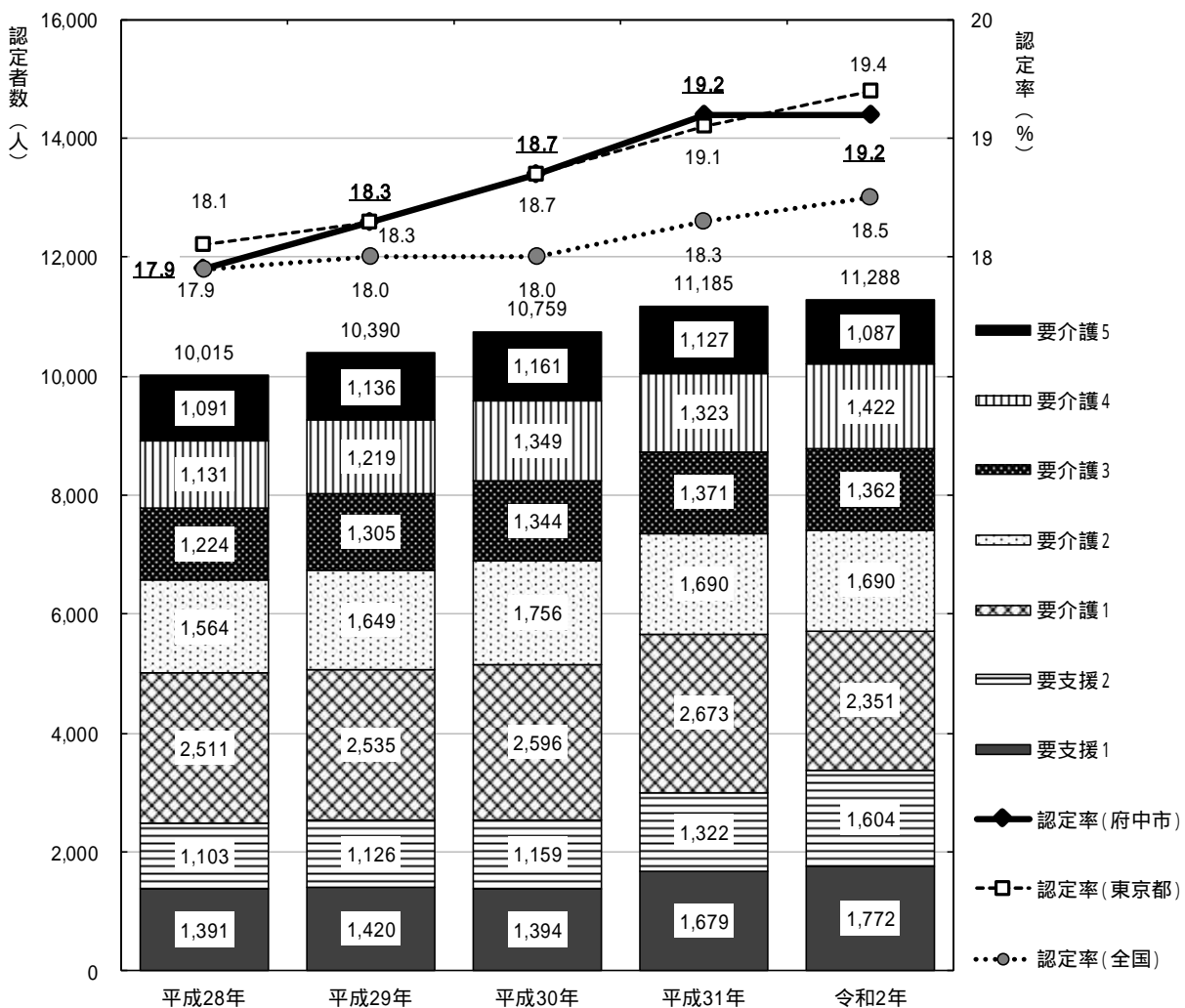
2 介護保険制度を取り巻く状況

(1) 要介護（要支援）認定者の状況

① 要介護（要支援）認定者数及び認定率の推移

本市の要介護（要支援）認定者数及び認定率は増加の一途でしたが、平成31年から横ばいで推移しており、令和2年3月末時点で11,035人（認定率：19.2%）となっています。

図表13 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移（第1号・第2号被保険者）



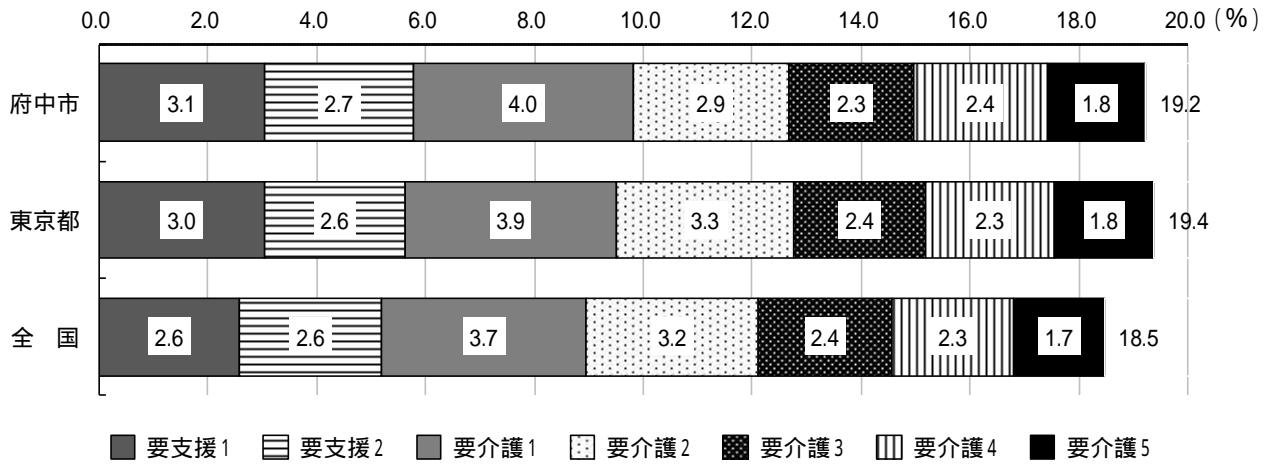
- 1 要介護(要支援)認定率は、第1号被保険者に対する65歳以上の認定者数の割合
- 2 各年3月末

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」（平成28～31年）
 厚生労働省「介護保険事業状況報告月報（暫定版）」（令和2年）

② 要介護認定率の比較（全国・東京都平均）

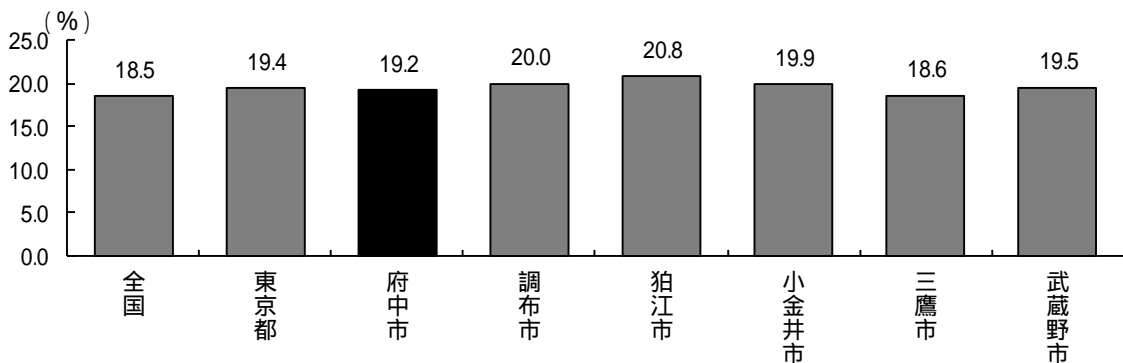
本市の要介護認定率を東京都平均や全国平均と比較すると、東京都平均と同程度で全国平均よりも高い値となっています。

図表 1 4 要介護度別認定率の比較（全国・東京都平均）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報（令和2年3月版）」

図表 1 5 地域別認定率の比較（参考）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告年報（令和元年）」

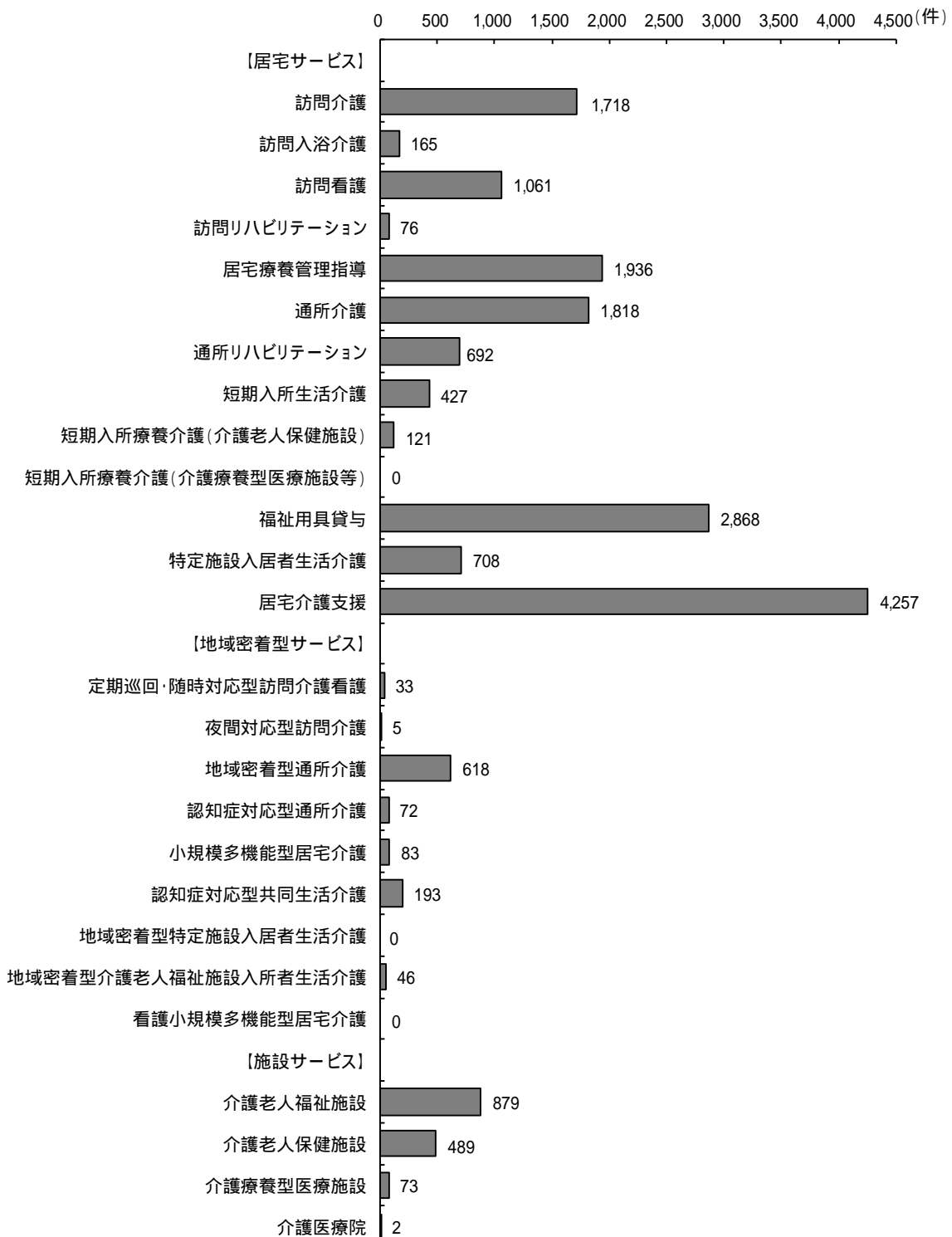
東京都老人福祉圏域（北多摩南部）における比較

(2) サービス別の利用実績と給付費の推移

① サービスの利用状況（要介護）

介護給付の利用件数をみると、「福祉用具貸与」、「訪問介護」、「居宅療養管理指導」及び「通所介護」が多くなっています（介護サービスを利用する際に必ず必要な「居宅介護支援」を除く。）。

図表16 サービス別利用状況（要介護1～5）

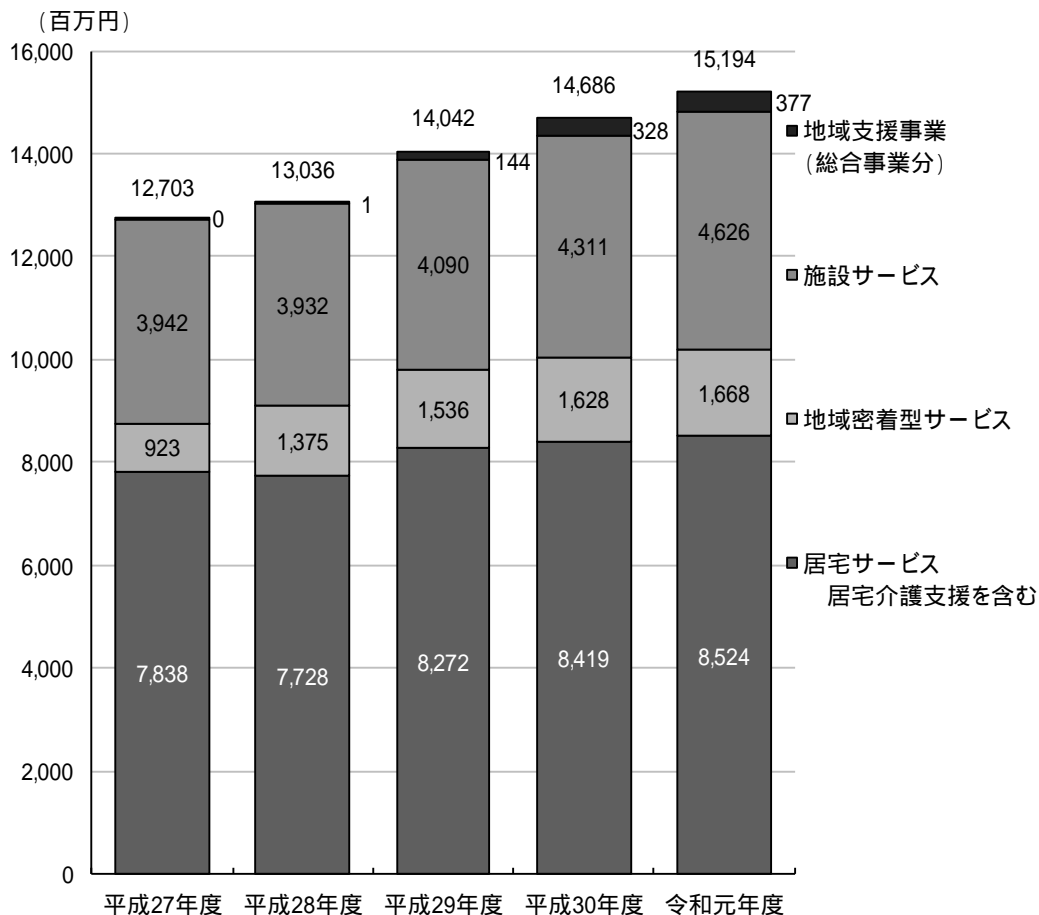


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報（暫定版）」（令和2年2月利用分）

② 介護給付費等の推移

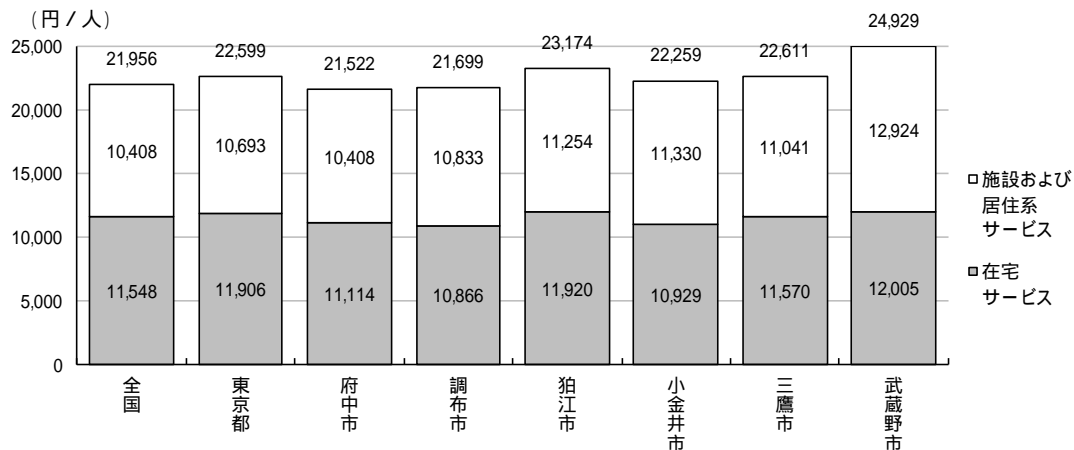
給付費等の推移を見ると、増加の一途で、サービス系列ごとに見ても増加が続いています。第1号被保険者1人当たりの給付月額額は、東京都平均、全国平均よりも低い額となっています。

図表17 介護保険サービス給付費等の推移



出典：東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」

図表18 地域別第1号被保険者1人当たりの給付月額（参考）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告年報（令和元年）」
東京都老人福祉圏域（北多摩南部）における比較

③ サービス別給付費の推移

予防給付費のサービス別の給付費推移を見ると、平成27年度から令和元年度までは、介護予防特定施設入居者生活介護を始め介護予防通所リハビリテーションや、介護予防訪問看護などの給付費が特に増加しています。

図表19 予防給付費等の推移

(給付額/単位:円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防サービス						
介護予防訪問介護	実績値(人)	6,359	6,008	3,053	1	0
	給付額	110,535,598	103,719,976	52,305,925	-73,288	-28,284
介護予防訪問入浴介護	実績値(人)	5	12	18	18	12
	給付額	145,778	471,658	1,116,121	1,109,830	899,657
介護予防訪問看護	実績値(人)	608	838	974	1,073	1,508
	給付額	19,130,900	25,874,941	29,090,687	32,498,323	47,619,216
介護予防訪問リハビリテーション	実績値(人)	60	50	69	84	79
	給付額	1,759,637	1,554,718	2,452,633	2,131,148	2,071,437
介護予防居宅療養管理指導	実績値(人)	674	808	965	1,014	1,681
	給付額	6,981,171	8,884,775	11,230,705	11,233,233	19,371,252
介護予防通所介護	実績値(人)	7,069	7,019	3,965	16	0
	給付額	196,082,062	192,467,924	107,218,127	253,800	-22,152
介護予防通所リハビリテーション	実績値(人)	1,333	1,699	1,290	1,383	2,216
	給付額	42,305,096	51,402,576	42,634,958	48,960,050	74,469,191
介護予防短期入所生活介護	実績値(人)	98	82	111	106	144
	給付額	3,662,270	3,267,351	4,752,402	4,848,311	6,057,566
介護予防短期入所療養介護	実績値(人)	8	5	4	5	26
	給付額	279,435	125,969	194,644	341,289	1,450,769
介護予防福祉用具貸与	実績値(人)	4,027	4,403	4,899	5,508	7,348
	給付額	22,552,048	23,691,564	26,939,545	29,452,761	42,475,554
特定介護予防福祉用具購入費	実績値(人)	135	185	143	164	184
	給付額	2,844,329	4,229,421	3,731,137	4,041,421	5,146,205
介護予防住宅改修費	実績値(人)	220	231	177	182	223
	給付額	23,822,683	21,726,724	18,393,422	20,091,620	20,360,487
介護予防特定施設入居者生活介護	実績値(人)	640	611	619	646	974
	給付額	44,118,775	38,983,857	43,636,580	45,813,225	66,806,915
地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	実績値(人)	0	0	0	0	0
	給付額	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	実績値(人)	37	30	15	32	67
	給付額	1,670,292	1,552,071	718,377	2,182,950	3,583,026
介護予防認知症対応型共同生活介護短期利用	実績値(人)	0	0	0	0	0
	給付額	0	0	0	0	0
居宅介護支援介護予防支援						
居宅介護支援介護予防支援	実績値(人)	14,152	14,340	10,750	7,124	9,654
	給付額	68,847,152	69,913,642	52,299,121	34,753,451	47,649,858
予防給付費 小計		544,737,226	547,867,167	396,714,384	237,638,124	337,910,697

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域支援事業(総合事業分)						
訪問型サービス	実績値(人)	0	45	2,464	5,186	6,132
	給付額	0	711,644	43,211,420	87,248,106	103,872,822
通所型サービス	実績値(人)	0	26	3,013	7,381	9,012
	給付額	0	534,782	85,343,990	204,598,779	232,243,990
介護予防ケアマネジメント	実績値(人)	1	30	3,162	7,418	8,291
	給付額	7,300	144,564	15,668,482	36,306,330	40,751,182
地域支援事業(総合事業分) 小計		7,300	1,390,990	144,223,892	328,153,215	376,867,994

出典：東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」

実績値、給付額は各年度の実績

介護給付費のサービス別推移を**見る**と、平成27年度から令和元年度までは、介護老人福祉施設を始め、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護、訪問介護、介護老人保健施設などが特に増加しており、増加するサービス給付費への対応が今後の課題です。

図表20 介護給付費の推移

(給付額/単位:円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅サービス						
訪問介護	実績値(人)	21,853	22,170	22,660	22,808	22,130
	給付額	1,228,272,213	1,271,833,709	1,424,675,003	1,433,679,235	1,436,303,338
訪問入浴介護	実績値(人)	1,722	1,873	2,015	2,035	2,020
	給付額	106,236,246	111,212,071	122,772,992	124,979,698	126,250,387
訪問看護	実績値(人)	8,962	10,065	11,675	12,666	13,030
	給付額	412,522,264	454,471,799	528,518,246	585,337,756	586,745,540
訪問リハビリテーション	実績値(人)	830	912	854	1,004	970
	給付額	30,159,345	37,133,226	37,613,176	42,590,425	43,364,830
居宅療養管理指導	実績値(人)	16,123	17,996	20,597	23,162	24,186
	給付額	206,883,452	238,304,456	280,147,170	324,353,850	352,262,700
通所介護	実績値(人)	25,767	21,591	22,698	23,275	22,702
	給付額	1,740,380,709	1,392,746,371	1,519,789,246	1,587,245,838	1,580,783,967
通所リハビリテーション	実績値(人)	7,999	8,340	8,237	8,420	8,584
	給付額	567,470,148	565,485,160	577,702,993	566,152,783	553,762,605
短期入所生活介護	実績値(人)	5,333	5,444	5,590	5,583	5,532
	給付額	378,034,615	382,532,921	374,141,742	373,083,663	367,287,251
短期入所療養介護	実績値(人)	1,505	1,532	1,609	1,536	1,521
	給付額	113,902,738	121,240,344	129,250,439	127,693,555	126,699,682
福祉用具貸与	実績値(人)	29,849	31,586	33,823	35,544	35,530
	給付額	430,830,719	446,771,368	482,225,613	507,355,802	511,584,657
特定福祉用具購入費	実績値(人)	650	723	644	622	573
	給付額	18,845,374	18,898,258	18,841,158	18,159,901	17,601,188
住宅改修費	実績値(人)	483	437	416	424	422
	給付額	43,263,191	40,314,946	36,394,930	34,764,066	34,706,873
特定施設入居者生活介護	実績値(人)	6,817	7,291	8,256	8,659	8,768
	給付額	1,328,928,655	1,379,807,370	1,593,012,741	1,678,012,291	1,701,042,358
地域密着型サービス						
定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	実績値(人)	45	57	48	62	208
	給付額	8,394,512	9,640,900	8,899,691	10,705,385	32,841,748
夜間対応型訪問介護	実績値(人)	810	543	579	454	347
	給付額	13,219,557	9,759,798	11,751,994	10,455,080	10,471,567
認知症対応型通所介護	実績値(人)	1,090	1,171	1,284	1,139	974
	給付額	122,701,918	133,864,644	152,566,098	133,410,289	119,098,701
小規模多機能型居宅介護	実績値(人)	618	742	858	997	1,071
	給付額	118,798,317	145,364,188	169,855,885	201,667,544	213,437,379
認知症対応型共同生活介護	実績値(人)	2,042	2,111	2,217	2,372	2,361
	給付額	521,299,620	536,469,733	586,464,351	621,490,113	621,088,755
地域密着型特定施設入居者生活	実績値(人)	0	0	0	0	0
	給付額	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	実績値(人)	0	0	0	0	0
	給付額	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	実績値(人)	0	5,917	6,588	7,490	7,905
	給付額	0	399,045,221	463,223,300	498,656,206	516,640,792
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	実績値(人)	562	561	560	561	547
	給付額	136,925,143	139,468,901	142,514,814	149,188,400	150,897,964
施設サービス						
介護老人福祉施設	実績値(人)	8,585	8,887	9,037	9,621	10,303
	給付額	2,103,380,354	2,148,193,626	2,245,204,260	2,431,928,742	2,654,541,003
介護老人保健施設	実績値(人)	5,253	5,193	5,501	5,654	5,857
	給付額	1,422,722,757	1,380,336,264	1,479,868,403	1,548,856,780	1,659,169,744
介護療養型医療施設	実績値(人)	1,100	1,113	1,000	911	846
	給付額	415,588,452	403,652,558	364,936,585	330,194,668	303,657,009
介護医療院	実績値(人)				2	26
	給付額				88,096	8,260,348
居宅介護支援						
居宅介護支援	実績値(人)	48,326	50,445	52,841	54,643	53,090
	給付額	689,278,704	720,604,348	750,801,616	779,786,693	750,959,537
介護給付費 小計		12,158,039,003	12,487,152,180	13,501,172,446	14,119,836,859	14,479,459,923
介護給付費等 合計(+ +)		12,702,783,529	13,036,410,337	14,042,110,722	14,685,628,198	15,194,238,614

出典：東京都国民健康保険団体連合会「介護給付実績分析システム」

実績値、給付額は各年度の実績

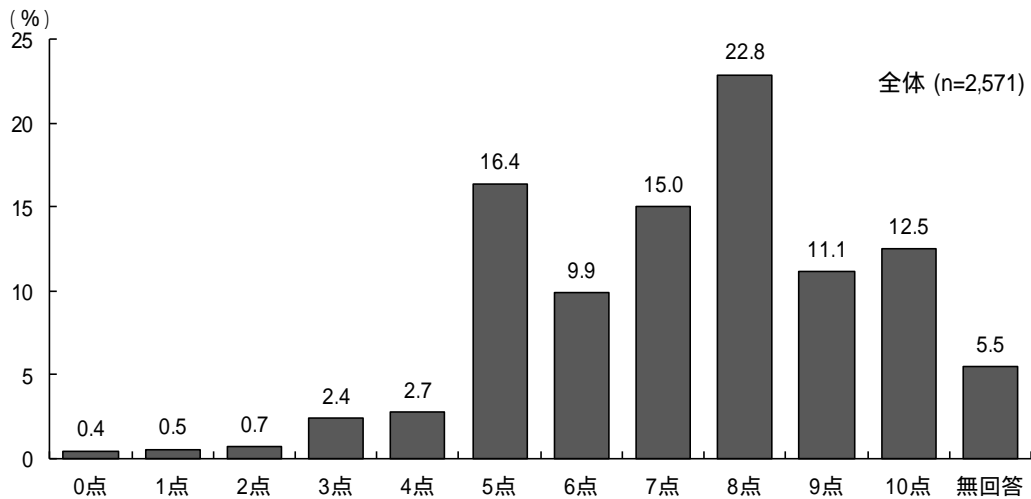
3 アンケート調査から把握した現状と課題

(1) 幸福度

高齢者の主観的幸福度は、「8点」(22.8%)が最も高く、次いで「5点」(16.4%)、「7点」(15.0%)と続いています。

全体の平均点は7.13点で、『女性』(7.27点)よりも『男性』(6.97点)の方が低く、また、『一人暮らし』(6.59点)や『本人又は家族に認知症』(6.74点)で低くなっています。

図表2-1 主観的幸福度(介護予防・日常生活圏域二一ズ調査)



		0点	1点	2点	3点	4点	5点	6点	7点	8点	9点	10点	無回答	平均点	
全体 (n=2,571)		0.4%	0.5%	0.7%	2.4%	2.7%	16.4%	9.9%	15.0%	22.8%	11.1%	12.5%	5.5%	7.13点	
要支援 認定	非認定者(自立) (n=1,612)	0.2%	0.4%	0.2%	1.7%	2.1%	12.6%	10.2%	17.2%	25.6%	13.3%	13.2%	3.2%	7.40点	
	要支援1・2 (n=637)	0.3%	0.8%	1.3%	3.5%	3.9%	23.1%	10.0%	12.6%	20.3%	7.8%	9.9%	6.6%	6.69点	
性別	男性 (n=1,015)	0.5%	0.5%	0.9%	3.3%	2.6%	17.0%	10.7%	16.3%	24.9%	10.3%	9.2%	3.8%	6.97点	
	女性 (n=1,484)	0.4%	0.5%	0.5%	1.8%	2.9%	15.8%	9.5%	14.4%	21.8%	11.9%	14.8%	5.8%	7.27点	
年齢	65～69歳 (n=504)	0.4%	0.6%	0.6%	3.0%	2.8%	13.3%	8.5%	17.9%	27.6%	11.5%	11.9%	2.0%	7.22点	
	70～74歳 (n=566)	0.7%	0.2%	0.5%	1.4%	2.7%	14.7%	10.4%	15.5%	25.1%	13.1%	11.7%	4.1%	7.25点	
	75～79歳 (n=573)	0.2%	0.7%	0.7%	1.9%	3.0%	16.9%	10.5%	15.2%	22.0%	9.8%	13.8%	5.4%	7.14点	
	80～84歳 (n=464)	0.4%	0.6%	0.6%	3.0%	2.4%	17.0%	11.0%	12.7%	20.3%	11.2%	12.9%	7.8%	7.08点	
	85～89歳 (n=336)	0.3%	0.3%	1.2%	3.0%	2.1%	22.0%	7.7%	12.8%	19.3%	10.4%	12.8%	8.0%	6.99点	
	90歳以上 (n=103)	0.0%	1.0%	0.0%	2.9%	4.9%	17.5%	12.6%	13.6%	16.5%	9.7%	11.7%	9.7%	6.90点	
性別 × 年齢	男性	65～74歳 (n=480)	0.6%	0.4%	0.8%	2.9%	3.3%	15.4%	9.4%	17.9%	28.8%	9.6%	8.5%	2.3%	7.01点
		75～84歳 (n=404)	0.5%	0.2%	0.7%	3.7%	2.0%	17.1%	12.6%	15.1%	21.3%	10.4%	11.1%	5.2%	6.99点
		85歳以上 (n=130)	0.0%	1.5%	0.8%	3.1%	1.5%	23.1%	10.0%	13.8%	22.3%	13.1%	5.4%	5.4%	6.77点
	女性	65～74歳 (n=580)	0.5%	0.3%	0.2%	1.6%	2.2%	12.8%	9.8%	15.7%	24.3%	14.7%	14.5%	3.4%	7.44点
		75～84歳 (n=605)	0.2%	0.8%	0.7%	1.7%	3.1%	16.7%	9.6%	13.6%	21.7%	10.7%	15.0%	6.3%	7.21点
		85歳以上 (n=293)	0.3%	0.0%	1.0%	2.4%	3.4%	20.1%	8.2%	13.0%	17.4%	9.2%	15.4%	9.6%	7.07点
家族構成	一人暮らし (n=658)	0.9%	1.1%	1.4%	4.4%	4.1%	21.1%	11.1%	13.2%	18.1%	9.3%	9.3%	6.1%	6.59点	
	夫婦二人暮らし (n=959)	0.4%	0.3%	0.5%	1.7%	2.3%	14.6%	8.2%	15.5%	26.2%	13.3%	12.8%	4.1%	7.34点	
	子のみ同居 (n=511)	0.2%	0.2%	0.2%	2.0%	2.3%	16.6%	10.6%	15.3%	22.9%	10.8%	12.5%	6.5%	7.21点	
	その他 (n=392)	0.0%	0.5%	0.5%	1.5%	1.8%	13.3%	11.7%	16.3%	23.2%	10.2%	15.8%	5.1%	7.38点	
一人暮らし × 年齢	65～74歳 (n=190)	1.1%	0.0%	1.6%	5.3%	5.3%	24.2%	8.9%	15.3%	18.4%	10.5%	5.8%	3.7%	6.45点	
	75～84歳 (n=285)	0.7%	2.1%	1.1%	4.2%	2.8%	18.9%	12.6%	11.9%	20.0%	8.1%	10.5%	7.0%	6.67点	
	85歳以上 (n=176)	0.6%	0.6%	1.1%	4.0%	5.1%	21.6%	10.2%	13.6%	15.3%	10.2%	11.4%	6.3%	6.70点	
経済的 状況	苦しい (n=615)	1.3%	1.3%	2.0%	5.9%	6.8%	24.1%	11.9%	14.1%	13.8%	5.4%	6.8%	6.7%	6.08点	
	ふつう (n=1,628)	0.2%	0.3%	0.3%	1.4%	1.5%	15.3%	10.1%	15.5%	25.6%	11.5%	13.3%	5.1%	7.35点	
	ゆとりがある (n=282)	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.4%	5.7%	5.0%	14.9%	29.4%	22.0%	20.2%	2.1%	8.18点	
住まい	持ち家 (n=1,978)	0.3%	0.4%	0.6%	1.6%	2.2%	14.5%	9.3%	15.7%	24.2%	12.7%	13.7%	5.0%	7.34点	
	賃貸 (n=488)	1.2%	0.8%	1.0%	5.1%	4.9%	23.2%	12.1%	12.7%	19.7%	4.5%	8.8%	5.9%	6.39点	
主観的 健康感	高齢者向け住宅 (n=17)	0.0%	5.9%	0.0%	5.9%	0.0%	17.6%	29.4%	17.6%	0.0%	5.9%	5.9%	11.8%	5.93点	
	とてもよい (n=310)	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.3%	6.1%	3.5%	11.3%	26.5%	16.8%	31.9%	2.6%	8.39点	
本人又は家 族に認知症	まあよい (n=1,508)	0.1%	0.3%	0.2%	1.6%	2.0%	14.0%	9.5%	16.9%	27.1%	12.7%	12.4%	3.2%	7.38点	
	あまりよくない (n=545)	0.7%	0.4%	1.5%	4.0%	5.5%	27.3%	15.6%	15.2%	14.3%	6.2%	4.4%	4.8%	6.18点	
	よくない (n=128)	4.7%	5.5%	4.7%	9.4%	7.0%	28.9%	5.5%	6.3%	9.4%	4.7%	7.0%	7.0%	5.16点	
本人又は家 族に認知症	あり (n=240)	1.3%	0.4%	2.5%	3.8%	4.6%	16.3%	10.0%	15.8%	20.0%	9.2%	10.8%	5.4%	6.74点	
	なし (n=2,234)	0.4%	0.6%	0.5%	2.2%	2.4%	16.1%	10.0%	15.2%	23.8%	11.4%	13.1%	4.5%	7.20点	

(2) 社会参加状況

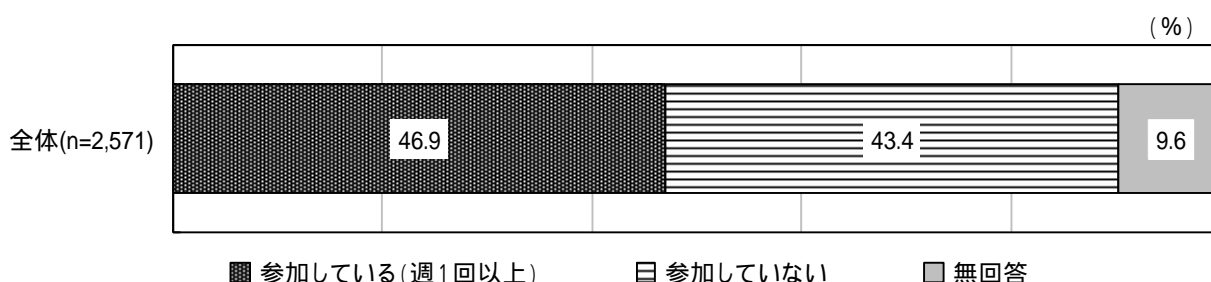
高齢者が週1回以上、社会参加している割合は46.9%となっています。

また、これから参加したい活動は、「自分の楽しみが得られる活動」(38.2%)が最も高く、次いで「生きがいや健康づくりができる活動」(31.0%)、「興味ある知識や教養が得られる活動」(20.2%)、「仲間づくりや親しい友人ができる活動」(17.9%)の順となっています。

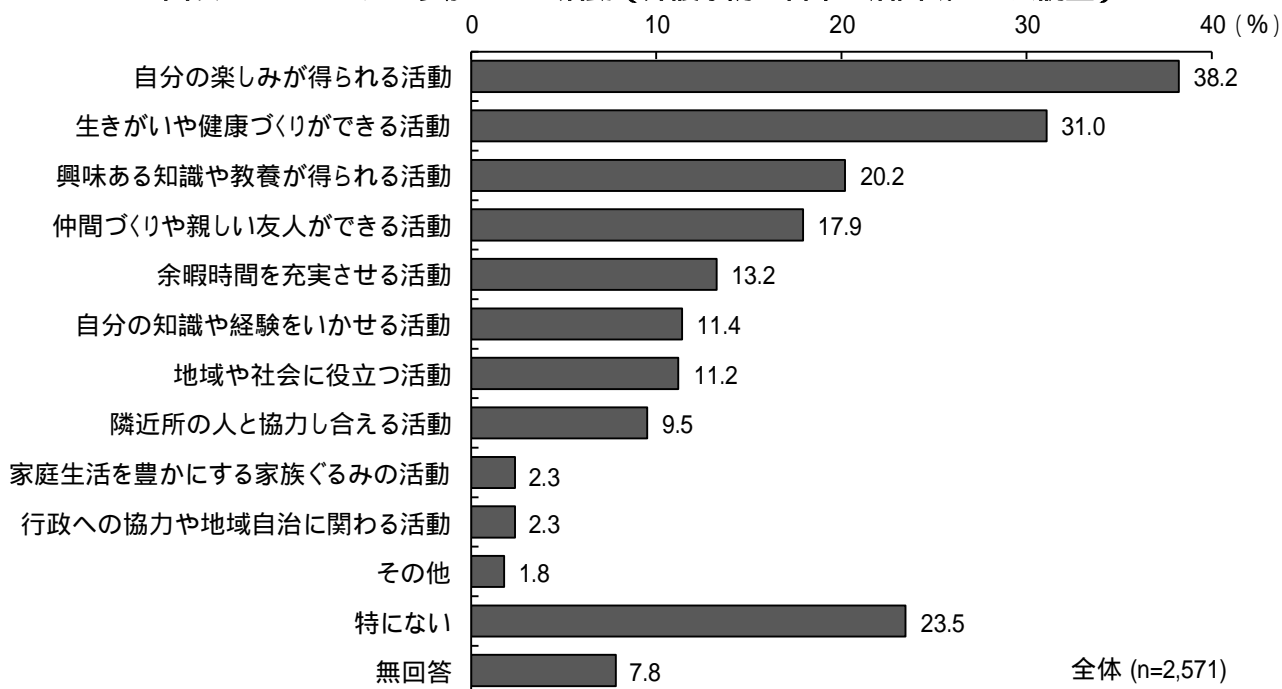
「社会参加」とは、次の8つの活動のいずれかに参加しているものとします。

ボランティアのグループ、スポーツ関係のグループやクラブ、趣味関係のグループ、学習・教養サークル、介護予防のための通いの場(地域交流体操、その他自主グループ等)、シニアクラブ、自治会・町会等、収入のある仕事

図表 2 2 高齢者の社会参加状況(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



図表 2 3 これから参加したい活動(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



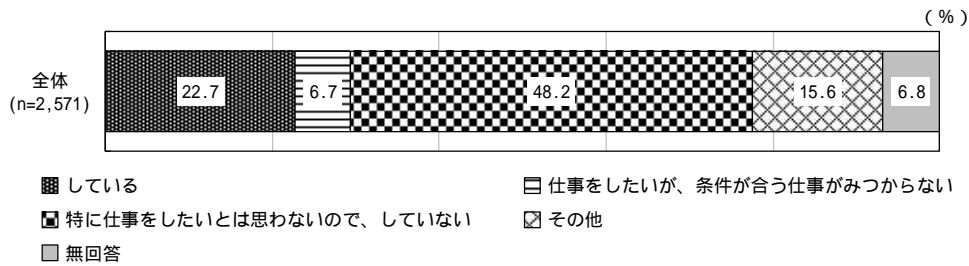
(3) 就労状況

高齢者の就労状況は22.7%となっています。

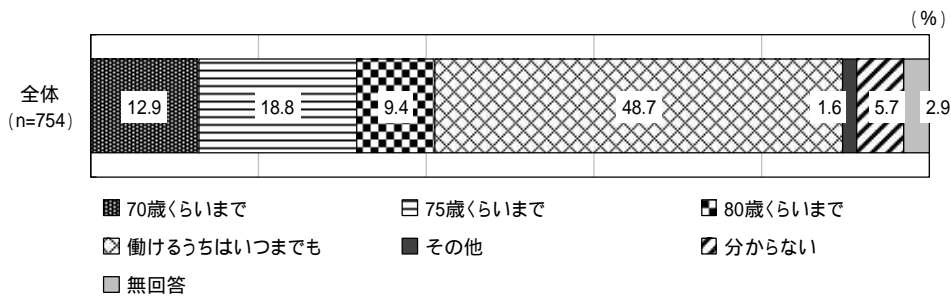
また、働いている高齢者の今後の就労意向は、「70歳くらいまで」(12.9%)、「75歳くらいまで」(18.8%)、「80歳くらいまで」(9.4%)、「働けるうちはいつまでも」(48.7%)となっており、働いている高齢者のおよそ9割が70歳以上まで働きたいと考えています。

また、働いている高齢者がとても重要と考える就労理由は、「健康が維持できること」が最も高く、次いで「収入が得られること」、「知識や経験がいかせること」の順となっています。

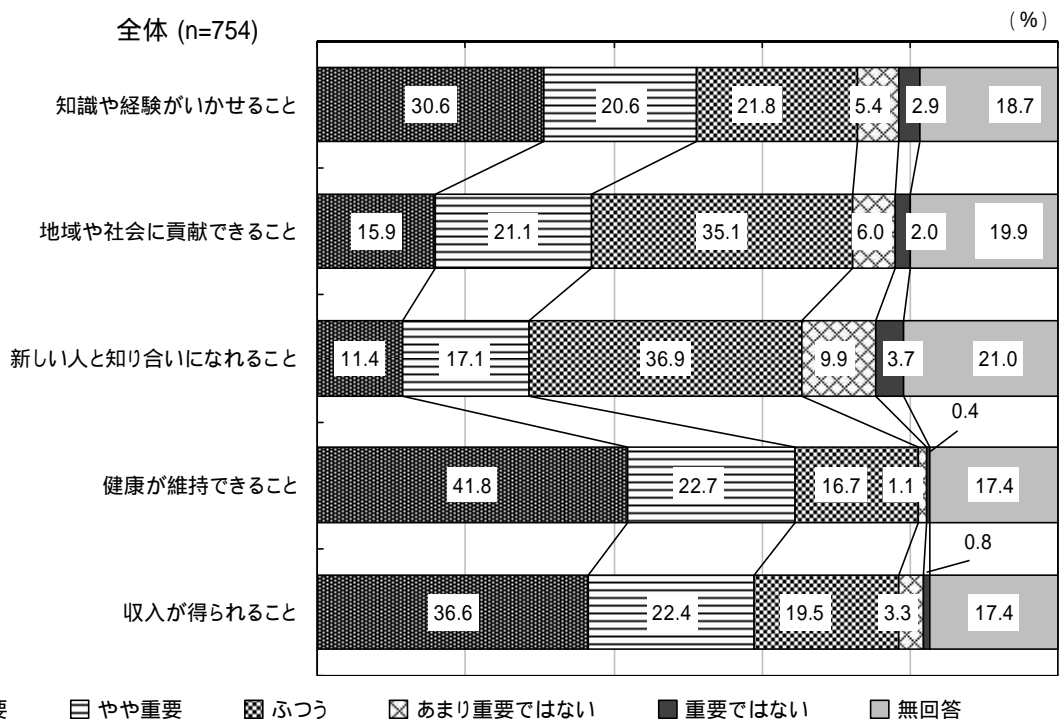
図表 2 4 高齢者の就労状況 (介護予防・日常生活圏域二一ズ調査)



図表 2 5 高齢者の就労意向 (介護予防・日常生活圏域二一ズ調査)



図表 2 6 高齢者の就労理由 (介護予防・日常生活圏域二一ズ調査)



(4) 健康状況

高齢者の手段的日常生活動作（IADL）の評価が低い（低下のおそれのある3点以下）割合は、年齢が高くなるほど割合が高くなっており、特に85歳以上で高くなっています。

また、85歳以上では、「女性」（17.7%）よりも「男性」（23.1%）での割合が高くなっています。

図表27 手段的日常生活動作の低下状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

No.	設問内容	評価・分析			
1	バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）	できるし、している できるけどしていない	1点	できない	0点
2	自分で食品・日用品の買物をしていますか	できるし、している できるけどしていない	1点	できない	0点
3	自分で食事の用意をしていますか	できるし、している できるけどしていない	1点	できない	0点
4	自分で請求書の支払いをしていますか	できるし、している できるけどしていない	1点	できない	0点
5	自分で預貯金の出し入れをしていますか	できるし、している できるけどしていない	1点	できない	0点
		合計点数（5項目） 3点以下：低い 4点：やや低い 5点：高い			



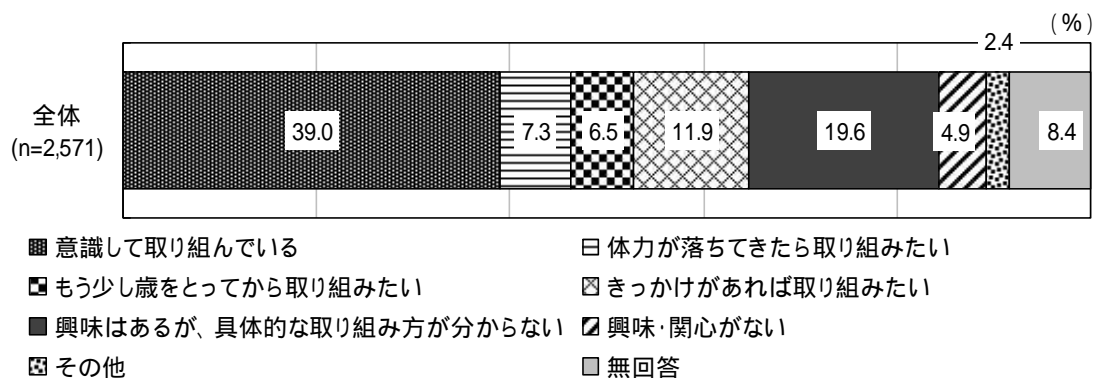
全体 (n=2,571)		低い	やや低い	高い	判定不能	
要支援認定	非認定者(自立) (n=1,612)	2.0%	4.3%	92.1%	1.6%	
	要支援1・2 (n=637)	20.3%	12.1%	62.3%	5.3%	
性別	男性 (n=1,015)	7.9%	10.0%	79.3%	2.8%	
	女性 (n=1,484)	6.7%	4.6%	85.0%	3.6%	
年齢	65～69歳 (n=504)	2.0%	2.8%	94.0%	1.2%	
	70～74歳 (n=566)	3.7%	5.3%	89.0%	1.9%	
	75～79歳 (n=573)	4.7%	6.8%	84.5%	4.0%	
	80～84歳 (n=464)	8.8%	9.3%	76.7%	5.2%	
	85～89歳 (n=336)	17.3%	10.7%	67.3%	4.8%	
	90歳以上 (n=103)	25.2%	10.7%	55.3%	8.7%	
性別 × 年齢	男性	65～74歳 (n=480)	4.6%	7.3%	86.0%	2.1%
		75～84歳 (n=404)	6.9%	12.9%	76.2%	4.0%
		85歳以上 (n=130)	23.1%	11.5%	63.8%	1.5%
	女性	65～74歳 (n=580)	1.6%	1.6%	95.7%	1.2%
		75～84歳 (n=605)	6.0%	4.6%	85.5%	4.0%
		85歳以上 (n=293)	17.7%	10.9%	63.5%	7.8%
家族構成	一人暮らし (n=658)	5.5%	5.3%	84.2%	5.0%	
	夫婦二人暮らし (n=959)	6.4%	6.3%	84.8%	2.6%	
	子のみ同居 (n=511)	9.2%	8.2%	79.6%	2.9%	
	その他 (n=392)	8.9%	8.4%	80.1%	2.6%	
主観的健康感	とてもよい (n=310)	0.3%	3.9%	93.5%	2.3%	
	まあよい (n=1,508)	4.0%	4.9%	89.1%	2.0%	
	あまりよくない (n=545)	13.6%	12.5%	68.4%	5.5%	
	よくない (n=128)	33.6%	11.7%	47.7%	7.0%	

(5) 介護予防に対する考え

高齢者の介護予防に対する考えは、「意識して取り組んでいる」(39.0%)が最も高く、次いで「興味はあるが、具体的な取り組み方が分からない」(19.6%)、「きっかけがあれば取り組みたい」(11.9%)の順となっています。

「意識的に取り組んでいる」割合は、『男性』(33.3%)よりも『女性』(42.9%)の方が高く、また、90歳未満では年齢が高いほど割合が高くなる傾向が見られるなど、男女や年齢による意識の違いも見られます。

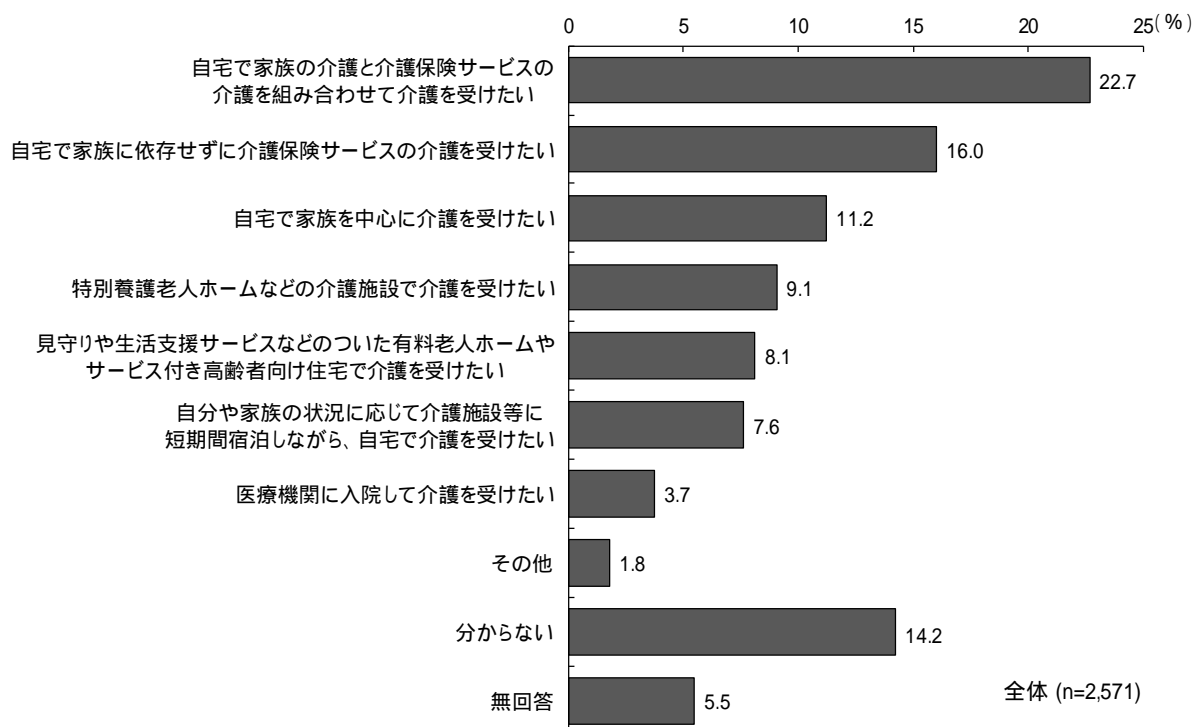
図表 28 介護予防に対する考え (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



(6) 生活拠点

高齢者が、今後介護が必要になったときに生活したい場所は、「自宅で家族の介護と介護保険サービスの介護を組み合わせたい」(22.7%)が最も高く、次いで「自宅で家族に依存せずに介護保険サービスの介護を受けたい」(16.0%)、「自宅で家族を中心に介護を受けたい」(11.2%)の順となっています。

図表 29 今後介護が必要になったときに生活したい場所 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

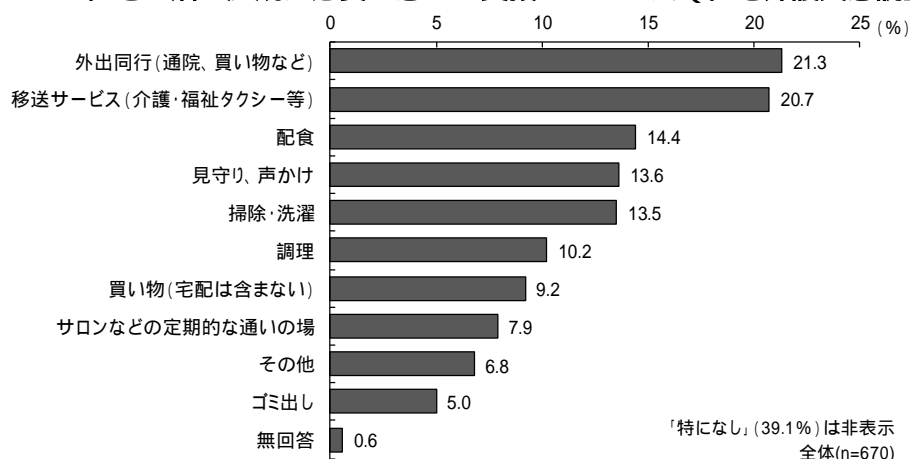


(7) 在宅生活に必要な支援やインフォーマルサポート

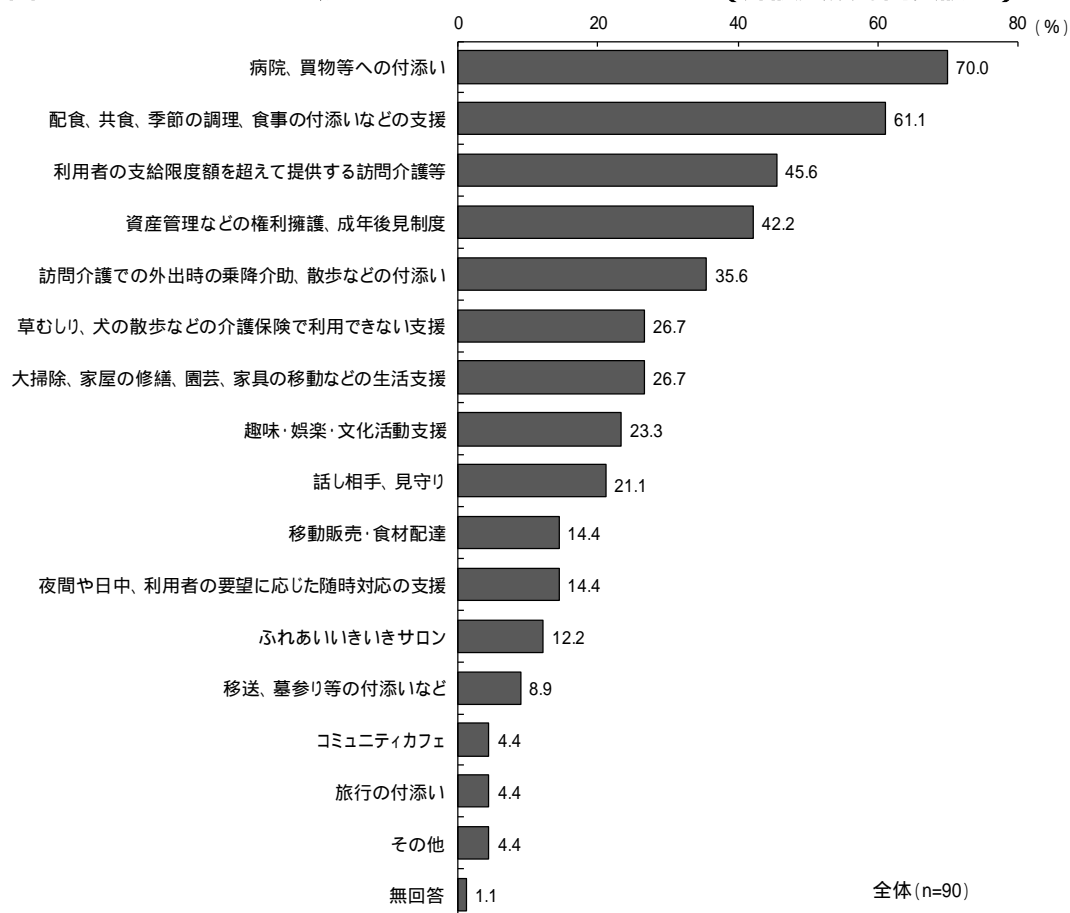
要介護認定を受け在宅で生活をしている高齢者が、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「外出同行（通院、買い物など）」（21.3%）、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（20.7%）が2割を超えています。

介護支援専門員がケアプランに加えたインフォーマルサポートは、「病院、買物等への付添い」（70.0%）が最も高く、次いで「配食、共食、季節の調理、食事の付添いなどの支援」（61.1%）、「利用者の支給限度額を超えて提供する訪問介護等」（45.6%）、「資産管理などの権利擁護、成年後見制度」（42.2%）の順となっています。

図表30 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（在宅介護実態調査）



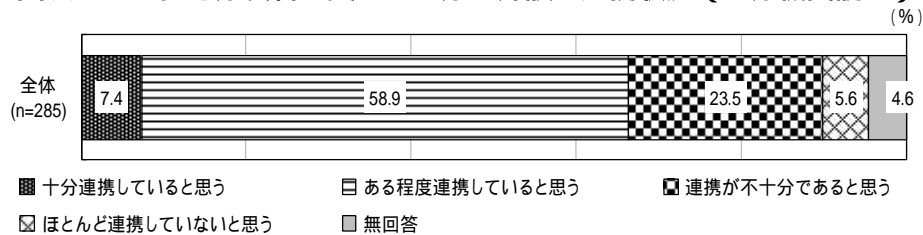
図表31 ケアプランに加えたインフォーマルサポート（介護支援専門員調査）



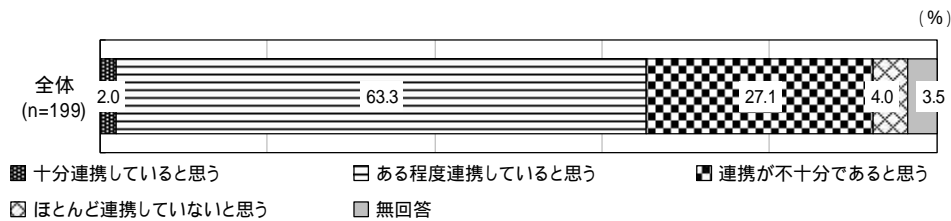
(8) 医療と介護の連携に対する意識

医療と介護の連携について、「十分連携していると思う」と「ある程度連携していると思う」を合わせた割合は、医療機関が66.3%、介護保険サービス提供事業者は65.3%となっています。一方で、「連携が不十分・ほとんど連携していないと思う」理由は、医療機関、介護保険サービス提供事業者ともに、「交流の場がない」、「お互いに多忙で連絡がとれない」、「医療と介護の関係者間で共通の目的を持っていない」が多くなっています。

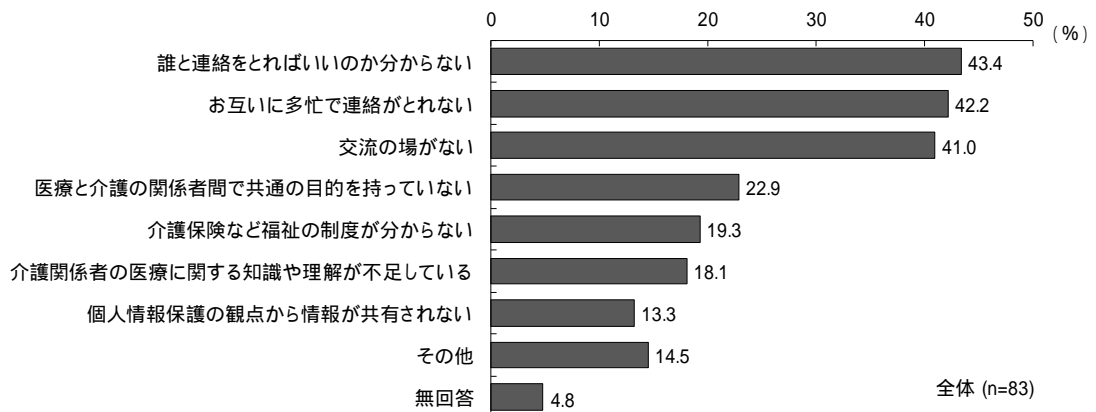
図表 3 2 在宅療養者を支える医療と介護の連携状況（医療機関調査）



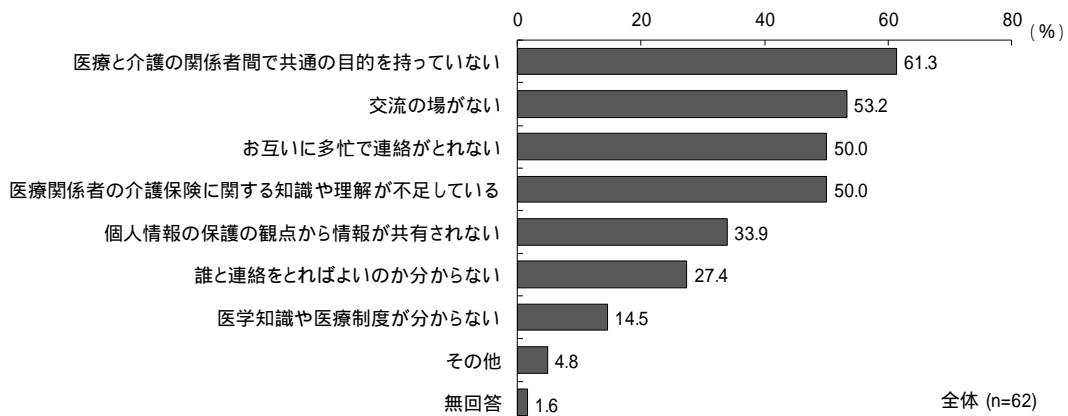
図表 3 3 在宅療養者を支える医療と介護の連携状況（介護保険サービス提供事業者調査）



図表 3 4 連携が不十分・ほとんど連携していない理由（医療機関調査）



図表 3 5 連携が不十分・ほとんど連携していない理由（介護保険サービス提供事業者調査）



(9) 介護者の仕事と介護の両立状況

主な介護者は、「フルタイム勤務」が24.3%、「パートタイム勤務」が18.2%で、合わせて42.5%の方が仕事に就いています。

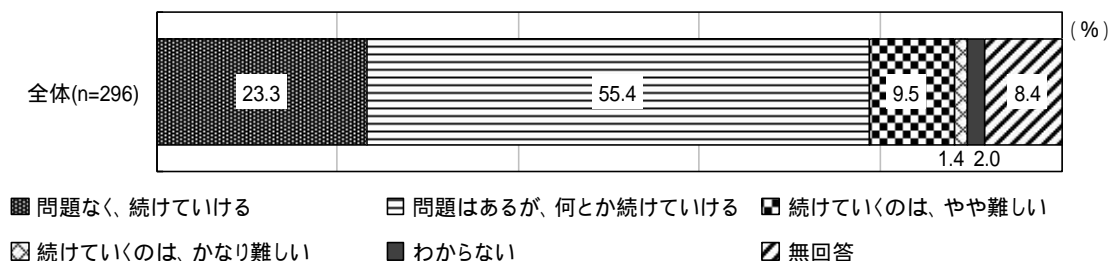
また、今後も働きながら介護を続けることについて、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」と考える介護者は10.9%となっています。

さらに、居宅サービス利用者の介護者が求める支援策は「介護者に対する定期的な情報提供」が31.5%と最も高く、次いで「介護者が気軽に休息できる機会づくり」(27.2%)、「在宅介護者への手当」(25.2%)の順となっています。

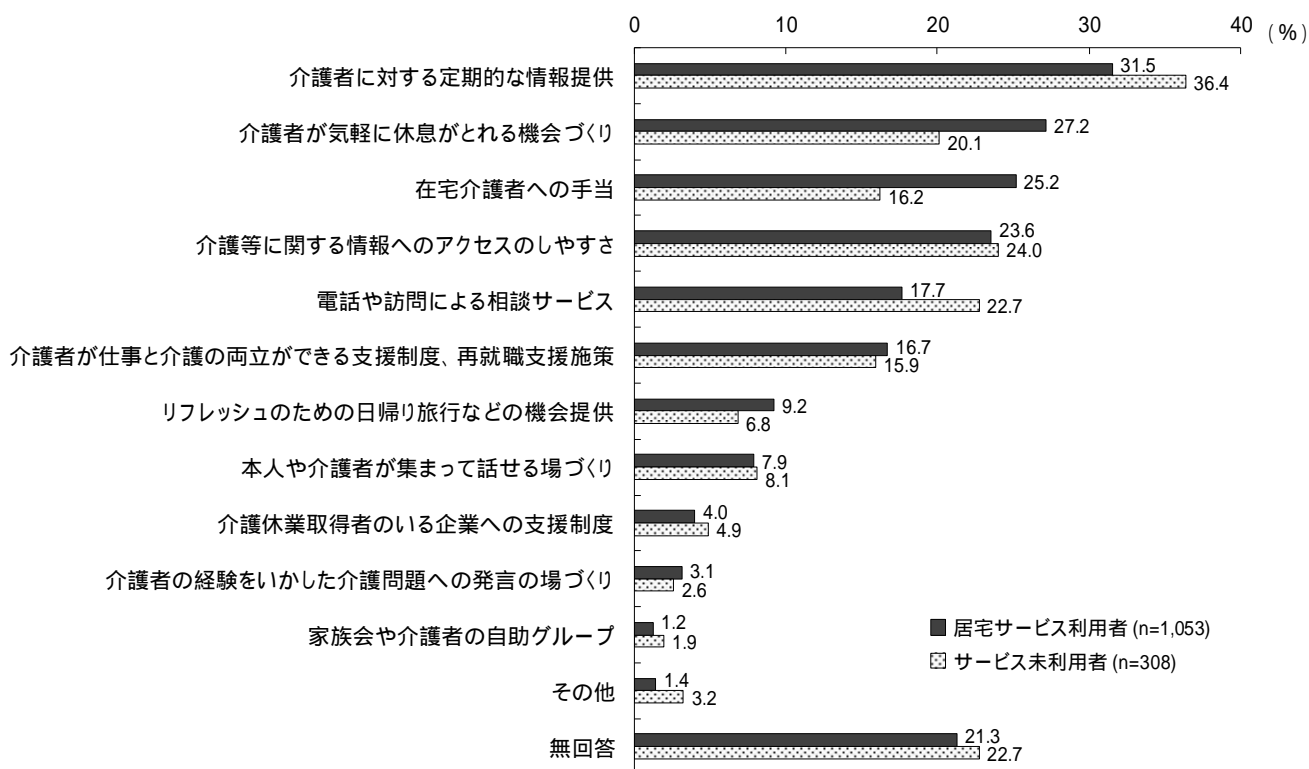
図表36 主な介護者の勤務形態（在宅介護実態調査）



図表37 主な介護者の就労継続意向（在宅介護実態調査）



図表38 介護者が求める支援策（要支援・要介護認定者調査）

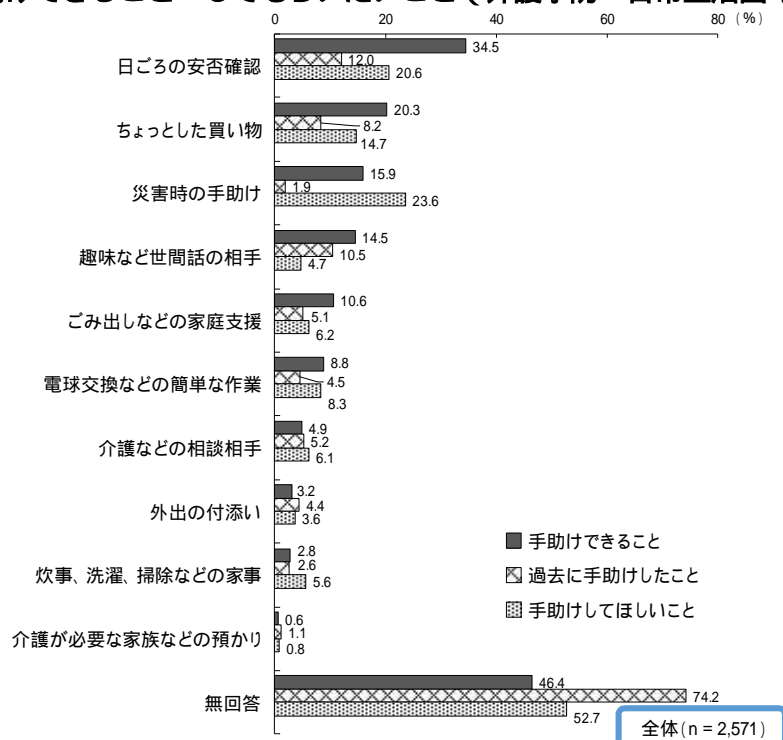


(10) 支え合い

高齢者が手助けできることは、「日ごろの安否確認」(34.5%)が最も高く、次いで「ちょっとした買い物」(20.3%)、「災害時の手助け」(15.9%)、「趣味など世間話の相手」(14.5%)、「ごみ出しなどの家庭支援」(10.6%)の順となっています。このうち、過去に手助けしたことは、「日ごろの安否確認」(12.0%)が最も高く、次いで「趣味など世間話の相手」(10.5%)、「ちょっとした買い物」(8.2%)の順となっています。

一方で、高齢者が手助けしてほしいことは、「災害時の手助け」(23.6%)が最も高く、次いで「日ごろの安否確認」(20.6%)、「ちょっとした買い物」(14.7%)、「電球交換などの簡単な作業」(8.3%)の順となっています。

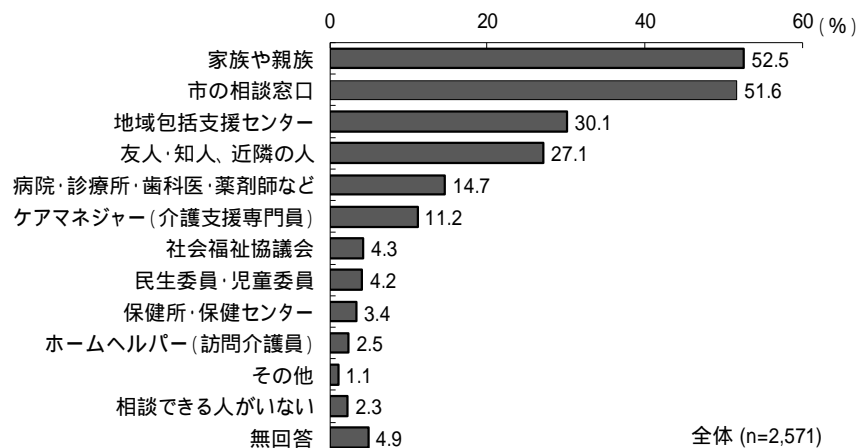
図表39 手助けできること・してもらいたいこと(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



(11) 相談機関

高齢者の相談先は、「家族や親族」(52.5%)が最も高く、次いで「市の相談窓口」(51.6%)、「地域包括支援センター」(30.1%)の順となっています。

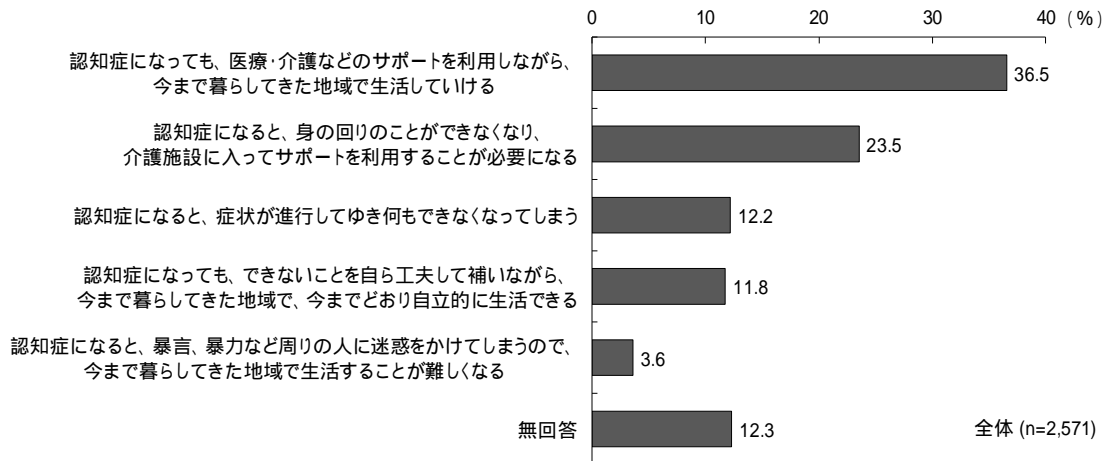
図表40 困りごとがあったときの相談先(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



(12) 認知症

高齢者の認知症に対するイメージは、「認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける」(36.5%)が最も高く、次いで「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設に入ってサポートを利用することが必要になる」(23.5%)、「認知症になると、症状が進行してゆき何もできなくなってしまう」(12.2%)の順となっています。

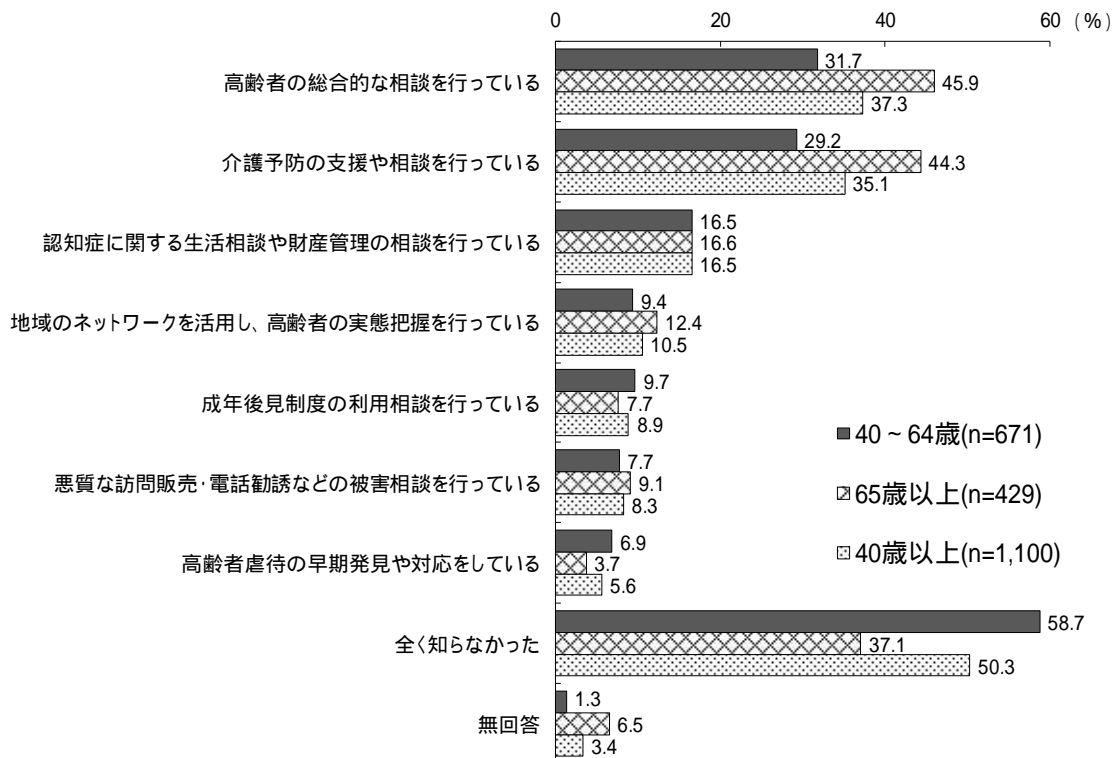
図表4-1 認知症に対するイメージ(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



(13) 地域包括支援センター

地域包括支援センターについて「全く知らなかった」の割合は、40～64歳の方は58.7%で、65歳以上の方は37.1%、40歳以上の方は50.3%となっています。

図表4-2 地域包括支援センターの認知度(一般市民調査)

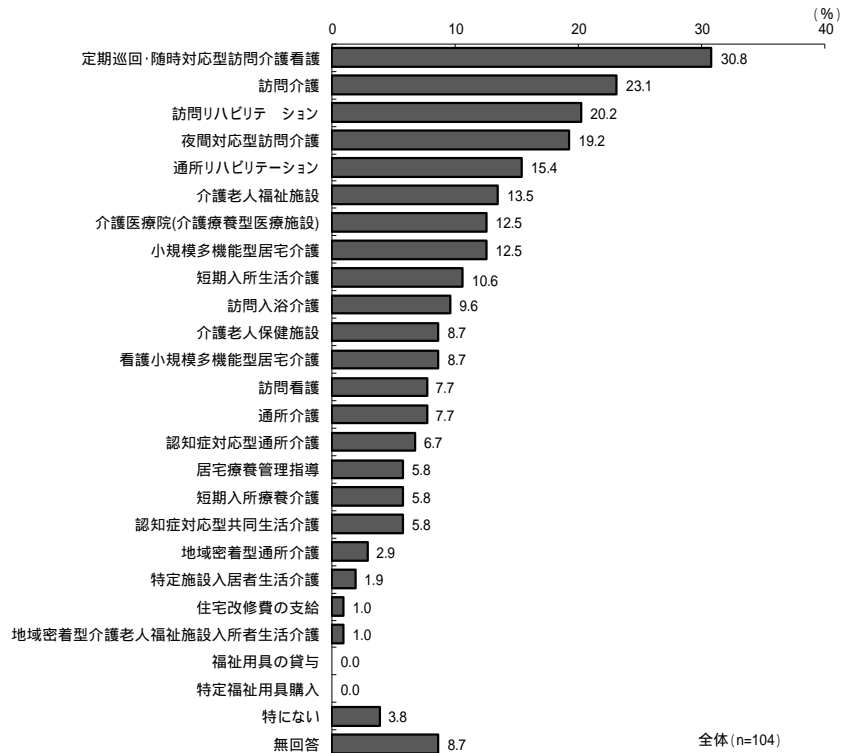


(14) 介護支援専門員（ケアマネジャー）

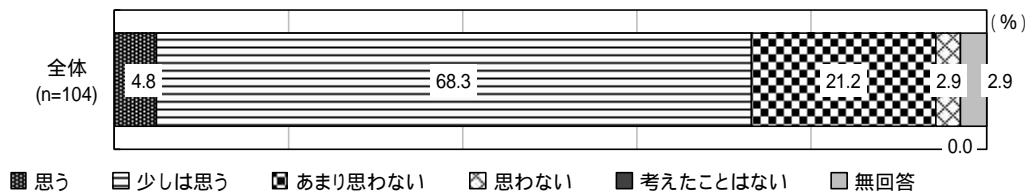
介護支援専門員が感じる、量的に不足しているサービスは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」（30.8%）が最も高く、次いで「訪問介護」（23.1%）、「訪問リハビリテーション」（20.2%）、「夜間対応型訪問介護」（19.2%）の順となっています。

また、利用者の自立支援に向けたケアプランの作成ができていると思うかについて、「思う」（4.8%）、「少しは思う」（68.3%）を合わせた割合は73.1%となっており、業務経験が長くなるほど、その割合は高くなる傾向があります。

図表 4 3 量的に不足していると感じるサービス（介護支援専門員調査）



図表 4 4 自立支援に向けたケアプランの作成ができていると思うか（介護支援専門員調査）



思う
 少しは思う
 あまり思わない
 思わない
 考えたことはない
 無回答

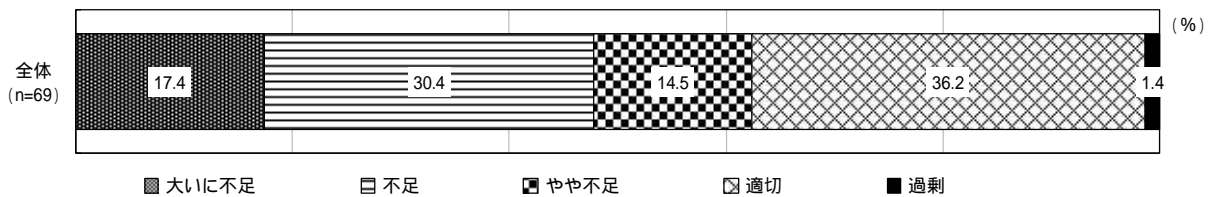
		思う	少しは思う	あまり思わない	思わない	考えたことはない	無回答
全体 (n=104)		4.8%	68.3%	21.2%	2.9%	0.0%	2.9%
性別	男性 (n=22)	9.1%	45.5%	36.4%	4.5%	0.0%	4.5%
	女性 (n=81)	3.7%	74.1%	17.3%	2.5%	0.0%	2.5%
年齢	30代 (n=14)	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	40代 (n=26)	7.7%	57.7%	26.9%	7.7%	0.0%	0.0%
	50代 (n=47)	4.3%	74.5%	17.0%	2.1%	0.0%	2.1%
	60歳以上 (n=16)	6.3%	81.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
他の資格 (4種)	介護福祉士 (n=86)	5.8%	68.6%	20.9%	2.3%	0.0%	2.3%
	ホームヘルパー (n=43)	4.7%	74.4%	16.3%	2.3%	0.0%	2.3%
	社会福祉士 (n=18)	0.0%	50.0%	38.9%	5.6%	0.0%	5.6%
	社会福祉主事 (n=12)	8.3%	75.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
その他 (n=19)		0.0%	57.9%	31.6%	5.3%	0.0%	5.3%
ケアマネ業務経験 (4区分)	3年未満 (n=9)	0.0%	55.6%	44.4%	0.0%	0.0%	0.0%
	3年以上5年未満 (n=19)	0.0%	52.6%	47.4%	0.0%	0.0%	0.0%
	5年以上7年未満 (n=25)	8.0%	64.0%	28.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	7年以上 (n=50)	6.0%	78.0%	4.0%	6.0%	0.0%	6.0%

(15) 介護人材

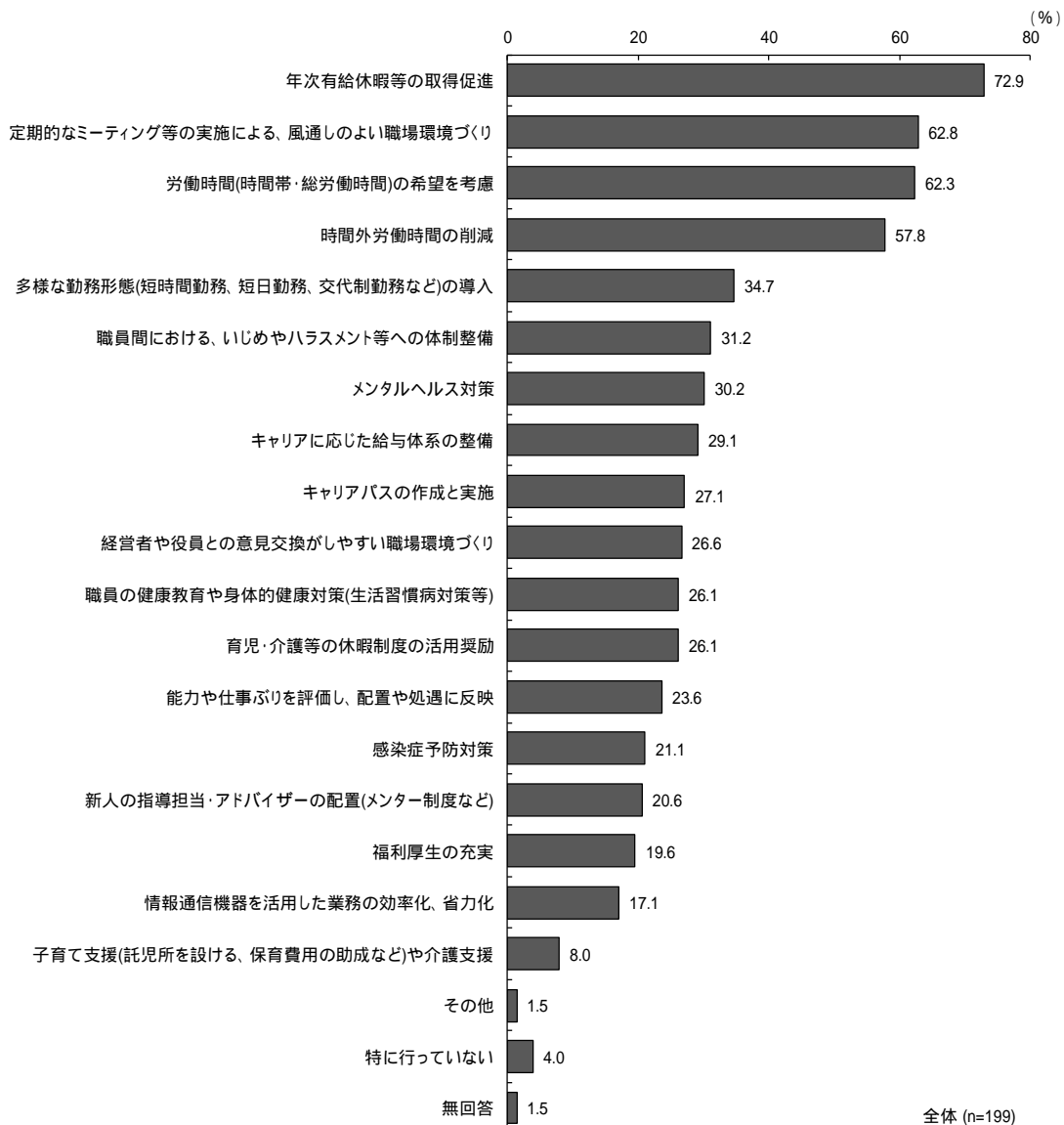
介護保険サービス提供事業者が感じる、介護職員（介護保険の指定事業者で働き、直接介護を行う者）の不足感は、「大いに不足」（17.4%）、「不足」（30.4%）を合わせて47.8%となっています。

また、介護離職防止のための取組は、「年次有給休暇等の取得促進」（72.9%）が最も高く、次いで「定期的なミーティング等の実施による、風通しのよい職場環境づくり」（62.8%）、「労働時間（時間帯・総労働時間）の希望を考慮」（62.3%）、「時間外労働時間の削減」（57.8%）の順となっています。

図表 4 5 介護職員の過不足感（東京都介護人材の状況調査（府中市分集計））



図表 4 6 離職が出ないように工夫していること（介護保険サービス提供事業者調査）



4 地域ケア会議・グループインタビュー・グループディスカッションから把握した現状と課題

(1) 地域ケア会議

介護サービス利用者本人が抱える課題の検討を通じて、利用者の生活行為の低下状況とそれに関連する要因分析ができたほか、運動を行う場合の注意事項や具体的助言が専門職から得られ、安全な自立支援につながった一方で、次のような課題が明らかになりました。

① ケアマネジャーの資質の向上

身体機能の自立度が高く外出する上で問題がないものの、地域交流の場へつなげられないケースがあったため、ケアマネジャーにより利用者の介護サービス卒業への意識を促し、地域活動の場につなげていく必要があります。

② インフォーマルサポートの充実

介護サービス卒業後のつながり先として、生活支援コーディネーター、介護予防コーディネーターの連携により地域交流の場の開発を進めていく必要があります。

(2) グループインタビュー・グループディスカッション

地域福祉の担い手や相談支援機関等へグループインタビュー・グループディスカッションを実施し、高齢者分野において次のような現状と課題が明らかになりました。

① 地域における情報共有と課題解決のための仕組みづくり

地域のつながりの希薄化、担い手の不足、一人暮らし高齢者等の見守り、防災・防犯対策、空き家の増加、買い物支援、交流や居場所の不足などの問題が挙がりました。

今後は、地域での活動や交流の仕組みづくり、地域で支え合う仲間・場づくりや多様な市民活動を通して、地域活動を活性化し、地域力の強化を図っていく必要があります。

② 協働による福祉の取組の促進

高齢者の外出支援や短時間ケア、自立支援などの多様なニーズや、制度の狭間の問題や複合的な課題などに対応するためには、更なる協働と連携が必要との意見があがりました。

今後は、協働による福祉の取組を促進するために、担い手の確保・育成や、特に医療・介護・生活支援の連携の仕組みづくりを進める必要があります。

③ 包括的な相談及び支援体制の整備

これからの本市の福祉の推進に当たっては、福祉関係機関が連携した相談・支援の仕組みづくりや、福祉と他の分野が連携したネットワークづくり、そして、既存の多様な地域資源を活用した様々な拠点や仕組みをつくっていくことが必要との意見が挙がりました。

今後は、高齢者を多面的な視点から包括的にサポートしていくために、多様な専門分野の主体が参画し、連携していくネットワークづくりを充実させる必要があります。

5 介護保険制度の改正により市に求められる課題

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」といいます。）を定めることとされています。

都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

改正の要点は次のとおりです。

(1) 令和7年・令和22年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7年、更にその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定する必要があります。基盤整備に当たっては、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤の整備や地域医療構想との整合性をもって計画策定を行う必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会である、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。

今後は令和22年を見据え、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せて、介護保険制度に基づく地域づくりに一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を進めるために、今回の制度改正では様々な介護予防・健康づくり施策の充実・推進が求められています。具体的な内容としては、一般介護予防事業の推進についてはP D C Aサイクルに沿った推進やリハビリテーション専門職の関与、また後期高齢者医療の保健事業や国民健康保険の保健事業等との連携を行うことが求められています。

また、第7期計画からスタートした総合事業について、その対象者や単価の弾力化を踏まえた計画の策定、就労的活動支援コーディネーターの配置などの機能拡充、保険者機能強化推進交付金を活用した介護予防等に資する事業等などの推進が求められています。

さらに、在宅医療・介護連携の推進に関する看取りや認知症への対応力強化等の観点を踏まえつつ、要介護（支援）認定者に対するリハビリテーション時の目標値の設定など、計画のP D C Aサイクルに沿った推進が求められています。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

住まいが多様化する状況の中、介護保険の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえて、第8期計画には、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載するとともに、将来に必要な介護基盤の整備量の見込みを適切に定めるために、これらの入居定員総数を踏まえることが求められました。

また、これらのサービス基盤については、必要に応じて都道府県や近隣の市町村と連携し、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への移行を促すことも求められています。

さらに、未届の有料老人ホームを確認した場合は積極的に都道府県に情報提供するとともに、介護サービス相談員を積極的に活用する等、その質の確保を図ることが求められています。

(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

これまでの認知症施策を更に強力に推進するため、令和元年に、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。同大綱では、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次の5点の柱に沿って認知症施策を進める必要があります。

普及啓発・本人発信支援

- ・認知症サポーターの養成等を通じた、認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の本人からの発信支援に取り組むこと。

予防

- ・研究機関、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症の予防に関する調査研究を推進すること。
- ・認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進すること。

医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見、早期対応に向けて、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センターなどの更なる質の向上や連携の強化を推進すること。
- ・介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上に取り組むこと。
- ・介護者の負担軽減のため認知症カフェなどを推進すること。

認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくために障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進すること。
- ・若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援を推進すること。
- ・地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進すること。

研究開発・産業促進・国際展開

- ・国が中心となって、地方公共団体と連携しながら、認知症の予防法やリハビリテーション、介護モデル等に関する調査研究の推進に努めること。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

地域包括ケアシステムを支える人材の確保に向けて、第8期計画の期間においてサービス提供に必要な介護人材の数等を推計することとされており、それらの介護人材の確保に向けた処遇改善、新規参入や多様な人材の活用促進、介護の仕事の魅力向上を行い、人材の確保育成を図るとともに、研修やボランティアポイントの活用などにより、人材の裾野を広げることが必要です。

そのため、市町村に人材確保のための協議会を設置するなどして、重点的に取り組む事項を明確にすることや、施策を充実・改善していくPDCAサイクルを確立すること、介護サービスや地域支援事業に従事する者の養成と就業促進等に努めることが求められています。

業務の効率化に対しては、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を検討する必要があります。

(7) 災害対策に係る体制整備

近年の震災や風水害での被害の拡大を受けて、今後の備えと対応の体制整備について具体的に検討することが求められています。

災害に対して、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要であることから、介護事業所における事業継続計画（BCP）を定期的に確認し、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すことが必要とされています。

(8) 感染症対策に係る体制整備

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響で、市民生活は大きく変化しました。現在では、国や東京都が示す「新しい日常（生活様式）」により、個人や各機関が、身体的距離の確保や、3つの密（密閉・密集・密接）を避けた取組を行う必要があります。

感染症に対する備えとして、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、平時からの事前準備、代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うこと、介護事業所等の事業継続計画（BCP）の確認や感染症に対する研修、協力医療機関等と連携した支援体制の整備を記載するよう求めています。

さらに、市町村として、適切な感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が可能となるような仕組みについて検討することが求められています。

6 課題の整理と今後の対応方針

これまでに把握した現状や課題と第7期計画における取組状況を踏まえ、本計画における課題を次のとおり整理しました。

対応方針（1）高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進

施策 高齢者の社会参加の促進

現状と課題

一人暮らし高齢者世帯の幸福度は他の世帯の幸福度と比べて低い（図表21）。
 高齢者の5割近くが、週1回以上社会参加している（図表22）。
 働いている高齢者のおよそ9割が70歳以上まで働きたいと思っている（図表25）。

第7期の取組状況

生涯現役を目指す高齢者の、高まる就労志向や労働力人口の不足に対応するため、高齢者が豊富な知識と経験をいかして地域で働くことを支援した。
 高齢者の社会参加を促すため、地域活動の情報提供の充実を図った。

施策の方向性

雇用期間の延長や人生100年時代など、高齢者を取り巻く社会環境が変化する中、引き続き、就労機会の確保やその他社会参加の機会を確保することで、高齢者の生きがいを支援していく。

第8期の取組（P51～）
【事業番号：1～5】

施策 高齢者の生きがいづくりへの支援

現状と課題

高齢者のおよそ5割が「生きがいがある」と感じており、年齢が高くなるほどその割合は低くなる。
 高齢者が求める「生きがいづくり」に関する支援策は、「催し物・教室の充実」が最も多い。

第7期の取組状況

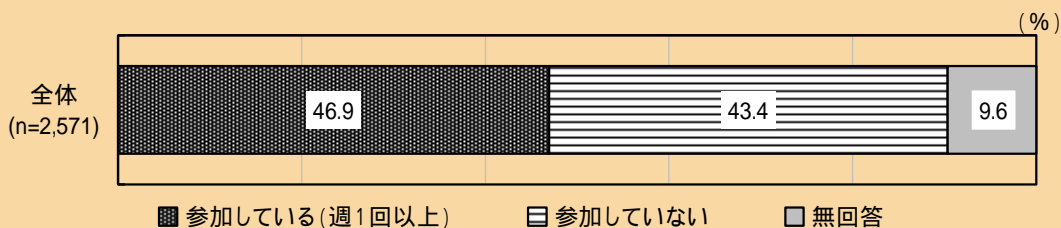
高齢者の知識や経験、意欲をいかした社会参加・地域貢献活動を支援するとともに、多様な価値観やライフスタイルに合わせた生きがいづくりを支援した。

施策の方向性

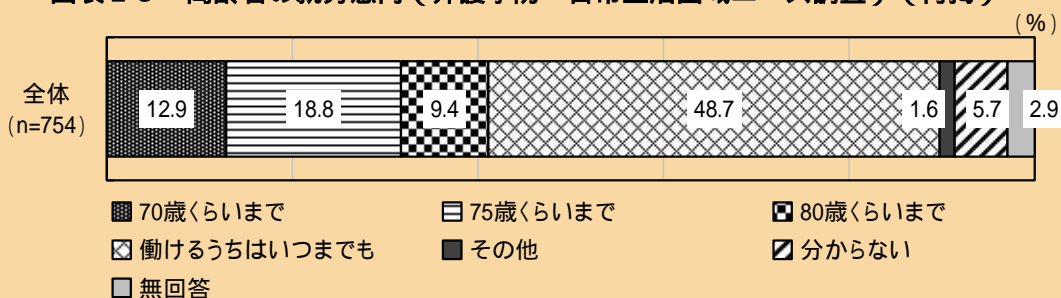
高齢者の余暇活動や交流の促進、生涯学習の機会を確保することで、高齢者の生きがいづくりを支援する。

第8期の取組（P53）
【事業番号：6～8】

図表22 高齢者の社会参加状況（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）（再掲）



図表25 高齢者の就労意向（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）（再掲）



対応方針（２）健康づくりと介護予防の一体的な推進

施策 健康づくりの推進

現状と課題

充実した人生を送るには、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延伸することが大切であり、日頃から市民一人一人の健康づくりの意識と実践が不可欠である。

個人の取組には限界があるため、市民相互の支え合いによるソーシャルキャピタルの醸成が重要である。

第7期の取組状況

全ての高齢者が、心身や生活の状況に応じて健康づくりに自ら取り組む環境を整備した。

施策の方向性

個人が主体的に行う健康増進の取組を、引き続き、家庭、地域、職場及び行政を含めた地域ぐるみで支援し、必要な知識を地域で共有し合いながら健康づくりを広げていく。

第8期の取組（P54～）
【事業番号：9～15】

施策 介護予防の推進

現状と課題

前期高齢者の伸び率は全国、東京都と比べて高く推移する見込みである（図表10）。

高齢者の年齢が高くなるほど生活機能が低くなっている（図表27）。

総合事業に関し、令和3年度から必要に応じて、対象者や単価の弾力化が行えるようになった。

第7期の取組状況

総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）は、「従前相当のサービス（国基準）」と「緩和した基準によるサービス（市独自基準）」を提供した。

一般介護予防事業については、介護予防推進センターや地域包括支援センターが実施する介護予防に関する教室や講座だけではなく、地域におけるグループ活動に対して支援した。

施策の方向性

市民が高齢期を迎える前から、意識して介護予防（フレイル予防）に取り組めるよう、介護予防の普及啓発を一層充実させ、一人一人が自身の介護予防に取り組めるよう啓発や環境づくりを進める。

総合事業における対象者や単価の弾力化の効果について検討する。

第8期の取組（P56～）
【事業番号：16～22】

施策 健康づくりと介護予防に取り組む地域への支援と担い手の育成

現状と課題

健康づくりや介護予防の目的には、転倒予防やうつ予防等といった心身の健康面に加え、外出や地域との交流といった社会参加活動の促進という面も含んでおり、地域交流の場づくりが必要である。

気軽に集まれる居場所づくりや、地域資源を活用した生活支援の充実など、市民協働による福祉の取組の促進が求められている。

第7期の取組状況

地域の支え合いによる健康づくり、介護予防の取組を推進するため、その担い手の育成に努めた。

施策の方向性

高齢期を迎えてから介護予防の取組を始めるのではなく、若い時期から健康づくりやスポーツ健康増進活動などに意識を持続的に向けられるよう、幅広い世代に向けた支援と担い手の育成を進めていく。

第8期の取組（P58～）
【事業番号：23～26】

施策 高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施

現状と課題

低体重（BMI18.5未満）の高齢者の割合は、主観的健康感が「よくない」ほど高く推移しており、「フレイルサイクル」を断ち切るためには、主観的健康感を高めつつ、栄養状態の改善につなげることが重要である。

かかりつけ歯科医がいる高齢者は、歯や入れ歯が健全である傾向がある。成人歯科健康診査の受診につなげるなど適切な口腔環境を整えることで、栄養状態の改善だけではなく、栄養状態と関連する主観的健康感の向上につなげる必要がある。

一般介護予防事業の推進に当たり、リハビリテーション専門職の関与が求められている。

第7期の取組状況

新規施策のため第7期の取組なし。

施策の方向性

多様な主体の連携により、無関心層も巻き込んだ介護予防、健康づくりの取組を社会全体で推進するため、事業間の連携を深め、定期的に見直ししながら、効率的で連続性のある事業展開を実現する。

リハビリテーション職が専門的知見をいかして介護予防の効果を高める。

第8期の取組（P60）
【事業番号：27～29】

対応方針（3）住まいと生活支援の一体的な推進

施策 高齢者の住まいの安定的な確保

現状と課題

高齢者が介護が必要になったときに生活したいと思う場所は自宅である（図表29）。
 高齢者の在宅生活が困難となった場合、「介護保険施設」以外の住まいの選択肢の拡大が求められている。
 要介護認定を受けて在宅で生活をしている高齢者のおよそ2割が、「外出同行（通院、買い物など）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が在宅生活の継続のために必要と感じている（図表30）。

第7期の取組状況

高齢者住宅を運営した。
 高齢者住替支援事業を実施した。
 住宅改修給付事業を実施した。

施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、引き続き、高齢者の住まいの安定的な確保に向けた施策を展開していく。
 福祉施策と住宅施策を連携させ、高齢者の住まいを総合的に支援する。
 「住まい」と「生活支援」の多様な施策を一体的に推進し、双方向で定期的な情報連絡や課題の共有・検討に着手していく。

第8期の取組（P61～）
 【事業番号：30～34】

施策 在宅支援サービスの充実と生活支援体制の整備

現状と課題

ケアマネジャーの9割近くが、ケアプランに介護保険サービス以外のインフォーマルサポートを加えたことがある。また、ケアプランに加えたインフォーマルサポートは、「病院、買物等への付添い」や「配食、共食、季節の調理、食事の付添いなどの支援」が多い（図表31）。

第7期の取組状況

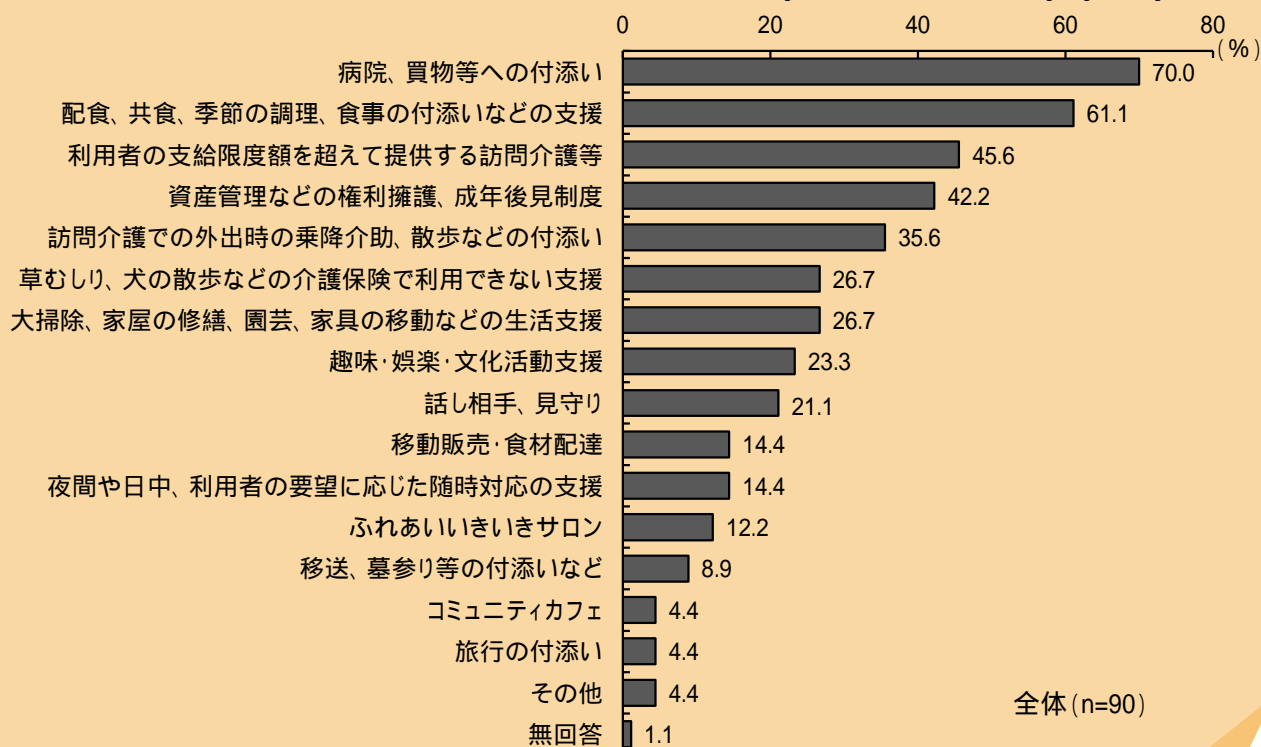
在宅生活の質の向上を図り、安心した生活を送れるよう、各種高齢者保健福祉施策を推進した。
 地域の支え合いによる生活支援体制（インフォーマルサポート体制）を構築するため、「わがまち支えあい協議会」の設置・運営に努めた。

施策の方向性

介護保険サービスだけではなく、生活全般を支援する高齢者保健福祉施策やインフォーマルサポートが求められていることから、引き続き、各種施策を推進していく。

第8期の取組（P63～）
 【事業番号：35～39】

図表31 ケアプランに加えたインフォーマルサポート（介護支援専門員調査）（再掲）



対応方針（４）医療と介護の連携強化

施策 医療と介護の連携の推進

現状と課題

医療・介護従事者ともに7割近くが、医療と介護の連携が取れていると感じている（図表32・33）。

「連携が不十分である」又は「ほとんど連携できていない」と感じる理由は、医療機関・介護サービス事業者ともに、「医療と介護の関係者間で共通の目的を持っていない」、「交流の場がない」、「お互いに多忙で連絡がとれない」である（図表34・35）。

第7期の取組状況

医療的ケアが必要になった場合でも、在宅で安心して生活が続けられるよう、医療と介護の連携の機会を設けるとともに、相互理解のための研修会や事例検討会を実施した。

施策の方向性

医療・介護・福祉の関係者が「利用者の自立した日常生活の実現」という共通目標のもと、情報交換や交流を保ちながらお互いの機能の違いをいかし、相互連携の強化に向けて取り組んでいく。

第8期の取組（P65）
【事業番号：40～41】

施策 在宅療養環境の整備・充実

現状と課題

ケアマネジャーの8割近くが、在宅療養高齢者の急変時の医療機関へのスムーズな移行は、「行われている・ある程度行われている」と感じている。

ケアマネジャーが感じる高齢者の在宅療養を進めていく上で不足している機能は、「在宅療養をしている方の状況変化時に受け入れ可能な入院施設」がおよそ7割と最も高く、「訪問診療や往診をしてくれる診療所」がおよそ4割となっている。

第7期の取組状況

在宅療養相談窓口を充実した。

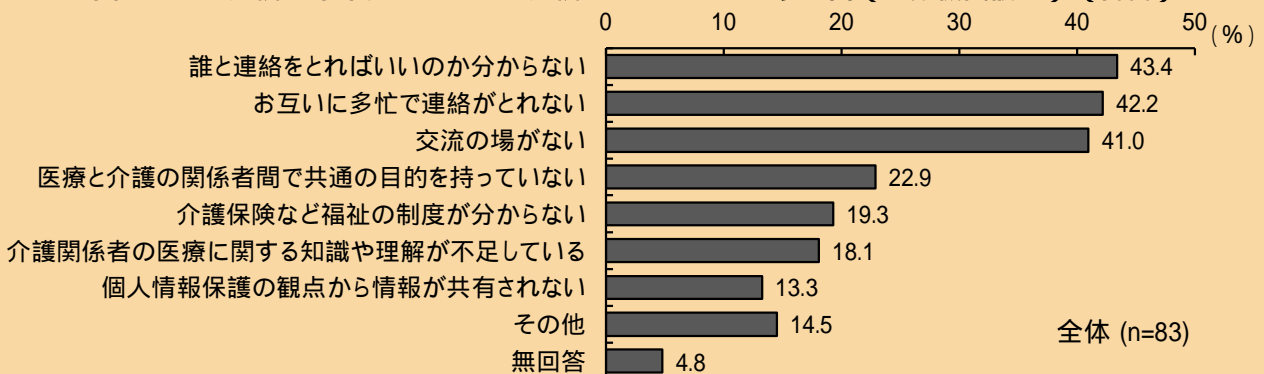
医療的ケアが必要な高齢者のためのセーフティネット（後方支援病床）を確保した。

施策の方向性

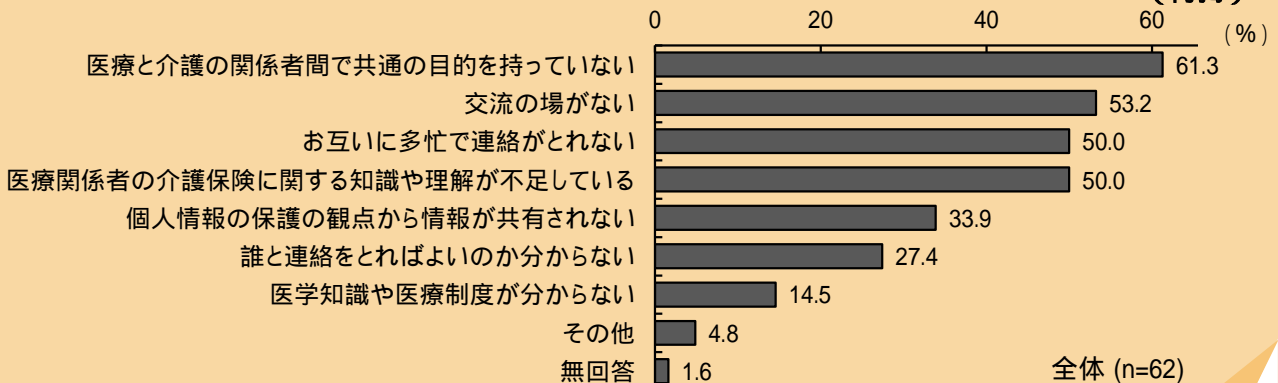
住み慣れた地域において自らの意志で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、在宅医療及び在宅療養を支えるサービス体制を整備する。

第8期の取組（P66～）
【事業番号：42～46】

図表34 連携が不十分・ほとんど連携していないと思う理由（医療機関調査）（再掲）



図表35 連携が不十分・ほとんど連携していないと思う理由（介護保険サービス提供事業者調査）（再掲）



対応方針（５）介護者への支援の充実

施策 介護者の交流機会の充実

現状と課題

介護期間の長期化や仕事と介護の両立など、家族介護者の負担が増大している。働いている介護者のおよそ１割が、働きながら介護を続けていくことが難しいと感じている（図表３７）。家族介護者の孤立防止や心身の負担軽減を図る必要がある。

第７期の取組状況

介護の技術や知識を習得し、介護者同士の交流を図るための家族介護者教室を開催した。介護者同士が情報交換を図るため、介護者の会及び認知症カフェを運営支援した。

施策の方向性

介護者の身体的・精神的な負担軽減につなげるため、介護の知識や理解を深め介護の技術を向上させることや、介護者同士の交流によるネットワークの構築を支援していく。

第８期の取組（P 67～）
【事業番号：47～48】

施策 介護者への情報提供とサービスの推進

現状と課題

老老介護世帯の割合が増えることが予測される（図表６）。介護者が求める支援策は、「介護者に対する定期的な情報提供」がおよそ３割で最も高く、次いで「介護者が気軽に休息がとれる機会づくり」、「在宅介護者への手当」、「介護等に関する情報へのアクセスのしやすさ」の順となっている（図表３８）。

第７期の取組状況

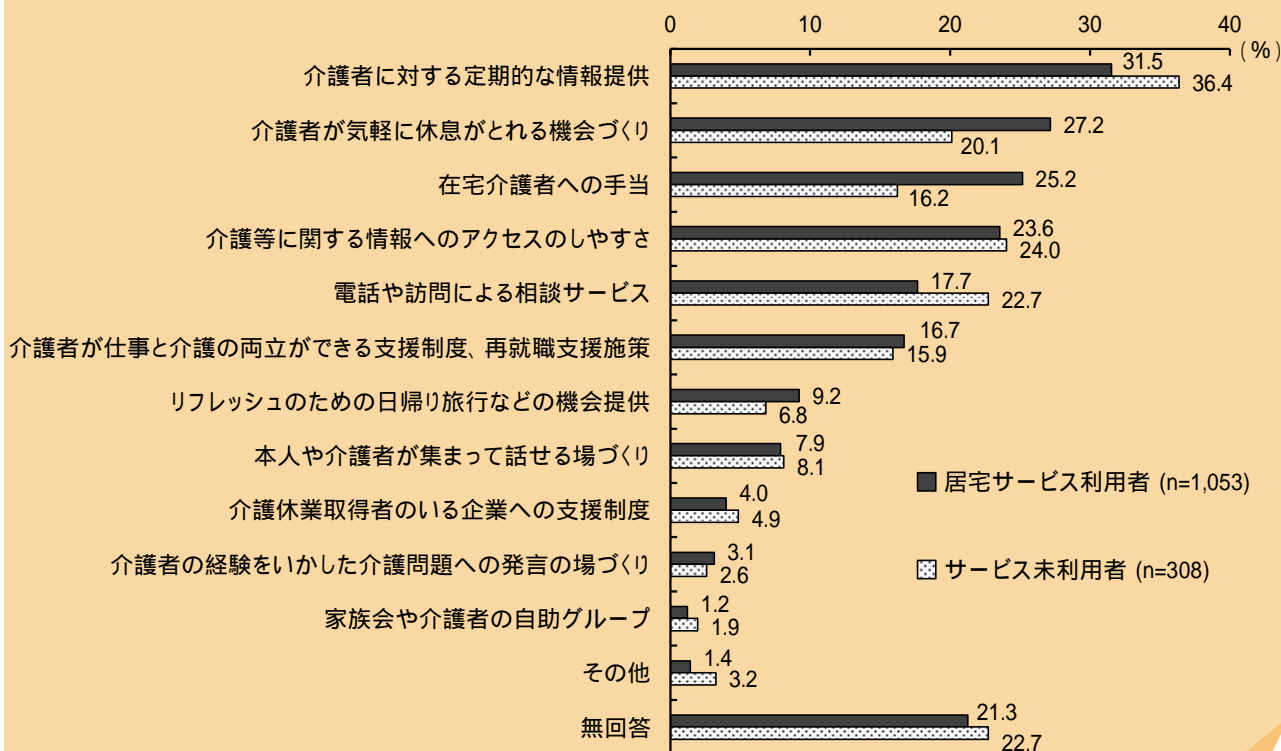
家族介護者が気軽に休めるようショートステイの円滑な利用を促進した。介護保険外サービスの利用や、各種サービスや支援に関する情報を提供した。

施策の方向性

介護者が利用者の状態に合った適切なサービスを検討・選択できるよう、市の窓口や地域包括支援センターにおける相談体制を充実する。仕事と介護の両立に関する啓発活動や情報提供を推進する。効果的な周知方法や、介護者がサービスの申込みなどに係る手続の負担を軽減できるような方法について検討していく。

第８期の取組（P 68）
【事業番号：49～50】

図表３８ 介護者が求める支援策（要支援・要介護認定者調査）（再掲）



対応方針（6）安全・安心の確保に向けた施策の充実

施策 相談支援体制の強化

現状と課題

高齢者の、暮らしの問題や福祉などについて困り事があったときの相談先は「家族や親族」がおよそ5割で最も高く、次いで「市の相談窓口」、「地域包括支援センター」の順となっている（図表40）。

市民が気軽に相談できる窓口として、市や地域包括支援センターの相談機能の更なる充実が求められている。

第7期の取組状況

市や地域包括支援センターにおける総合相談の実施や職員の対応力向上のための研修会への出席を促進した。

担当地区ケア会議を開催した。

施策の方向性

相談件数は増加傾向にあり内容も複雑化しているため、受け付けた相談に的確に対応できるよう、引き続き、相談支援体制の強化に努めていく。

第8期の取組（P69）
【事業番号：51～52】

施策 高齢者の権利擁護体制の強化

現状と課題

高齢者が自分の権利や生活を守るための制度や相談窓口について知っていることは、「成年後見制度」が5割近くで最も高く、次いで「地域包括支援センター」となっている。

高齢者自身が最期まで自分らしい生き方を維持できるよう、権利擁護のための支援の充実や、自分らしい人生を考えたり、自分の意思をあらかじめ伝えたりする方法について、支援を推進していく必要がある。

第7期の取組状況

成年後見制度等の利用者支援、高齢者虐待対応、養護者支援、養護老人ホームへの入所措置を実施した。

人生の振り返りや今後の生き方を考えるきっかけづくりとして、老い支度事業を実施した。

施策の方向性

高齢者虐待の相談・通報件数は全国的に年々増加し、事例も複雑・困難化しているため、迅速かつ適切に判断・対応するための十分な体制の確保と対応職員の更なる能力向上、関係機関との連携強化に努めていく。

第8期の取組（P70～）
【事業番号：53～57】

施策 災害、消費者被害への対策の充実

現状と課題

高齢者が、隣近所の人に手助けしてもらいたいことは「災害時の手助け」、「日ごろの安否確認」の順で、災害時に手助けをしてくれる人が「いない」割合はおよそ1割、一人暮らしでは3割近くとなっている（図表39）。

介護サービス事業者の8割近くが災害時のマニュアルを作成している。

災害発生時における事業所が抱える課題は「利用者の安全確保（避難誘導、安否確認、家族との連絡）」と発災後対応、「提供体制（スタッフの通勤・帰宅、利用者宅への移動など）」に関するものが多い。

第7期の取組状況

災害時に避難行動要支援者への支援を的確に行えるよう、「避難行動要支援者名簿」への登録を進め、自治会・町会等の地域を中心とした登録者の安否確認や避難誘導の方法・支援体制を整備した。

災害時においても継続的に福祉サービスが提供できるよう、介護サービス事業者に対し事業継続計画（BCP）の策定を促進したほか、介護サービスなどを必要とする方を受け入れる福祉避難所を確保した。

消費者被害防止に関する出前講座の実施やリーフレットを配布した。

施策の方向性

近年、自然災害が多発している中で、介護サービス事業所において災害対策を強化する必要があるため、府中市地域防災計画を踏まえ、関係課と連携してマニュアル作成の支援や備蓄・調達・輸送体制の整備を促進する。

日常のご近所関係や支え合いが災害時の安否確認や助け合いにつながるため、「避難行動要支援者名簿」の活用など支えあい活動を推進する。

高齢者が地域で安心して生活できるよう、消費者被害未然防止を啓発する。

第8期の取組（P71～）
【事業番号：58～61】

施策 感染症対策の推進

現状と課題

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症の感染拡大防止に努め、特に重症化しやすいとされる高齢者を守る取組に加え、孤立防止の取組についても検討していく必要がある。

第7期の取組状況

新規施策のため第7期の取組なし。

施策の方向性

新型コロナウイルス感染症を始めとした多くの感染症対策として、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて備えるとともに、介護サービス利用者、職員ともに安全で安心して過ごせるサービス提供が重要となるため、介護サービス事業者と連携して、周知啓発、研修、訓練に努めていく。

新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの感染症が流行した場合に備え、高齢者が生活上注意すべき点などの対策を普及啓発していく。

第8期の取組（P73）
【事業番号：62～63】

対応方針（7）認知症施策の推進

施策 普及啓発・本人発信支援

現状と課題

高齢者の4割近くが、認知症に対するイメージとして「認知症になっても、医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していける」と感じている（図表41）。

認知症は誰もがなり得ることから、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深める必要がある。

第7期の取組状況

認知症サポーター「ささえ隊」養成講座を小中学校に対し積極的に案内し、実施校の増加につながった。

「認知症あんしんガイド」、「若年性認知症ガイド」を作成・配布に努めた。

施策の方向性

小中学校に向けた福祉教育活動に加え、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアなどに対しても普及啓発していく。

地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域を共に創っていく意識を醸成する。

第8期の取組（P74）
【事業番号：64～65】

施策 予防に向けた取組

現状と課題

認知症予防とは、「認知症にならない」という意味だけではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」も含むものである。

認知症予防に資する可能性のある活動として、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等があるとされている。

第7期の取組状況

介護予防推進センターにおいて「認知症予防教室」を実施し、健康維持や閉じこもり予防に関するカリキュラムを実践した。

施策の方向性

認知症予防に資する可能性のある活動について、市で実施している事業を明らかにし、当該事業の推進を通じて、認知症予防を推進していく。

認知症予防は、本人や家族の取組意識の向上も重要となってくることから、講演会等の実施により、自意識の向上を促す機会を創出する。

第8期の取組（P74～）
【事業番号：66～67】

施策 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

現状と課題

認知症医療、介護等に携わる者は、認知症の人の個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できる限り各々の意思や価値観に共感し、本人が有する力を最大限にいかすことが求められている。

認知機能低下のある人（軽度認知障害＝MCI含む）や、認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上を図るとともに、これらの連携を強化する必要がある。

第7期の取組状況

認知症初期集中支援事業を開始し早期診断・早期対応に努めたが、実施件数は少なかった。

多職種連携を強化するため、講演会や関係者が参画して認知症施策について検討する会議体を発足して、協議検討をした。

施策の方向性

認知症初期集中支援事業と多職種連携を充実・推進していく。

第8期の取組（P75～）
【事業番号：68～70】

施策 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援

現状と課題

認知症の人は、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で外出や交流の機会を減らしている実態があることから、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくための障壁を減らしていくため、認知症バリアフリーの推進が求められている。

認知症のある高齢受刑者等の出所後の福祉的対応について、国や関係機関と共に検討していく必要がある。

第7期の取組状況

認知症見守り等支援事業を実施した。

施策の方向性

認知症見守り等支援事業の継続による、支え合いの日常生活支援に加え、本人やその家族が安心して外出できる地域づくりを推進していく。

第8期の取組（P76）
【事業番号：71～72】

対応方針（８）地域支援体制の充実

施策 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議の推進

現状と課題

令和7年に団塊の世代が75歳以上に、令和22年に団塊ジュニア世代が65歳以上になる（図表8）。

第7期の取組状況

地域包括支援センター間の連携について、センター長、社会福祉士、保健師など、職種ごとの情報共有や意見交換の機会を設けることで、地域包括支援センター機能の強化に努めた。

地域ケア会議の開催により地域課題の発見に努めたものの、市民ニーズも多岐にわたっており、地域課題の絞り込みには至らなかった。

施策の方向性

高齢者人口の増加と現役世代の減少が予測される中で、地域支援体制を更に強化するため、引き続き、地域包括支援センター機能の強化に努めるとともに、実効性のある地域ケア会議の開催に向けて見直しを図っていく。

第8期の取組（P77～）
【事業番号：73～74】

施策 住民主体の地域支え合い活動の推進

現状と課題

高齢者が感じる、隣近所へ手助けできることは「日ごろの安否確認」が4割近くで最も高く、隣近所から手助けしてもらいたいことは「災害時の手助け」がおよそ2割で最も高い（図表39）。

地域包括支援センターを知らない市民の割合は、65歳以上の方は4割近くだが40歳～64歳の方は6割近くとなっている（図表42）。

一人暮らし高齢者の幸福度は、誰かと同居している高齢者と比べて低くなっている（図表21）。

第7期の取組状況

高齢者地域支援連絡会の開催により、自治会や民生委員・児童委員等が一同に会して、情報共有や意見交換をしたことにより、市民同士で協力し合う土壌づくりを実施した。

市民同士で見守り合う機会として、熱中症予防のための見守り活動に必要な啓発グッズを自治会や民生委員・児童委員に対して配布した。

地域によってコミュニティの状況や高齢化率、社会資源といった地域特性が異なるため、その地域の住民が主体となって「地域づくり」を進めていくことが重要。高齢者と地域の人が主体となり、互いに支え合ったり、一人暮らし高齢者を支援したり、居場所づくり等に取り組むことができるよう、住民主体の地域づくりへの支援を充実させた。

施策の方向性

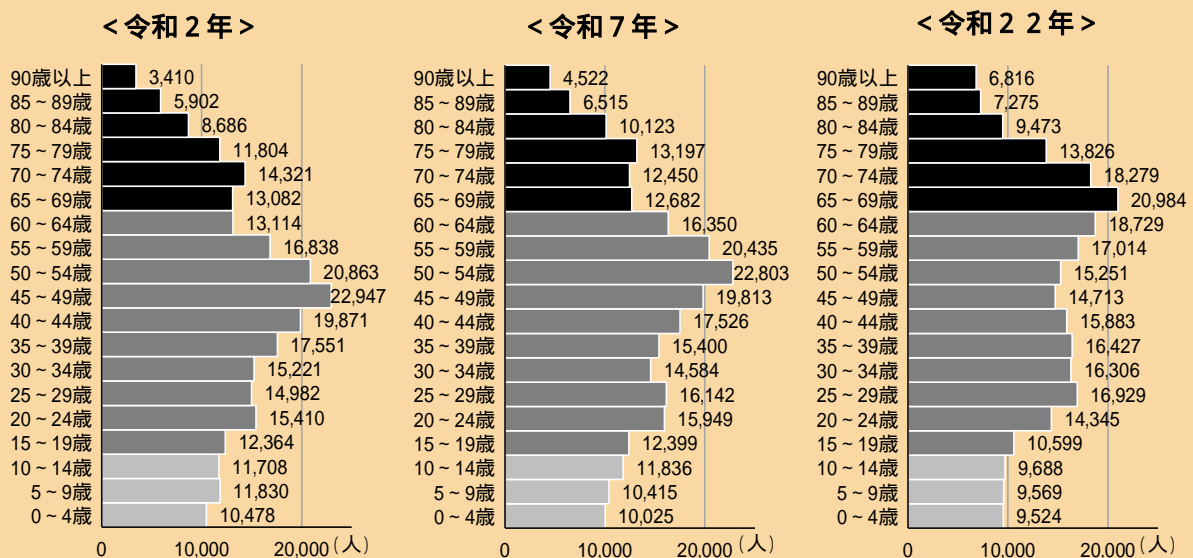
高齢者本人やその家族にとっての身近な相談相手となれるよう、地域包括支援センターの認知度を高める。

一人暮らし高齢者を始め、多くの高齢者を市民同士で見守り続けられる地域づくりを推進する。

高齢者が安心していきいきと暮らせるよう、地域の支え合いにより手助けを必要としている人への支援の輪を広げるとともに、支援活動そのものを社会参加の機会と捉え、支援者の生きがいづくりへつなげる。

第8期の取組（P78～）
【事業番号：75～77】

図表8 人口ピラミッドの見込み（推計値）（再掲）



対応方針（9）介護保険事業の推進

施策 保険者機能の強化

現状と課題

令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、要介護認定者が増加することが見込まれる。

本市の介護保険事業は、認定率や一人当たり給付費、在宅サービスと施設サービスの利用状況など、東京都の平均的な値と大きな離れはなく、都内で標準的な状況にある（図表13・15・18）。

要介護認定者の増に伴う介護保険サービス給付費の増が見込まれることから、介護保険制度の持続可能性の確保が求められている。

第7期の取組状況

給付適正化事業の実施（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合点検、介護給付費通知）により、適切な介護サービスの利用を推進した。

介護サービスの質の確保と介護報酬請求等の適正化を図るため、事業所への実地指導を実施した。

施策の方向性

要介護認定者の増に伴う介護保険サービス給付費の増が見込まれることから、介護保険制度の持続可能性の確保に向けて、保険者機能の強化のための取組を推進していく。

第8期の取組（P81）
【事業番号：78】

施策 介護基盤の整備

現状と課題

ケアマネジャーが量的に不足していると感じるサービスは、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「訪問介護」、「訪問リハビリテーション」、「夜間対応型訪問介護」の順となっている（図表43）。

第7期の取組状況

特別養護老人ホーム、グループホームの整備において、運営事業者の公募選定を実施した。

施策の方向性

地域密着型サービスに対するケアマネジャーの意向に対しては、真に必要なサービスなのか分析・検討を行い、必要と判断した場合は提供できるよう、事業者への働き掛けや事業者支援の仕組みを構築していく。

施設サービスについては、高齢者の人口推計から導かれる介護需要を中長期的に見据えるとともに、待機者数や近隣市の整備状況を踏まえ、計画的に進めていく。

各サービスについては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況を勘案して、必要な整備数を見極めていく。

第8期の取組（P82）
【事業番号：79～81】

施策 低所得者への配慮

現状と課題

高齢者のおよそ2割が経済的に苦しいと感じており、一人暮らしや主観的健康感がよくない人ではその割合が高くなっている。

第7期の取組状況

低所得者の負担軽減を図るため非課税層の保険料を独自で下げてきたが、介護保険法の改正に伴い、消費税による公費を投入し低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成27年4月から一部実施されている。その後、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、更に保険料の軽減を強化した。

施策の方向性

引き続き、これまでの考え方と併せて国の動向を注視しながら、負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行う。

第8期の取組（P83）
【事業番号：82～83】

施策 情報の提供体制・介護保険サービス相談体制の充実

現状と課題

市民が介護保険制度や高齢者福祉サービスを正しく理解し、サービスの適切な選択・利用につながるよう、制度やサービスの分かりやすい情報提供が求められている。

介護サービス事業者のおよそ3割が第三者評価を受審している。

第7期の取組状況

市の広報誌やホームページ、パンフレットなど様々な媒体を使って、情報提供を行いつつ、申請手続などを容易にするような取組を推進した。

施策の方向性

市民が高齢者福祉や介護保険制度を正しく理解し利用ができるよう、情報提供体制を充実させるとともに、福祉サービス事業所には福祉サービス第三者評価の受審を勧奨し、福祉サービスの利用に当たり目安となる情報を提供する。

第8期の取組（P83～）
【事業番号：84～86】

対応方針（10）介護人材の確保と資質の向上

施策 介護人材の確保

現状と課題

介護サービス事業者の5割近くが、介護職員が不足していると感じている（図表45）。

離職が出ないように工夫していることは、「年次有給休暇等の取得促進」、「定期的なミーティング等の実施による、風通しのよい職場環境づくり」、「労働時間の希望を考慮」の順となっている。

個々の事業所や法人において職員が離職しないよう、職場の環境づくりや柔軟な勤務体制への取組や、事業所と市の連携によるキャリア支援などが求められるとともに、職員の処遇改善だけでなく新たな人材確保に向けての取組が求められる。

第7期の取組状況

介護職員初任者研修を受講し、市内の介護サービス事業所に就労している者を対象に、研修の受講に要する費用の一部を助成した。

施策の方向性

人材確保に関する情報提供や介護職員初任者研修費用への助成など、これまでの取組を継続するとともに、引き続き、国・都の人材確保策の動向を注視し、連携して事業所支援に努める。

第8期の取組（P85～）
【事業番号：87～88】

施策 介護人材の資質の向上

現状と課題

ケアマネジャーのおよそ7割が自立支援に向けたケアプラン作成ができていると感じている（図表44）。

ケアマネジャー業務のレベルアップのために今後行いたい取組は、「外部研修への積極的な参加」が最も高く、次いで「ケースカンファレンス等で具体的な検討を通して助言を受ける」、「参考書などからの知識や情報の収集」の順となっている。

第7期の取組状況

ケアマネジャーへ知識や技術向上を図るための研修会を実施した。

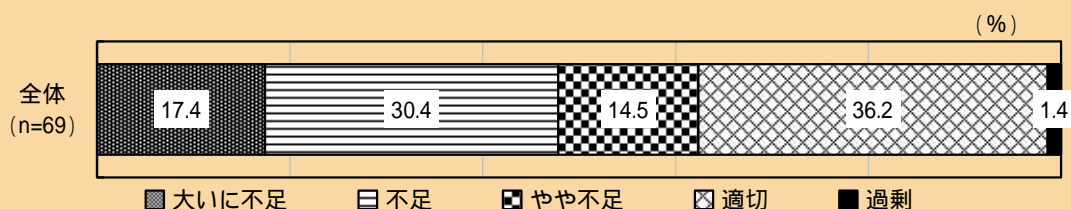
介護サービス事業者へ研修会を実施した。

施策の方向性

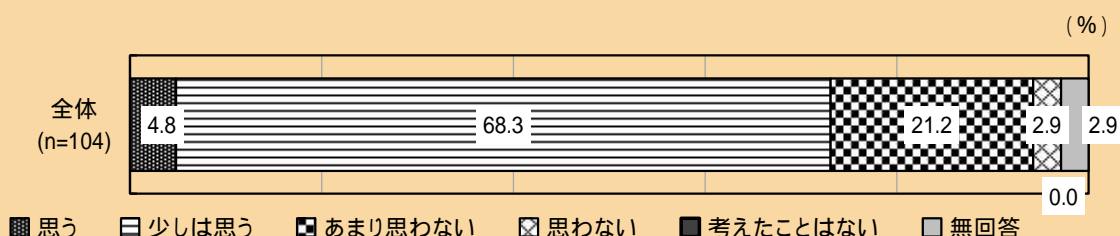
専門職であるケアマネジャーが、ケアプランに自信を持てるよう、情報提供や研修への参加など、質の向上を図る施策が求められている。

第8期の取組（P86～）
【事業番号：89～91】

図表45 介護職員の過不足感（東京都介護人材の状況調査（府中市分集計））（再掲）



図表44 自立支援に向けたケアプランの作成ができていると思うか（介護支援専門員調査）（再掲）



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

(1) 基本理念

本市における高齢者や介護保険制度を取り巻く状況は、高齢者人口の増加に伴い、一人暮らしや認知症の高齢者が増加の一途をたどっており、こうした状況の中でいかに介護保険制度の持続可能性を確保できるのかが喫緊の課題となっています。

そこで、高齢者が、自分自身が望む暮らしを続けられるように、医療や介護の専門職に加え、行政や地域住民、企業などが一体となって支えていく体制、「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。

本計画では、高齢者の尊厳ある生涯を考える上で、「心と体がいきいきとしていること」、「住み慣れた地域で暮らしていること」、「安心して暮らしていること」が達成されることが大切であると捉え、基本理念を「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」とします。この基本理念の達成に向け、本計画における各種施策を推進していくことは、「地域包括ケアシステム」が構築されていくことを表します。

また、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「自助・互助・共助・公助」、「対話と協働」の視点を組み合わせるとともに、「地域共生社会」への展開も図っていきます。

住み慣れた地域で安心して
いきいきと暮らせるまちづくり

(2) 地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳ある自立した生活を実現することを目的として、介護が必要になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことを可能としていくために、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、すまい、生活支援が包括的に確保される体制のことで、団塊の世代が75歳以上となり介護ニーズの急増が予測される令和7年までに構築することが求められています。

同システムの構造は、図表47のとおり植木鉢で説明できます。今後は、高齢者の自立支援・重度化防止に努めて介護ニーズを抑制することに加え、限りある専門職の力（医療・看護・介護・リハビリテーション・保健・福祉）を発揮させることが大切です。

そのためには、地域住民等が自分の意志や力で「すまい」という植木鉢のようにしっかりと生活基盤や「介護予防・生活支援」という土壌を選択・用意することで、専門職は自身のサービス提供に注力することができ、葉っぱとして育ち続けられます。

自分の力、地域住民同士で支え合う力を存分に発揮することで、専門職は専門職にしかできないサービスを提供することができ、高齢者の在宅生活の継続につながっていくのです。

図表47



出典：「地域包括ケアシステムと地域ケアマネジメント（地域包括ケア研究会）」（平成28年3月）三菱UFJリサーチ&コンサルティング

(3) 本市の地域特性を踏まえた地域包括ケアシステムの姿

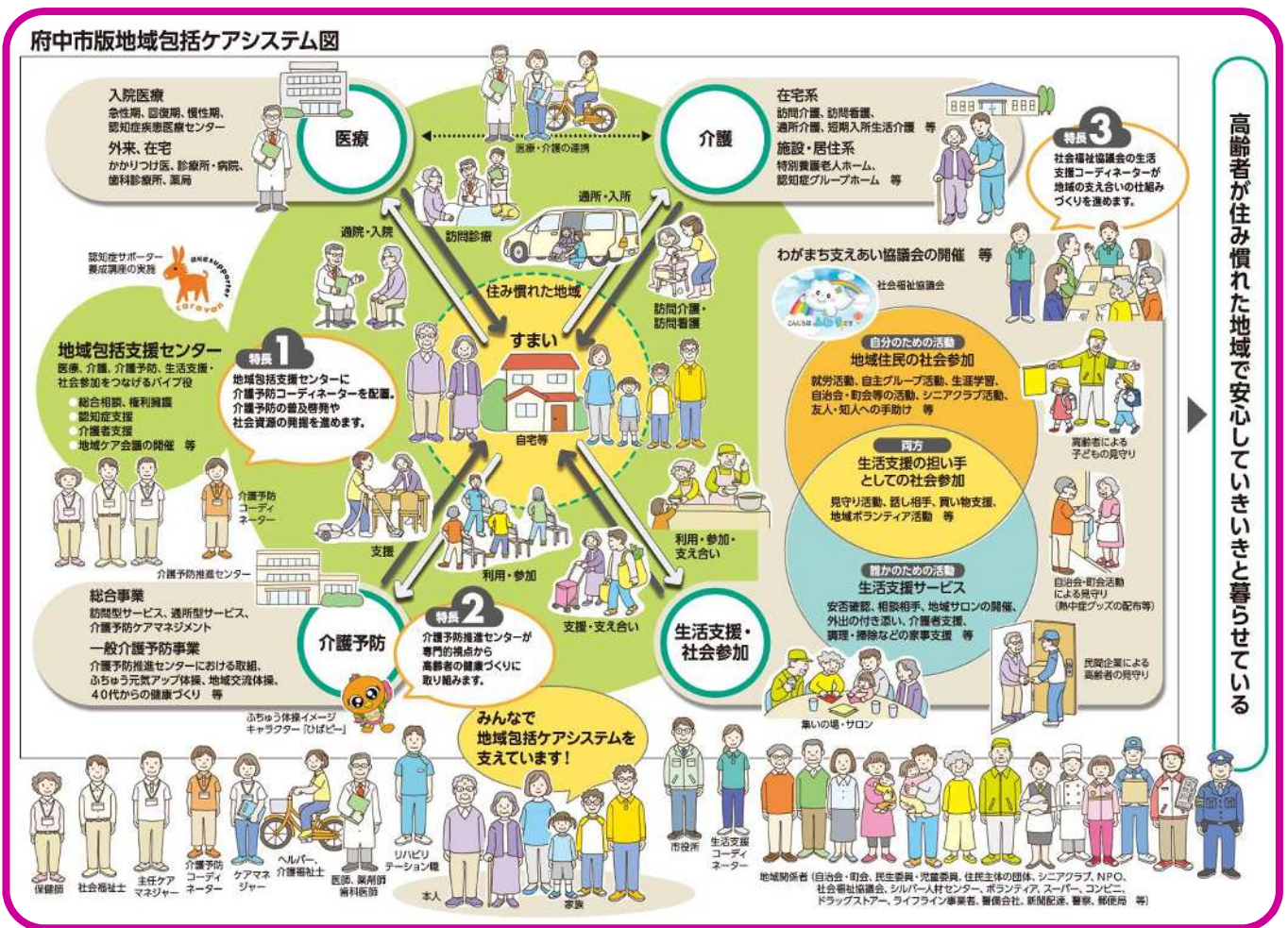
本市は東京のベッドタウンという地域特性があり、40～50代の人口が多いことから、高齢化率は全国平均や東京都平均に対して比較的遅く推移していますが、一方で、今後は、前期高齢者が急増することが見込まれ、介護（予防）ニーズがますます高まることが予測されます。

本市では、高齢者がいつまでも健康で暮らし続けることができるよう、平成18年4月に介護予防推進センターを設置し、高齢者の健康づくり・介護予防事業、保健事業などを専門的視点からコーディネートしています。また、介護予防の普及啓発や社会資源の発掘をするため、各地域包括支援センターに介護予防コーディネーターを配置し、地域ごとに介護予防の取組を推進しているところです。

また、本市において地域包括ケアシステムの構築を進めていくに当たっては、本市や医療・介護の専門職に加え、社会福祉協議会、自治会・町会、民生委員・児童委員、シニアクラブ、企業、NPO法人、ボランティアなど様々な地域資源が関わり合うこととなります。そして、地域資源との連携は地域包括支援センターが中心となって連携しています。

こうした地域特性を踏まえ、本市では、健康づくりや介護予防を重視しつつ、その他の取組も含めて、地域包括支援センターを中核機関として様々な地域資源と有機的に関わり合うことで、府中市版地域包括ケアシステムの構築が推進されていくこととなります。

図表48



(4) 「自助・互助・共助・公助」の視点

地域包括ケアシステムが構築され、効果的に機能するためには、「自助・互助・共助・公助」について、基本的な考え方とそれぞれの関係性を理解することが大切です。これは、地域包括ケアシステムにおいては、様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」の連携によって解決していく取組が必要となるためです。

図表47を見ると、限りある専門職の支援（共助）が葉っぱとして育ち続けるためには、高齢者が自らの意志で「すまい」という植木鉢を用意し（自助）、セルフケアによる介護予防（自助）や、電球交換や庭の手入れなどを地域住民同士で助け合うことによる生活支援（互助）が土となります。自助や互助の力が最大限発揮されることで共助は安定し続けることができ、介護保険制度の持続可能性につながります。

また、地域包括ケアシステムが効果的に機能し続けている状態においては、「自助・互助・共助」で支え合うことを基調としつつ、最終的に「公助」で対応することとなります。

図表49



(5) 「対話と協働」の視点

本市の総合計画では「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち ~みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して~」を都市像としており、市民と市民、市民と市との「対話と協働」の推進が不可欠としています。

地域包括ケアシステムは、医療や介護の専門職に加え、行政や地域住民、企業などが一体となって支えていく仕組みであり、みんなでまちをつくっていくという点が「対話と協働」の視点と重なることから、本計画を推進することは、「対話と協働」を推進することにもつながります。

(6) 「地域共生社会」への展開

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え、地域の住民を**始め**とした多様な関係者・関係機関が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人**一人**の暮らしと生きがい、地域を**共**に創っていく社会を目指すものです。これは、本計画の上位計画である「府中市福祉計画」の基本理念である「みんなでつくる、みんなの福祉 ~つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ~」の実現にもつながるものです。

地域包括ケアシステムは、その構築過程において、高齢者分野を出発点として改善を重ねてきましたが、今後は高齢者に対する支援に限定することなく、子どもや障害者、生活困窮者等も対象とした包括的な支援体制の構築に資するものとして推進することで、地域共生社会の実現へとつながっていくといえます。

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るため、本市ではあらゆる主体が一体となって取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていきます。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」を実現するため、基本理念の「いきいき」、「住み慣れた地域」、「安心」という3点のキーワードごとに基本目標（地域や高齢者等にもたらされる成果）を設定するとともに、それらの土台となる、介護保険制度の持続可能性の確保に関することを加えた、計4点の基本目標を次のとおり掲げ、計画を推進します。

基本目標1 心と体がいきいきとしている

高齢者の尊厳ある生涯を考える^上で、高齢者がいつまでも地域や社会とつながり、生涯現役を実現できること（心の健康）と、高齢者が望む暮らしを自分自身の力でできること（体の健康）が大切です。

普段、体は自律神経系・内分泌系・免疫系のバランスによって微妙に調節されています。しかし、ストレスによりこのバランスが崩れたりすると、体の病気が生じます。逆に体の病気は心にも影響します。また、日常のストレスは食べ過ぎ・飲み過ぎといった不健康な行動を通して間接的に体の病気を引き起こすので、双方の関係をよく理解し、心と体の健康を保つ取組が必要となります。

そこで、心の健康を保つために、高齢者の居場所づくりや就労機会、地域貢献活動の機会の充実を通じた社会参加や、高齢者が地域での活動の幅を広げていくための住民主体の地域支え合いへの参加支援や多様な活動団体への支援、地域人材を発掘・支援します。高齢者が身近な地域の人と交流することや役割を担うことにより、生きがいを持つことへつなげていきます。

また、体の健康を保つために、介護予防推進センターを拠点とした地域の介護予防事業を医療専門職の関与を得ながら推進します。さらに、40代からの健康づくり、フレイル予防の視点や後期高齢者の保健事業、介護予防事業を一体的に推進します。

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に努める^上では、従来の介護予防事業に加えて、就労的活動やリハビリテーション職の関与など、心と体の健康のバランスに配慮し、**また地域とのつながりの継続を目的として総合事業の弾力化を検討するなど**、高齢者が要介護状態等になっても生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

基本目標2 住み慣れた地域で暮らしている

高齢者の尊厳ある生涯を考える^上で、環境の変化がストレスになる高齢者の中には、可能な限り住み慣れた地域や自宅で日常生活を送ることを望む人が多いでしょう。また、地域内で介護が必要な高齢者をサポートするためには、家族や地域の医療機関、介護の人材がそれぞれの力を発揮するとともに、状況に応じて助け合う必要があります。

そこで、高齢者の住まいを安定的に確保し、住み慣れた地域における居場所を提供するとともに、生活する^上で自分の力ではできないことが生じた高齢者に対し、高齢者福祉施策やインフォーマルサポートを実施することで、在宅生活を支援します。

また、医療が必要になっても在宅での療養生活が送れるよう、医療・介護連携の充実や療養環境の整備を進めるとともに、相談窓口の充実や入退院支援、訪問看護・訪問診療、後方医療病床も含めた、総合的な在宅療養体制を推進します。

さらに、介護と仕事や子育てとの両立、虐待や介護うつ、認知症への対応など介護者が抱える悩みは多様化、複雑化しているため、高齢者やその家族は何を望んでいるのかを知ることが大切です。その^上で、介護者の気持ちに寄り添った伴走型の支援として、気持ちを落ち着かせるための介護者同士の交流の機会や、改善方法を考えるための情報提供を充実していきます。

基本目標3 安心して暮らしている

高齢者の尊厳ある生涯を考える上で、高齢者が、自分の力ではどうしても解決できないことに対しては、地域における支え合いや専門機関による支援が必要となります。

そこで、身近な地域での相談体制として地域包括支援センター機能を充実することや、成年後見制度の利用促進などの権利擁護、高齢者虐待の防止等が求められます。さらに、高齢者が安全に安心して暮らせる環境づくりのために、日常の住民同士のつながりの支援や、災害時の避難行動要支援体制の整備、感染症対策のための医療機関や福祉サービス事業者との連携などを進めます。

また、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、予防から早期診断、早期対応、ケア及び家族支援まで一貫した取組を進めるとともに、認知症高齢者を見守り、支援する環境づくりなど、総合的な認知症施策の充実が求められます。

さらに、地域包括支援センターを中心とした地域づくりを充実させていくために、地域ケア会議の充実と、高齢者地域支援連絡会などのネットワークの充実、高齢者見守り支援の充実を図ります。

加えて、民生委員・児童委員や自治会・町会等とも連携し、生活に近いところに目を向けた地域づくりの充実をとおして、支え合いを意識した支援体制の強化を進めます。

基本目標4 必要な介護保険サービスを適切に利用できている

高齢者の尊厳ある生涯を考えることは、介護保険法第1条に記載されている基本的な考え方です。そして、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を図っていく必要があります。

今後、令和22年に向けて、ますます高齢者人口が増えることが見込まれ、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となるため、地域の高齢者介護を支える介護サービス基盤やサービスの担い手の確保は喫緊の課題となっています。

そのため、本市でも、高齢者人口の動向や各種サービスの給付状況と地域特性の分析、東京都との連携等により、国の掲げる「介護離職ゼロ」の実現を意識しつつ、効果的な介護サービス基盤の整備を引き続き推進していきます。また、介護サービス基盤を支える担い手の確保に向けて、幅広い人材の確保を図りつつ、質の高い介護の実現を目指すため、今後、国等が講じる対策に加えて、介護職を志す方や、スキルアップを目指す方への支援、専門性を持った人材の確保・定着に向けた支援を展開していきます。

また、介護サービスを必要とする人を適正に認定する取組を推進することや、適切なケアマネジメントにより、利用者が真に必要なサービスを利用できるよう普及・啓発を行っていくとともに、事業者に対しルールに従ってサービスを提供するよう促すことも重要です。このため、認定調査票の点検やケアプラン点検等を始めとする介護給付の適正化事業を引き続き推進していきます。

こうして保険者機能が担うハード面（介護サービス基盤）とソフト面（サービスの担い手の確保と資質の向上に資する取組、給付の適正化など）の取組、介護予防等の自立支援・重度化防止の取組を第8期計画でも推進していくことにより、中長期的な高齢者の増加や現役世代の減少にも対応できるよう、介護保険制度の持続可能性を確保していきます。

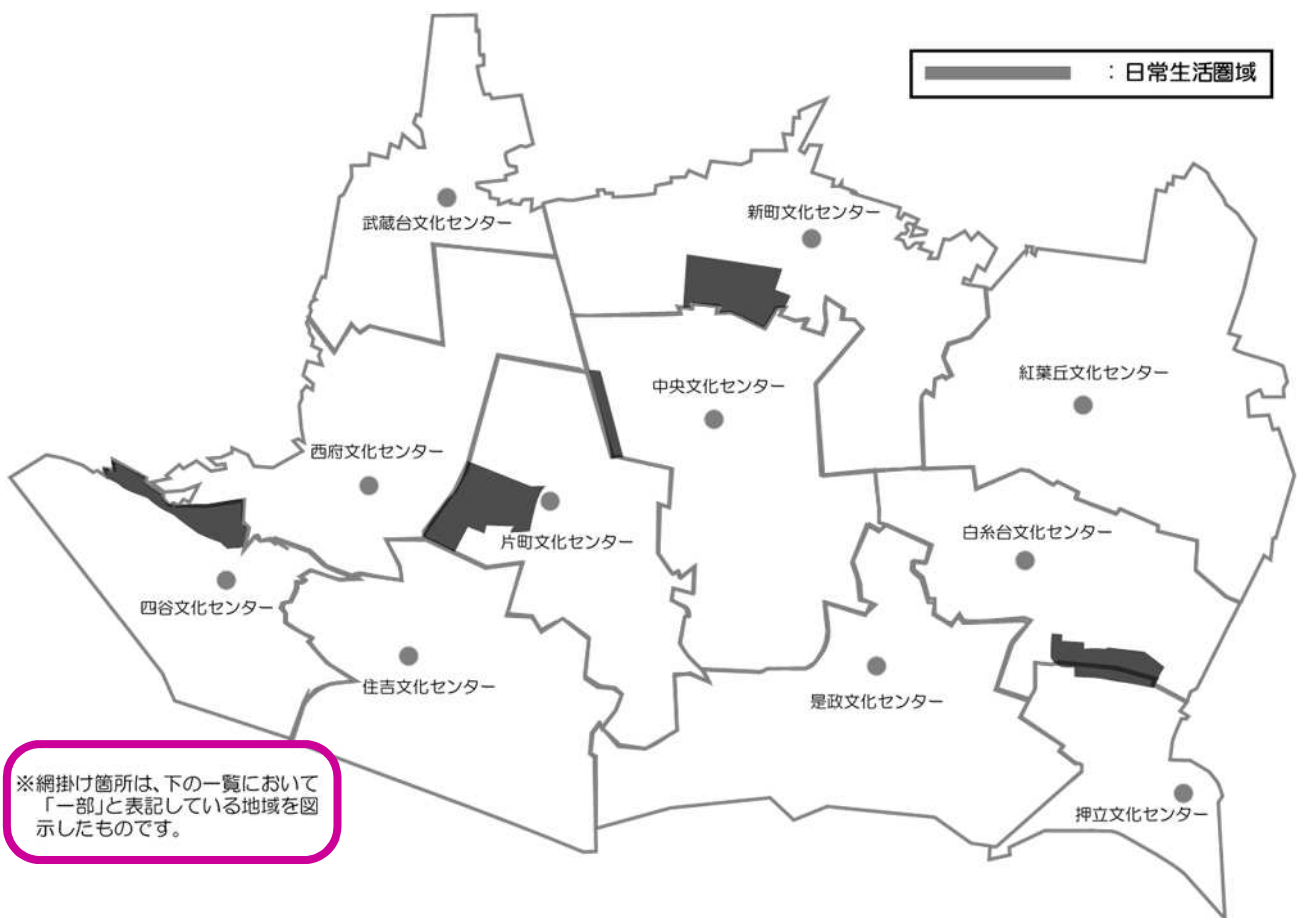
3 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項第1号の規定により、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める単位として設定するものです。

第7期計画までは、府中市福祉計画において設定している6つの福祉エリアを日常生活圏域として設定し、身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を行うものとしています。

第8期計画においては、福祉エリアが11に再整理されることに伴い、日常生活圏域を次のとおり11圏域に再整理することとします。

図表50 第8期計画における日常生活圏域



※網掛け箇所は、下の一覧において「一部」と表記している地域を図示したものです。

日常生活圏域名	町名
中央福祉エリア	天神町(1・2丁目)、幸町(1・2丁目・3丁目の一部)、府中町、緑町、宮町、八幡町、日吉町、宮西町(1丁目)、寿町(1・2丁目・3丁目の一部)、晴見町(1・2丁目)
白糸台福祉エリア	白糸台、車返団地の一部、小柳町(1・3丁目)、若松町(1・2丁目)、清水が丘(3丁目)
西府福祉エリア	東芝町、本宿町、日新町(1～4丁目、5丁目の一部)、西府町、美好町(3丁目の一部)
武蔵台福祉エリア	武蔵台、北山町、西原町
新町福祉エリア	浅間町、天神町(3・4丁目)、新町、晴見町(3・4丁目)、栄町、幸町(3丁目の一部)
住吉福祉エリア	南町、分梅町(2～5丁目)、住吉町
是政福祉エリア	小柳町(2・4～6丁目)、清水が丘(1・2丁目)、是政
紅葉丘福祉エリア	多磨町、朝日町、紅葉丘、若松町(3～5丁目)
押立福祉エリア	押立町、車返団地の一部
四谷福祉エリア	四谷、日新町(5丁目の一部)
片町福祉エリア	矢崎町、本町、片町、宮西町(2～5丁目)、寿町(3丁目の一部)、分梅町(1丁目)、日鋼町、美好町(1・2丁目・3丁目の一部)

4 計画の体系

基本目標	対応方針	施策	事業	事業の対象								担当		掲載ページ					
				本人					介護者	地域住民 (3)	専門職 (4)	自立 (5)	認知症 (6)		部	課			
				40~64歳 (1)	65歳以上 (2)	要支援 1・2	要介護 1・2	要介護 3-5											
心と体がいきいきとしている 1	(1) 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進	高齢者の社会参加の促進	1 地域貢献活動・地域参加の促進											市民協働推進部	協働推進課	51			
			2 シニアクラブへの支援												福祉保健部	高齢者支援課	〃		
			3 高齢者の居場所づくり(新規)													福祉保健部	高齢者支援課	52	
			4 高齢者の外出手段の確保													都市整備部	計画課	〃	
			5 関係機関との連携による就業機会の拡大													福祉保健部・生活環境部	高齢者支援課・産業振興課	〃	
		高齢者の生きがいづくりへの支援	6 生涯学習の機会の充実													文化スポーツ部	文化生涯学習課	53	
			7 高齢者等保養事業の推進													福祉保健部	高齢者支援課	〃	
			8 敬老事業の充実													福祉保健部	高齢者支援課	〃	
	健康づくりの推進	健康づくりの推進	9 健康相談												福祉保健部	健康推進課	54		
			10 健康教育													福祉保健部	健康推進課	〃	
			11 健康応援事業													福祉保健部	健康推進課	〃	
			12 食育推進事業													福祉保健部	健康推進課	55	
			13 歯科医療連携推進事業													福祉保健部	健康推進課	〃	
			14 特定健康診査・特定保健指導													市民部	保険年金課	〃	
			15 後期高齢者医療健康診査													市民部	保険年金課	56	
			16 介護予防事業のPR													福祉保健部	高齢者支援課	〃	
			17 介護予防推進センターにおける介護予防事業やセンター機能の強化													福祉保健部	高齢者支援課	〃	
			18 地域デイサービス事業(ほっとサロン)													福祉保健部	高齢者支援課	57	
			健康づくりと介護予防の一体的な推進	介護予防の推進	19 総合事業における訪問型サービスと通所型サービス												福祉保健部	高齢者支援課	〃
	20 介護予防・生活支援サービス事業の推進														福祉保健部	高齢者支援課	〃		
	21 介護予防推進事業															福祉保健部	高齢者支援課	58	
	22 介護予防コーディネート事業															福祉保健部	高齢者支援課	〃	
	健康づくりと介護予防に取り組む地域への支援と担い手の育成	23 スポーツ健康増進活動の機会の充実															文化スポーツ部	スポーツ振興課	〃
		24 自主的な健康づくりへの支援															福祉保健部	健康推進課	59
	高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施	健康づくりと介護予防に取り組む地域への支援と担い手の育成	25 介護予防サポーターの人材育成と活用												福祉保健部	高齢者支援課	〃		
			26 地域の自主グループへの支援・育成													福祉保健部	高齢者支援課	〃	
			27 フレイル予防の推進(新規)													福祉保健部・市民部	高齢者支援課・健康推進課・保険年金課	60	
			28 一体的な実施に向けた体制の整備(新規)													福祉保健部・市民部	高齢者支援課・健康推進課・保険年金課	〃	
			29 地域リハビリテーション活動の推進(新規)													福祉保健部	高齢者支援課	〃	
住み慣れた地域で過ごしている 2	(3) 住まいと生活支援の一体的な推進	高齢者の住まいの安定的な確保	30 高齢者住宅の運営												福祉保健部	高齢者支援課	61		
			31 公営住宅の高齢者入居枠の確保													福祉保健部・都市整備部	高齢者支援課・住宅課	〃	
			32 高齢者住替支援事業													福祉保健部	高齢者支援課	62	
			33 高齢者自立支援住宅改修給付													福祉保健部	介護保険課	〃	
		在宅支援サービスの充実と生活支援体制の整備	34 高齢者の住まい等のあり方の検討													福祉保健部・都市整備部	高齢者支援課・介護保険課・住宅課	〃	
			35 自立支援ショートステイ													福祉保健部	高齢者支援課	63	
			36 おむつ支給・訪問理髪・寝具乾燥・高齢者車いす福祉タクシー													福祉保健部	高齢者支援課・介護保険課	〃	
			37 生活支援ヘルパー派遣・日常生活用具の貸与等													福祉保健部	介護保険課	〃	
	(4) 医療と介護の連携強化	在宅療養環境の整備・充実	38 高齢者救急通報システム事業													福祉保健部	高齢者支援課	64	
			39 生活支援体制整備事業の推進													福祉保健部	高齢者支援課	〃	
			40 医療・介護・福祉関係機関の連携構築													福祉保健部	高齢者支援課	65	
			41 在宅療養に関わる専門職の相互理解													福祉保健部	高齢者支援課	〃	
		在宅療養環境の整備・充実	42 市民への普及啓発													福祉保健部	健康推進課	66	
			43 かかりつけ医等の普及													福祉保健部	健康推進課	〃	
			44 在宅療養相談窓口の充実													福祉保健部	高齢者支援課	〃	
			45 在宅療養を24時間支える体制づくり(新規)													福祉保健部	高齢者支援課	67	
	(5) 介護者への支援の充実	介護者の交流機会の充実	46 バックベッドの整備												福祉保健部	高齢者支援課	〃		
			47 家族介護者教室													福祉保健部	高齢者支援課	〃	
		介護者への情報提供とサービスの推進	48 家族介護者の交流支援													福祉保健部	高齢者支援課	68	
			49 ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の推進													市民協働推進部	地域コミュニティ課	〃	
50 緊急時のショートステイの確保															福祉保健部	高齢者支援課	〃		

1: 第2号被保険者として健康づくり、フレイル予防の取組が期待され、かつ両親の介護をしている年代 / 2: 要介護認定を受けていない元気高齢者(「」は介護保険サービスをすぐに開始できない高齢者が対象) / 3: 自治会、民生委員を含む全ての地域住民(本人、家族を除く)
 4: 医療・介護・福祉関係の専門職 / 5: 介護保険法の改正に伴い各保険者に求められる自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組 / 6: 認知症高齢者やその家族への支援ともなる取組、認知症予防等にも効果があると考えられる取組

基本目標	対応方針	施策	事業	事業の対象								自立 認知症 (5) (6)	担当		掲載 ページ			
				本人					地域 住民 (3)	専門職 (4)	部		課					
				40- 64歳 (1)	65歳 以上 (2)	要支援 1・2	要介護 1・2	要介護 3-5						介護者				
3 安心して暮らしている	(6) 安全・安心の確保に向けた施策の充実	相談支援体制の強化	5 1 地域での多様な相談体制の整備											福祉保健部	高齢者支援課	6 9		
			5 2 担当地区ケア会議の開催												福祉保健部	高齢者支援課	"	
		高齢者の権利擁護体制の強化	5 3 高齢者虐待対応と養護者支援													福祉保健部	高齢者支援課	7 0
			5 4 養護老人ホームへの入所措置													福祉保健部	高齢者支援課	"
			5 5 権利擁護事業の充実													福祉保健部	地域福祉推進課	"
			5 6 市民後見人の発掘・育成													福祉保健部	地域福祉推進課	7 1
			5 7 古い支度事業													福祉保健部	高齢者支援課	"
		災害、消費者被害への対策の充実	5 8 避難行動要支援者支援体制の整備													福祉保健部・行政管理部	高齢者支援課・防災危機管理課	"
			5 9 福祉サービス事業者等との災害時の連携													福祉保健部・行政管理部	高齢者支援課・介護保険課・防災危機管理課	7 2
			6 0 介護サービス事業者への事業継続計画（BCP）策定の促進													福祉保健部	介護保険課	"
			6 1 消費者被害の防止												生活環境部	産業振興課	"	
			6 2 高齢者への感染症対策の普及啓発（新規）		■	■	■	■	■	■					福祉保健部	高齢者支援課	7 3	
			6 3 介護サービス事業者の感染症対策の推進（新規）			■	■	■	■				■		福祉保健部	介護保険課	"	
	(7) 認知症施策の推進	普及啓発・本人発信支援	6 4 認知症サポーター「ささえ隊」養成講座の実施												福祉保健部	高齢者支援課	7 4	
			6 5 認知症ケアの普及啓発												福祉保健部	高齢者支援課	"	
		予防に向けた取組	6 6 介護予防推進センターにおける認知症予防教室の実施													福祉保健部	高齢者支援課	"
			6 7 認知症予防の意識向上のための普及啓発（新規）													福祉保健部	高齢者支援課	7 5
		医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	6 8 認知症の早期診断・早期対応の推進													福祉保健部	高齢者支援課	"
			6 9 多職種連携によるネットワークの構築													福祉保健部	高齢者支援課	"
				7 0 認知症カフェ・認知症緊急ショートステイ												福祉保健部	高齢者支援課	7 6
		認知症バリアフリーの推進・社会参加支援	7 1 認知症見守り等支援事業													福祉保健部	高齢者支援課	"
7 2 早期発見・保護に向けた捜索体制の構築（新規）															福祉保健部	高齢者支援課	"	
(8) 地域支援体制の充実		地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議の推進	7 3 地域包括支援センター機能の充実													福祉保健部	高齢者支援課	7 7
	7 4 地域ケア会議の開催														福祉保健部	高齢者支援課	7 8	
	住民主体の地域支え合い活動の推進	7 5 高齢者見守りネットワークの推進													福祉保健部	高齢者支援課	"	
		7 6 地域による熱中症予防のための見守り活動の推進													福祉保健部	高齢者支援課	7 9	
		7 7 地域支え合いのための情報提供・人材育成及び居場所づくりの支援													福祉保健部・市民協働推進部	地域福祉推進課・協働推進課	"	
4 必要な介護保険サービスを適切に利用できている	(9) 介護保険事業の推進	保険者機能の強化	7 8 介護給付の適正化												福祉保健部	介護保険課・地域福祉推進課	8 1	
			7 9 地域密着型サービスの基盤整備													福祉保健部	介護保険課	8 2
		介護基盤の整備	8 0 施設サービスの基盤整備													福祉保健部	介護保険課	"
			8 1 居住系サービスの基盤整備													福祉保健部	介護保険課	"
		低所得者への配慮	8 2 介護保険サービス利用料等の軽減													福祉保健部	介護保険課	8 3
			8 3 介護保険料の減免													福祉保健部	介護保険課	"
	情報の提供体制・介護保険サービス相談体制の充実	8 4 多様な媒体を使った分かりやすい情報の提供													福祉保健部・政策総務部	高齢者支援課・広報課	"	
		8 5 福祉サービス第三者評価制度の普及・促進													福祉保健部	介護保険課・地域福祉推進課	8 4	
		8 6 介護保険サービス相談体制の充実													福祉保健部	高齢者支援課・介護保険課	"	
	(10) 介護人材の確保と資質の向上	介護人材の確保	8 7 働く環境の改善													福祉保健部	介護保険課	8 5
			8 8 多様な人材の確保													福祉保健部	地域福祉推進課	8 6
		介護人材の資質の向上	8 9 介護サービス事業者等との連携とその支援													福祉保健部	介護保険課	"
			9 0 ケアマネジャーの資質の向上に向けた研修会等の実施													福祉保健部	高齢者支援課	8 7
9 1 介護サービス事業者の適切な業務運営に資するための研修会の実施															福祉保健部	介護保険課	"	

1：第2号被保険者として健康づくり、フレイル予防の取組が期待され、かつ両親の介護をしている年代 / 2：要介護認定を受けていない元気高齢者 / 3：自治会、民生委員を含む全ての地域住民（本人、家族を除く）
4：医療・介護・福祉関係の専門職 / 5：介護保険法の改正に伴い各保険者に求められる自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取組 / 6：認知症高齢者やその家族への支援ともなる取組、認知症予防等にも効果があると考えられる取組

第4章 基本理念の実現に向けて

第4章の見方

基本目標1 心と体がいきいきとしている

10の対応方針ごとに市が認識している現状や課題などを示しています。

対応方針(1) 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進

地域の中で高齢者が役割を持ち、これまで培った知識や技術をいかせる場をつくることは、人生100年時代とも言われる中、本市の地域づくりにも大きな力となります。

そこで、地域貢献活動や居場所づくり、就業機会の拡大を通して高齢者の社会参加の促進を図るとともに、高齢者の生涯学習等を通じた生きがいづくりを進めます。

また、住民主体による地域支え合い活動を活性化していくため、身近な地域における情報提供を行うとともに、多様な人材の発掘・育成を行っていきます。

施策① 高齢者の社会参加の促進

91の事業ごとの具体的な取組内容について示しています。

事業番号	1	担当	市民協働推進部 協働推進課
事業名	地域貢献活動・地域参加の促進		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 「団塊の世代」や高齢者が知識や経験をいかして、地域で活躍できるよう、地域デビュー講座やNPO等地域活動体験セミナーを開催し、地域活動やボランティア・NPO活動等に参加する機会の創出や活動の場を提供します。 「団塊の世代」や高齢者の地域活動への参加を促進するため、地域団体等に関する情報を提供します。 		
計画	令和元年度(実績)		令和3~5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動入門講座(実践講座含む) 21回/延べ158人 市民活動専門講座 12回/延べ246人 講演会 4回/延べ269人 団体活動支援及び市民参画促進のためのコーディネーター養成講座 8回/延べ83人(実人数:11人) 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動センターにおいて、市民活動を始めたい市民に対する情報や機会、活動の場を提供します。 市民活動入門講座(随時) 市民活動専門講座(随時) 講演会(随時) コーディネーター養成講座(随時)

第8期計画期間(令和3~5年度)における事業計画を示しています。

目標を数値化することが相応しい事業については、具体的な取組ごとに指標設定することで、各年度の進捗状況を評価できるようにします。

なお、第9期計画の策定に当たっては、第8期計画期間の中間年度である、令和4年度の取組実績を参照します。

基本目標1 心と体がいきいきとしている

対応方針（1） 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進

地域の中で高齢者が役割を持ち、これまで培った知識や技術をいかせる場をつくることは、人生100年時代とも言われる中、本市の地域づくりにも大きな力となります。

そこで、地域貢献活動や居場所づくり、就業機会の拡大を通して高齢者の社会参加の促進を図るとともに、高齢者の生涯学習等を通じた生きがいづくりを進めます。

また、住民主体による地域支え合い活動を活性化していくため、身近な地域における情報提供を行うとともに、多様な人材の発掘・育成を行っていきます。

施策① 高齢者の社会参加の促進

事業番号	1	担当	市民協働推進部 協働推進課
事業名	地域貢献活動・地域参加の促進		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「団塊の世代」や高齢者が知識や経験をいかして、地域で活躍できるよう、地域デビュー講座やNPO等地域活動体験セミナーを開催し、地域活動やボランティア・NPO活動等に参加する機会の創出や活動の場を提供します。 ・「団塊の世代」や高齢者の地域活動への参加を促進するため、地域団体等に関する情報を提供します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動入門講座（実践講座含む） 21回／延べ158人 ・市民活動専門講座 12回／延べ246人 ・講演会 4回／延べ269人 ・団体活動支援及び市民参画促進のためのコーディネーター養成講座 8回／延べ83人（実人数：11人） 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターにおいて、市民活動を始めたい市民に対する情報や機会、活動の場を提供します。 ・市民活動入門講座（随時） ・市民活動専門講座（随時） ・講演会（随時） ・コーディネーター養成講座（随時）

事業番号	2	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	シニアクラブへの支援		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が身近な地域で生きがい活動を行う場であるとともに、友愛訪問など地域の支え合い活動の担い手となるシニアクラブの活動を支援します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付：86団体 ・研修用バスの貸出し：22団体 ・シニアクラブ加入率：9.9% 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付：86団体 ・研修用バスの貸出（随時） ・シニアクラブ加入率：9.9%

事業番号	3	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	高齢者の居場所づくり（新規）		
事業内容	・在宅の一人暮らし高齢者など、市内に居住する高齢者等のうち、地域での見守り等の援助が必要な者又はその介護者等に対し、地域社会との関係構築の機会（サロン）を提供します。		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン交流会：2回／延べ61人 ・サロンマップ連絡会：1回／12人 福祉まつりへの出店は悪天候のため見送り ・サロンマップの会：10回／延べ61人 ・サロンマップの作成、配布等：11,000部 ・ふちゅう福祉施設マップの作成、配布：3,000部 ・地域福祉活動助成金の支給 10団体／353,000円 ・高齢者が参加できるサロン数：70か所 	<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン交流会（随時） ・サロンマップ連絡会（随時） ・サロンマップの会（随時） ・サロンマップの作成、配布等（随時） ・ふちゅう福祉施設マップの作成、配布（随時） ・地域福祉活動助成金の支給（随時） ・高齢者が参加できるサロン数の増：85か所 令和4年度における目標設置数 	

事業番号	4	担当	都市整備部 計画課
事業名	高齢者の外出手段の確保		
事業内容	・コミュニティバスの運行による、高齢者の外出手段の確保を支援します。		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・運行事業者に補助金を交付し、コミュニティバスの運行を継続しました。 利用者数：2,105,258人 ・車両の入替え時にノンステップバスを導入し、全ての車両がノンステップあるいはステップリフト導入済みとなりました。 	<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス運行のため、運行事業者に補助金を交付します。 ・コミュニティバスも含めた公共交通ネットワークの在り方を検討するため、事業者や利用者の意見を伺いながら、地域公共交通計画の策定を進めます。 （随時） 	

事業番号	5	担当	福祉保健部 高齢者支援課、生活環境部 産業振興課
事業名	関係機関との連携による就業機会の拡大		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「団塊の世代」の高齢期への移行や改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえ、高齢者が豊富な知識と経験をいかして積極的に地域で活躍できるように職域の開拓や、それに伴う短時間勤務や在宅勤務、就業形態の工夫など、シルバー人材センターが行う取組を支援します。 ・高齢者の社会参加等を促進するため、高齢者の特性や希望に沿った就労活動をコーディネートしている、いきいきワーク府中やハローワーク等と連携し、高齢者の就業を支援します。 		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
	<p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターに補助金を交付したほか、事業の広報掲載等の支援をしました。 <p>【産業振興課（旧：住宅勤労課）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきワーク府中利用状況 新規求職者数：957人 再来求職者数：1,159人 うち就職者数：227人 ・ハローワーク合同就職面接会（7/11）を開催 	<p><各年度></p> <p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の就業機会を確保します。（随時） <p>【産業振興課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきワーク府中やハローワーク等と連携し、高齢者の就業を支援します。 就職者数：240人 	

施策② 高齢者の生きがいづくりへの支援

事業番号	6	担当	文化スポーツ部 文化生涯学習課
事業名	生涯学習の機会の充実		
事業内容	・充実した生活を送るための生涯学習の機会を充実させ、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習講座（けやき寿学園） 1コース/1回/49人 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全3回コースのうち1回のみ実施 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習講座（けやき寿学園） 1コース3回/延べ300人

事業番号	7	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	高齢者等保養事業の推進		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の余暇活動や交流を促進するため、保養施設利用助成を実施します。また、対象となる高齢者の増加への対応や他事業との統合等も検討しながら、効果的な事業展開を図ります。 高齢者の健康の保持・増進を図るため、地域事業者の協力を得て、多世代のふれあい入浴、高齢者の集いの場としてのことぶき入浴事業を提供します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等保養施設利用助成 70歳以上の市民及び在宅寝たきり高齢者介護者慰労金の受給者を対象に、保養施設の利用助成をしました。 保養施設数：20か所/延べ泊数：257泊 ことぶき入浴事業 65歳以上の市民及び小学生以下の子どもを対象に、無料で利用できる入浴券を配布しました。 年5回実施/延べ利用者数：1,878人 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等保養施設利用助成 保養施設数：20か所 延べ泊数：300泊 ことぶき入浴事業（随時） 延べ利用者数：2,000人

事業番号	8	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	敬老事業の充実		
事業内容	・敬老の日記念事業及び長寿祝い金贈呈の機会を高齢者の生きがいづくりにつなげるとともに、地域の高齢者見守り活動及びふれあい訪問活動の場としても活用します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 敬老の日記念大会 日程：令和元年9月16日（祝） 場所：府中の森芸術劇場（3回） 来場者数：3,993人 長寿祝い訪問事業 祝い金贈呈（100歳以上、88歳、77歳） 計3,485人 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> 敬老の日記念大会 70歳以上の市民を対象に式典及びアトラクションを実施します。 来場者数：4,000人 長寿祝い訪問事業 民生委員の協力を得ながら、対象者の訪問、祝い金の贈呈、実情把握を行います。（随時）

対応方針（２） 健康づくりと介護予防の一体的な推進

充実した人生を送るには、心身**とも**に健康な期間である「健康寿命」を延伸することが大切です。そのためには、日頃から「自分の健康は自分で守り、つくる」という生涯を通じた市民一人**一人**の健康づくりの意識と実践が不可欠です。

また、こうした個人が主体的に行う健康増進の取組を、家庭、地域、職場及び行政を含めた社会全体で支援し、必要な知識を地域で共有し合いながら健康づくりを広げていくことも重要です。

特に、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職などの幅広い医療専門職の関与を得ながら自立支援に資する取組を推進することで、身体機能の回復だけでなく、生活機能全体の向上も含めた、高齢者を取り巻く環境へのバランスの取れたアプローチをしていく必要があります。その**上**で、全ての高齢者が心身や生活の状況に応じて健康づくりに自ら取り組む環境を整備するとともに、地域における自主的な活動や取組の継続を支援します。

施策③ 健康づくりの推進

事業番号	9	担当	福祉保健部 健康推進課
事業名	健康相談		
事業内容	・生活習慣病の予防やからだやこころの健康づくり等のために保健・福祉・医療が連携し、必要な指導と助言を行うとともに、健康に関する個別相談を実施します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談実施回数：延べ 259 回 歯と口：10 回 / 55 人 歯と口健康週間：2 回 / 146 人 薬の何でも：2 回 / 67 人 薬と健康：中止 保健相談：245 回 来所：268 人 / 電話：2,410 人 / 訪問：26 人 		<各年度> ・生活習慣病の予防や、からだやこころの健康づくりのために保健相談室ほか、各種相談事業を実施します。（随時）

事業番号	10	担当	福祉保健部 健康推進課
事業名	健康教育		
事業内容	・医師・歯科医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等による講話や、実践を含めた各種指導を行い、生活習慣病の予防やからだやこころの健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発を行います。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	・開催回数 15 回 / 延べ 673 人		<各年度> ・実践を含めた各種指導を実施します。（随時）

事業番号	11	担当	福祉保健部 健康推進課
事業名	健康応援事業		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人一人の健康に対する意識が向上し、自発的に健康づくりに取り組むことができる環境を整えます。 ・元気いっぱいサポーター養成講座を修了した市民を元気いっぱいサポーターリーダーとして位置付け、市の健康づくりの取組を協働して取り組む仕組みづくりを進めます。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・元気いっぱいサポーター：1,388 人 ・元気いっぱいサポーターリーダー養成講座：1クール ・元気いっぱいサポーターリーダーの自主グループ活動支援、当該グループとの協働でウォーキングイベント開催：3 回 / 83 人 		<各年度> ・ノルディックウォーキングのイベント等を実施します。（随時） ・元気いっぱいサポーターリーダーを養成し、協働して事業を継続的に実施します。（随時）

事業番号	12	担当	福祉保健部 健康推進課
事業名	食育推進事業		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の予防や健康増進を目的に、バランスの良い食生活や食に関する正しい知識の普及を図る講話や調理実習を実施します。また、隔年で食育推進リーダーを養成し、市の事業を協働して実施できる体制を整えます。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 実習を伴う講座：3回 / 66人 食育講演会：1回 / 41人 食育推進リーダー養成講座は隔年開催のため実施なし 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> バランスの良い食生活が実践できるように、調理実習を伴う講座や講演会等を実施します。（随時）

事業番号	13	担当	福祉保健部 健康推進課
事業名	歯科医療連携推進事業		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ歯科医のいない障害者、要介護者、摂食・嚥下（えんげ）機能に支障がある方等に、歯科医師会に委託し、かかりつけ歯科医を紹介します。 摂食・嚥下機能に不安を抱える方が必要な支援が受けられるよう相談窓口を開設しています。 市民向け、関係機関向け（隔年）に摂食・嚥下機能に関する講演会を実施します。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ歯科医紹介：新規15人 摂食嚥下支援相談：6件 摂食嚥下機能支援に関する講演会：20人 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> かかりつけ歯科医紹介、摂食嚥下機能支援相談窓口は、事業所等、関係機関への周知に努め、障害等があってもかかりつけ歯科医を持ち、必要な医療が受けられる環境を整えます。 摂食・嚥下機能支援に関する講演会は、関係者だけでなく市民一人一人が自身の症状に早期に気付き、予防につなげられる（オーラルフレイル）内容で実施します。（随時）

事業番号	14	担当	市民部 保険年金課
事業名	特定健康診査・特定保健指導		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 40～74歳の国民健康保険被保険者に対し、高血圧や糖尿病等の生活習慣病有病者及び予備群を抽出するための健康診査を実施します。 健康診査の結果、生活習慣病のリスクが一定程度高いと判定された方に対し、面談や電話等によって保健指導を行います。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診者：20,411人 特定健康診査受診率：53.0% 特定保健指導対象者：2,130人 初回面談実施者：215人 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の健康保持・増進、医療費の抑制のため、受診率・参加率の向上を図ります。（随時）

事業番号	15	担当	市民部 保険年金課
事業名	後期高齢者医療健康診査		
事業内容	・75歳以上（65歳以上で一定の障害のある人を含む）で後期高齢者医療被保険者の健康の保持・増進、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療につなげるため、健康診査を実施します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査受診者：18,313人 うち訪問診査：1人 後期高齢者健康診査受診率：66.86% 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> 生活習慣病等の早期発見と後期高齢者の健康を保持・増進し、医療費の適正化につなげます。（随時）

施策④ 介護予防の推進

事業番号	16	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	介護予防事業のPR		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットや映像等により、介護予防の必要性や大切さをPRします。 総合事業においても、一般介護予防事業として介護予防に対する意識啓発の取組に努めるとともに、「元気一番！！ふちゅう体操」を普及し、介護予防に取り組むきっかけづくりとします。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防の啓発普及のために「令和元年度 元気一番！！介護予防」、「元気一番！！ふちゅう体操」のパンフレットを作成し、配布しました。 介護予防：8,000部 ふちゅう体操：1,000部 福祉まつり、フォーリスでのイベント、シニアクラブのイベント等でふちゅう体操の啓発普及を行いました。 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> 高齢者の健康寿命を伸ばすため、介護予防の普及啓発を行います。 パンフレット配布 介護予防：8,000部 ふちゅう体操：1,000部

事業番号	17	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	介護予防推進センターにおける介護予防事業やセンター機能の強化		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防推進センターは、介護予防に取り組んでいない高齢者がその重要性を理解し、積極的に取り組めるように教室・講座を充実させるとともに、その方を地域包括支援センターにおける教室参加につなぐなど、介護予防の拠点として機能を強化します。 介護予防に関する相談を実施します。 介護予防に関する人材（介護予防サポーター）を育成し、人材や地域資源等の情報を集約し地域の介護予防活動を支援します。 介護予防推進センターで行われている世代間交流事業を拡充し、地域づくりを支援します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防講座：延べ14,826人 介護予防教室（3か月教室）：延べ20,342人 介護予防相談：延べ331人 人材育成（研修）：延べ65回 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> 介護予防講座：延べ14,800人 介護予防教室（3か月教室）：延べ20,350人 介護予防相談：延べ350人 人材育成（研修）：延べ65回

事業番号	18	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	地域デイサービス事業（ほっとサロン）		
事業内容	・外出が少なくなっている方が、地域の中で安心して自立した生活が継続できるよう「ほっとサロン」を開催し、介護予防・生きがいを支援します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：延べ1,865回 ・参加者数：延べ13,028人 ・実施場所 介護予防推進センター、地域包括支援センター、自治会館、文化センターなど 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・通いの場を設けることにより、閉じこもり予防や要介護状態への移行防止を図ります。 実施回数：延べ1,865人 参加者数：延べ13,030人

事業番号	19	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	総合事業における訪問型サービスと通所型サービス		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自基準の訪問型サービスの担い手である高齢者生活支援員について、市の研修修了者の増加を図るとともに、就労先となる事業所とのマッチングに努めます。 ・国基準のサービスについては、利用実績や他市の状況等を踏まえて、事業の在り方を検討します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・国基準と市独自基準サービス 訪問型サービス 事業者数：56か所 / 費用額：104,983千円 延べ利用者数：6,290人 通所型サービス 事業者数：64か所 / 費用額：236,463千円 延べ利用者数：9,285人 ・高齢者生活支援員養成研修 開催回数：2回 / 修了者数：34人 就労者数：4人（研修後のアンケート時） 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・国基準と市独自基準サービス ・高齢者生活支援員養成研修 開催回数：2回 / 修了者数：35人 就労者数：5人（研修後のアンケート時）

事業番号	20	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	介護予防・生活支援サービス事業の推進		
事業内容	・介護予防・生活支援サービス事業のうち、実施していないサービスについて、市民ニーズやサービス提供者の有無等、本市の現状に適したサービスの実施を検討します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスC（短期集中予防サービス）開始 リハビリテーション職による2次アセスメント：22件 通所：15回 / 訪問：57回 通所型サービス（介護予防推進センター） 3クール22人 総合事業卒業加算：1件 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスC（短期集中予防サービス）の取組を通じて、高齢者は必要なサービスや地域の資源とつながり、支援者においても関係機関との連携により適切な支援ができます。また、要支援者及び事業対象者に適したサービスの実施を検討します。 総合事業卒業加算：3件

事業番号	21	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	介護予防推進事業		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の全ての高齢者が参加できる教室「元気アップ体操教室」や、その参加者同士が学んだ体操などを通じて交流する「地域交流体操」を開催することで、身近な場所で市民が主体的に介護予防に取り組むきっかけを創出します。 		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護認定を受けていない高齢者の生活機能の低下の度合いを把握し、介護予防事業を普及啓発するため、65、70、75、80、85歳の高齢者を対象に調査を実施しました。 対象者数：10,086人 回答者数：4,816人 ・介護予防教室 地域交流体操：延べ19,830人 住民主体の通いの場等への参加者（おおむね65歳以上）：9,451人 介護予防推進センター・地域包括支援センター把握分：2,445人 文化センター・生涯学習センター把握分：6,886人 社会福祉協議会把握分（サロン）：200人 	<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活機能調査（71、73、75、77、79歳） 対象者数：10,000人 回答者数：5,000人 ・介護予防教室の実施 地域交流体操：延べ20,000人 ・住民主体の通いの場等への参加者：10,000人 	

事業番号	22	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	介護予防コーディネーター事業		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域包括支援センターに配置した介護予防コーディネーターにより、介護予防の普及・啓発を目的に、文化センターや地域包括支援センターにおいて、介護予防講座の開催、市内の各種イベントへの参加、相談への対応を行います。 ・社会資源の発掘や自主グループ活動の支援など、地域における介護予防の取組支援を行います。 		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講座：757回/延べ11,246人 ・訪問・電話等：延べ282人 ・支援グループ：延べ166回 ・ふちゅう体操普及：148回/延べ26,486人 ・介護予防イベント参加者数：延べ11,957人 ・自主グループ立上げ支援：17回 	<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講座：760回/延べ11,250人 ・市内の各種イベントへの参加（随時） ・相談対応（訪問：電話等）（随時） ・自主グループ立上げ支援：17回 	

施策⑤ 健康づくりと介護予防に取り組む地域への支援と担い手の育成

事業番号	23	担当	文化スポーツ部 スポーツ振興課
事業名	スポーツ健康増進活動の機会の充実		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたってスポーツに親しめるよう、高齢者向け教室や事業を開催し、高齢者の健康づくりを支援します。 		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域体育館教室：36,586人 うち高齢者健康体操教室：16,321人 ・総合体育館教室：7,118人 うち高齢者健康づくり教室：1,406人 	<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域体育館高齢者健康体操教室：20,000人 ・総合体育館高齢者健康づくり教室：3,400人 	

事業番号	24	担当	福祉保健部 健康推進課
事業名	自主的な健康づくりへの支援		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 自身の健康づくりだけでなく、身近な人の健康にも目を向け、地域のつながりの中で、健康づくりに取り組めるよう支援します。健康づくりの推進に取り組む団体や個人を、「元気いっぱいサポーター」として位置付けて、その活動の支援及び協働して事業を実施します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> からだ スキャン：4回 / 146人 元気いっぱいサポーターリーダー養成講座：5日間 / 各回29人 元気いっぱいサポーター絵本の読み聞かせボランティア養成講座（17日間 各回17人出席） 元気いっぱいサポーターで構成された自主グループと協働実施したウォーキングイベント3回 / 83人参加 健康応援ガイド全戸配布（123,749戸） 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> 元気いっぱいサポーターリーダー養成講座（随時） ゲートキーパー養成講座（随時） 健康応援ガイド全戸配布（随時）

事業番号	25	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	介護予防サポーターの人材育成と活用		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防推進センターが、介護予防の人材育成研修を修了した高齢者などを、介護予防サポーターとして認定し、介護予防サポーターが活動できる場を提供します。 介護予防推進センターが中心となり、地域包括支援センターと連携しながら介護予防サポーターの活動の支援をします。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防サポーター新規登録数：21人 育成研修：65回 活動（派遣） 地域：延べ2,535人 介護予防推進センター：延べ2,360人 ふちゅう体操普及（地域交流体操）：延べ180人 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> 介護予防サポーター新規登録数：22人 育成研修：65回 活動（派遣） 地域：延べ2,540人 介護予防推進センター：延べ2,400人 ふちゅう体操普及（地域交流体操）：延べ180人

事業番号	26	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	地域の自主グループへの支援・育成		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者と関わる自主グループの活動を支援し、高齢者が集い、ふれあうことのできる場所づくりや社会参加を促進します。 介護予防に取り組む自主グループの立上げや継続的な活動を、介護予防推進センターや地域包括支援センターが支援するとともに、自主グループ同士が交流できる場や活動発表の場を確保します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防推進センター 自主グループ立上げ支援：4グループ 継続支援：延べ275グループ 地域包括支援センター 新規自主グループ：1グループ 自主グループ立上げ支援：17回 継続支援：延べ156グループ 自主グループの活動発表会の開催 舞台発表：6グループ / 展示発表：12グループ / ワークショップ：3グループ 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> 介護予防推進センター 自主グループ立上げ支援：4グループ 継続支援：延べ275グループ 地域包括支援センター 新規自主グループ：1グループ 自主グループ立上げ支援：17回 継続支援：延べ160グループ 自主グループの活動発表会の開催（随時）

施策⑥ 高齢者の保健事業と一般介護予防事業等との一体的な実施

事業番号	27	担当	福祉保健部 高齢者支援課・健康推進課、市民部 保険年金課
事業名	フレイル予防の推進（新規）		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 心と体の健康チェックを実施し市民のフレイル状態を把握します。 65歳以上の特定健康診査等の結果から把握した低栄養及び口腔機能の低下によりケアが必要な方に、介護予防推進センターや地域包括支援センターにおいてフレイル予防講習会やフレイル予防講座、教室を実施し普及啓発を行います。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
			<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者へ心と体の健康チェック（随時） フレイル予防教室（3日間） チェック表の返信がない方に訪問し、介護予防教室の案内等によりフレイル予防をします。

事業番号	28	担当	福祉保健部 高齢者支援課・健康推進課、市民部 保険年金課
事業名	一体的な実施に向けた体制の整備（新規）		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を行うため、地域健康課題（特定健康診査の結果や未受診対応等）や地域の多様な社会資源の活用を踏まえた検討を行います。 地域の医療関係団体等と連携し、個人情報を適切に管理した上で介護・医療・健診情報等の活用を含め、保険年金課、健康推進課と連携して取組を進めます。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
			<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 65歳以上のフレイル予備軍の方へ講座や教室の案内や個別アプローチ等普及啓発します。（随時） KDBシステム等を活用し健診結果を分析し、高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施します。（随時）

事業番号	29	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	地域リハビリテーション活動の推進（新規）		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> リハビリテーション職が地域における専門的知見をいかして、住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等への介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議等におけるケアマネジメント支援を行い、介護予防の効果を高め、ケアマネジメントの質の向上に努めます。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターへの派遣回数：106回 予防プランの支援：11回（各地域包括支援センター1回） 通いの場（自主グループ・ほっとサロン・地域交流体操等）：31回 介護予防講座等：64回 		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域包括支援センターへの派遣：143回（各地域包括支援センター：13回/年） 介護予防講座等への派遣だけでなく、計画的に通いの場へ出向き、地域でのフレイル予防に取り組みます。また、予防プランに関するケアマネジメント能力の質的向上を図ります。

基本目標2 住み慣れた地域で暮らしている

対応方針（3） 住まいと生活支援の一体的な推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、引き続き、公営住宅での住まいの提供、救急通報システムの設置や住宅改修給付を推進します。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、多様になっている民間の高齢者の住まいについての情報提供や、住み続けるための各種サービスとも連携した生活支援体制の充実を図るとともに、高齢者見守りネットワークなどとも連携し、高齢者の在宅での生活を支援します。このとき、地域に必要なインフォーマルなサポートの構築についても、生活支援体制の整備と関連付けて進めていきます。

さらに、居住支援協議会等の場を活用しながら、生活に困難等を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援の取組を推進します。

施策⑦ 高齢者の住まいの安定的な確保

事業番号	30	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	高齢者住宅の運営		
事業内容	・高齢者住宅の供給方法等の検討を行うとともに、国や東京都の居住支援制度を活用することなどにより、高齢者のための住宅確保に努めます。		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	・高齢者住宅を運営するとともに、入居者の安否確認、退去に伴う居室の修繕、入居募集事務等の管理を行いました。		<各年度> ・高齢者住宅の運営、入退去者の管理を行います。 （随時）

事業番号	31	担当	福祉保健部 高齢者支援課・都市整備部 住宅課
事業名	公営住宅の高齢者入居枠の確保		
事業内容	・公営住宅の入居希望者の増加に対応し、引き続き都営住宅における高齢者入居枠の確保を東京都へ要請します。 ・市営住宅の募集に際しては、優遇抽選等の方法により高齢者が入居しやすくなるよう配慮します。		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	【高齢者支援課】 ・東京都から地元割当てのあった1戸について、高齢者を対象として募集しました。 【住宅課（旧：住宅勤労課）】 ・高齢者の優遇倍率を一般世帯の3倍としました。		<各年度> 【高齢者支援課】 ・東京都からの都営シルバーピアの地元割当て（府中市民限定の都営住宅の募集）の意向確認の際には、割当てを受け、募集を実施します。（随時） ・公営住宅の入居希望者の増加に対応し、引き続き都営住宅における高齢者入居枠の確保を東京都へ要請します。（随時） 【住宅課】 ・市営住宅の募集に際しては、優遇抽選等の方法により高齢者が入居しやすくなるよう配慮します。（随時）

事業番号	32	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	高齢者住替支援事業		
事業内容	・立ち退き等により住宅に困窮している単身高齢者の多様なニーズに対応できるよう民間賃貸住宅への住み替えに関する相談窓口の紹介をします。また、要件に該当する方は、保証委託料の助成をします。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	・相談件数：37件 うち住替終了：21件、継続中：6件、 キャンセル：10件		<各年度> ・高齢者住替支援を実施します。（随時） 保証委託料の助成など

事業番号	33	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	高齢者自立支援住宅改修給付		
事業内容	・地域包括支援センターと連携しながら、住宅改修給付制度を実施していくことで、住まいのバリアフリー化による住環境の改善を図り、高齢者の在宅生活を支援します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	・高齢者自立支援住宅改修給付 給付対象者数：35人 助成対象工事件数：35件		<各年度> ・65歳以上で住宅の改修が必要と認められる方に対し住宅改修費を助成し、安心して在宅生活を継続できるように支援を行います。（随時）

事業番号	34	担当	福祉保健部 高齢者支援課・介護保険課、都市整備部 住宅課
事業名	高齢者の住まい等のあり方の検討		
事業内容	・地域の実情に合った高齢者の住まいのあり方について、住宅部門（居住支援協議会）と連携して検討し、一体的で連続性のある実施体制を構築していきます。また、生活支援施策との連携にも留意します。 ・東京都と情報連携し、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を把握します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	【介護保険課（旧：高齢者支援課）】 ・市内の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居状況を把握しました。 【住宅課（旧：住宅勤労課）】 ・高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保できるよう、国の新たな住宅セーフティネット制度の活用等について関係機関と情報交換を図りました。		<各年度> 【高齢者支援課・介護保険課】 ・市民ニーズや社会情勢、国や東京都の動向を把握し本市における高齢者の今後の住まいの在り方や連携の方策（高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進など）について、住宅部門（居住支援協議会）と共に検討を進めます。（随時） 【介護保険課】 ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数や入居状況を把握します。（随時） 【住宅課】 ・高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保できるように、関係機関と情報交換を図り、国の新たな住宅セーフティネット制度の活用等を推進していきます。 居住支援協議会の開催：3回 （本会1回/部会2回）

施策⑧ 在宅支援サービスの充実と生活支援体制の整備

事業番号	35	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	自立支援ショートステイ		
事業内容	・要介護認定を受けていない方で、介護者の不在や、身体的・精神的な状況等により一時的に養護が必要な高齢者を対象にショートステイを実施し、健康管理や食事の提供を行います。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	・介護保険サービスの短期入所の対象にならない高齢者の中で、介護者の不在や、身体的・精神的な状況等により一時的に養護が必要な方を対象にショートステイを実施し、健康管理や食事の提供を行いました。 利用数：延べ205日		<各年度> ・一時的に養護を必要とする高齢者の生活の安定等を図るため、ショートステイを実施します。（随時）

事業番号	36	担当	福祉保健部 高齢者支援課・介護保険課
事業名	おむつ支給・訪問理髪・寝具乾燥・高齢者車いす福祉タクシー		
事業内容	・「要介護3」以上の高齢者に対し、訪問理髪・美容、おむつの支給、寝具乾燥、リフト付タクシーによる通院支援など、介護保険制度を補完したサービスを実施し、要介護者の在宅生活を支援します。また、適切な支給内容や支給要件については、必要に応じて見直しを検討します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	【高齢者支援課】 ・ねたきり高齢者理容・美容事業 利用延べ人数（理容）：1,644人 利用延べ人数（美容）：712人 計：2,356人 【介護保険課】 ・ねたきり高齢者おむつ助成事業 支給対象者数：1,593人 ・ねたきり高齢者寝具乾燥事業 利用延べ人員：694人 ・高齢者車いす福祉タクシー事業 利用延べ件数：5,677件		<各年度> 【高齢者支援課】 ・ねたきり高齢者理容・美容事業（随時） 【介護保険課】 ・ねたきり高齢者おむつ助成事業（随時） ・ねたきり高齢者寝具乾燥事業（随時） ・高齢者車いす福祉タクシー事業（随時）

事業番号	37	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	生活支援ヘルパー派遣・日常生活用具の貸与等		
事業内容	・在宅高齢者が介護保険のサービスを開始できるようになるまで等の一時的な期間に、生活支援ヘルパーの派遣や、日常生活用具の貸与等を行い、日常生活の支援を行います。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	・生活支援ヘルパー事業 利用延べ人数：28人 ・日常生活用具給付等事業 利用延べ件数：730件		<各年度> ・生活支援ヘルパー事業（随時） ・日常生活用具給付等事業（随時）

事業番号	38	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	高齢者救急通報システム事業		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活の安全を確保するため、心臓病、脳血管疾患等を有し、日常生活を営む上で常時注意を要する方を対象に、救急通報機器（身体の異常等の緊急事態を救急通報するための機器）を貸与します。当該救急通報機器からの通報があった場合に、消防署等への連絡、現場への人員の派遣、その他救助活動を行うことにより、在宅生活を支援します。 ・オプションとして、住宅用火災警報器、生活リズムセンサーについても希望者へ貸与します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用件数：592件（延べ利用月数） 		<ul style="list-style-type: none"> <令和3年度> 利用件数：約600件 <令和4年度> 利用件数：約640件 <令和5年度> 利用件数：約680件

事業番号	39	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	生活支援体制整備事業の推進		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターが中心となり、既存の地域資源や、今後新たに創出された生活支援・介護予防サービスを活用し、安全・安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備します。 ・生活支援コーディネーターは、地域共生社会の実現に向けて取り組む地域福祉コーディネーターの役割も兼ねており、高齢者、障害者、子どもを含めた全ての方が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター配置人数 第1層：1人/第2層：6人 ・わがまちタウンミーティング 第1回 8月10日：参加者111人 第2回 3月14日（中止） ・わがまち支えあい協議会 「押立・車返ささえあい協議会」 会議：39回/延べ263人 定期活動：173回/延べ288人 （来場者・利用者：延べ387人） PR活動：11回/延べ94人（参加者6人） 「ささえあい四谷」 会議：25回/延べ162人 定期活動：160回/延べ333人 （来場者・利用者：延べ375人） PR活動：5回/延べ39人 （来場者：延べ125人） 「住吉・分梅・南町ささえあい協議会」 会議：14回/延べ185人 定期活動：55回/延べ397人 （来場者・利用者 延べ315人） PR活動：6回/延べ47人 （来場者：延べ24人） ・準備委員会の開催回数と参加人数 中 央：26回244人、白糸台：12回138人 西 府：16回193人、武蔵台：12回153人 新 町：12回151人、是 政：14回200人 紅葉丘：15回139人、片 町：12回125人 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> ・生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の把握及び解決に向けた取組を行います。（随時） ・わがまち支えあい協議会の開催 11か所×12回=132回 ・生活支援コーディネーター配置人数 第1層：1人/第2層：11人

対応方針（４） 医療と介護の連携強化

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安全・安心に、在宅療養生活を送ることができるよう、これまでの取組を踏まえ、在宅療養相談窓口や、保健・医療・福祉関係機関のネットワークを充実させ、入退院時、在宅療養、看取り、感染症・災害時などでの多職種連携を一層進めます。また、一般診療所の訪問診療や往診に関する体制、後方支援病床の確保なども併せて、総合的な在宅療養環境の整備を進めます。

高齢者を始めとする市民に対しては、在宅療養や看取りに関する普及活動や、本市が作成した未来ノートの活用促進、もしものときのために、高齢者自身が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組（ACP＝アドバンス・ケア・プランニング）などを推進していきます。

施策⑨ 医療と介護の連携の推進

事業番号	40	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	医療・介護・福祉関係機関の連携構築		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域において、医療と介護の必要な在宅高齢者を支えるため、介護従事者と、在宅医療を担う医療関係者間の「顔の見える関係づくり」を推進します。 ・地域の医療関係者と介護事業者が参画する会議体を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題の抽出を行うとともに、高齢者の地域での生活を支え、生活の質を高めるための連携や協働に向けて、関係者への働き掛けを行い、ネットワークの構築を推進します。 ・府中市医療機関・介護事業所検索サイト内の連絡ツールを用い、関係機関が情報交換や情報発信できる機会を拡大します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種研修会の開催（全体）：4回 / 263人 ・超高齢社会の街づくりフェスタ：1回 参加者：約800人 多職種スタッフ：約150人 ・在宅療養を支える100人の集い：94人 ・地域包括支援センターと他機関との情報交換会：2回 ・在宅医療・介護連携会議における各部会の開催：12回 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種研修会の開催（全体）：4回 / 300人 ・NPO等外部機関との協働による多職種ネットワークの構築（随時） ・在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等を協議する会議体の開催：12回

事業番号	41	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	在宅療養に関わる専門職の相互理解		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で在宅療養を支える介護関係者への医療知識習得の機会の提供や、医療関係者に介護保険制度に関する研修等を行います。また、医療関係者・介護関係者の相互理解のために、グループワークを用いた多職種研修会を開催します。 ・在宅療養や在宅での看取り、認知症対応、感染症や災害時対応などについて、地域で在宅療養を支える医師、歯科医師、薬剤師や看護師、歯科衛生士、ケアマネジャーなどの専門職の理解及び対応力を深める取組を進めます。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークを用いた研修会：3回 / 204人 ・医療関係者向け研修：中止 ・介護関係者向け研修：1回 / 59人 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種研修会開催：2回 / 150人 ・医療関係者向け研修：1回 / 90人 ・介護関係者向け研修：1回 / 60人

施策⑩ 在宅療養環境の整備・充実

事業番号	42	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	市民への普及啓発		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病院から在宅療養へ円滑に移行できるよう、在宅療養支援診療所や訪問医などの医療機関の情報や、介護・福祉の情報を市民や関係機関に提供します。 ・医療と介護が必要な高齢者が自らの意思で療養の場を選択できるよう、在宅療養に関する講演会を開催し、在宅療養に関する情報や心構えなど知識を身に付けられる機会を提供します。 ・在宅療養における看取りまでの時間の過ごし方や考え方について講座等を開催し、ACPについて普及啓発を進めていきます。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携会議における各部会の開催：12回 ・在宅療養の地域資源調査：719か所 ・府中市医療機関・介護事業所検索サイト運営 ・在宅療養市民講演会：2回開催 / 参加者 117人 ・在宅療養ハンドブック作成、配布 		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養の地域資源調査：全数実施 ・在宅療養に関する市民講演会を開催します。2回開催 / 参加者 240人 ・市民、専門職から構成される会議体において、効果的な普及啓発方法を検討します。（随時）

事業番号	43	担当	福祉保健部 健康推進課
事業名	かかりつけ医等の普及		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の心身の状況、生活習慣や家庭環境を良く理解した上で、治療や健康に関する指導を行えるよう、関係団体と連携しながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局の普及を促進します。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関の情報についてホームページ等で情報提供を実施しました。 ・かかりつけ歯科医紹介 新規：15人 / 訪問稼働数：529人 		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページや「わたしの便利帳」、「おとしよりのふくし」等に最新の医療機関情報を掲載し、広く周知します。（随時）

事業番号	44	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	在宅療養相談窓口の充実		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターに、在宅療養相談窓口を設置し、在宅療養に関する相談に対応します。 ・市民及び市内の介護・医療関係者からの在宅療養に関する相談に対して、適切な対応ができるよう在宅療養に関する地域資源を把握し、相談窓口を充実します。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおいて在宅療養に関する相談対応をしました。 相談実績：5,435件 		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者やその家族、関係機関からの在宅療養の相談に対応します。（随時） ・在宅療養相談窓口を市民周知します。（随時）

事業番号	45	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	在宅療養を24時間支える体制づくり(新規)		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市医師会が取り組む、在宅療養に関する体制整備を支援します。 ・在宅医とバックアップ登録医が、24時間体制を有する訪問看護ステーション等多職種と連携しながら、在宅療養患者の病状変化時に24時間連絡できる体制を整備します。 ・在宅療養を支える関係者の連携ツールとして、クラウド型ITネットワークシステムの活用を推進します。 		
計 画	令和元年度(実績)		令和3~5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・「24時間の診療体制の確保」を実施(9月~) 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養を24時間支える体制を構築します。(随時)

事業番号	46	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	バックベッドの整備		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養患者の病状変化時や介護者のレスパイト等の際、安心して過ごせる場所を確保します。 		
計 画	令和元年度(実績)		令和3~5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・後方支援病床利用調整事業の周知 ・他自治体(三鷹市)の実施方法等ヒアリング ・高齢者医療ショートステイ 延べ日数:31日/実人数:4人/ 延べ人数:6人		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・新体制を構築して、引き続き、バックベッドとして利用できる体制を整備します。 利用件数:12件

対応方針(5) 介護者への支援の充実

高齢化と家族の変化により、家族介護を取り巻く問題も多様化しています。働き盛りの介護者の介護離職、老老介護、介護者が子育て中のダブルケア、息子による介護、遠距離介護など、家族介護の問題は、ひとくくりにできない多様な課題を抱えています。

そこで、従来の家族介護者教室を、地域包括支援センター等とも連携しながら充実させるとともに、地域の介護者の会の後方支援や、新たに身近な地域で気軽に話し合える認知症カフェなどの場づくり、同じ境遇の人同士が交流できる仲間づくりを行います。

また、在宅介護を終えた家族が身に付けた介護の技術や、経験した看取りについて伝えていくことなど、地域の介護支援の担い手として活躍できるような仕組みも検討します。

施策⑪ 介護者の交流機会の充実

事業番号	47	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	家族介護者教室		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を介護している家族等が、介護に関する知識や技術、介護者の健康管理等について学ぶための介護者教室を開催し、介護者の介護負担の軽減を図ります。 ・参加者ニーズに適した教室の開催や、介護者同士の交流を図るための懇談会等を開催します。 ・介護者のメンタル面のフォローを更に充実させます。 		
計 画	令和元年度(実績)		令和3~5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施回数:49回 ・延べ人数:579人/実人数:422人 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ人数:600人/実人数:440人

事業番号	48	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	家族介護者の交流支援		
事業内容	・家族介護者の負担軽減を図るため、家族介護者のネットワークづくりや活動を支えるボランティアの育成を支援します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	・介護者の会：4か所 / 37回開催		<各年度> ・介護者の会運営支援：4か所 / 40回開催

施策⑫ 介護者への情報提供とサービスの推進

事業番号	49	担当	市民協働推進部 地域コミュニティ課
事業名	ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進		
事業内容	・介護者に現役世代が増加し、また、男性介護者等も増加していることを受けて、仕事と介護の両立を図ることに関して啓発活動や情報提供を推進します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	・介護に関する悩みを話し合うグループ相談事業を実施しました。 1回 / 参加者0人		<各年度> ・意識啓発事業：1回以上

事業番号	50	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	緊急時のショートステイの確保		
事業内容	・介護者の急病など緊急時に利用できるショートステイ用ベッドを確保します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	・ショートステイ先として1か所を確保しました。 利用実績：延べ10人 / 延べ88泊		<各年度> ・高齢者を緊急的に保護することができるショートステイ先を確保します。 利用実績：延べ15人 / 延べ137泊

基本目標3 安心して暮らしている

対応方針（6）安全・安心の確保に向けた施策の充実

高齢者や障害者、生活困窮者、避難行動要支援者、虐待を受けていたり、権利擁護が必要であったりと様々な課題を抱えている人、制度の狭間にあって必要な支援が受けられない人など、市民の様々な生活や福祉の課題に応じた支援が必要とされています。

また、災害や消費者被害など高齢者を取り巻くリスクにおいても、それらのリスクを防ぐための支援体制や情報提供をあらかじめ行い、関係者や関係機関とも連携しながら支援体制を構築し、市民一人一人やその家族が、必要としている支援を適切に受けることができることで住み慣れた地域で安心して暮らせることを支援します。また、福祉サービス事業者のBCP策定支援を通して総合的な事業者支援を講じます。

さらに、新型コロナウイルスの感染症の拡大を防ぐため、高齢者への健康の影響を勘案した健康や衛生面での予防対策と併せて、高齢者が地域の中で孤立しないような支援や、情報にアクセスできる支援、機器の利用支援なども積極的に行います。

施策⑬ 相談支援体制の強化

事業番号	51	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	地域での多様な相談体制の整備		
事業内容	・身近なところで福祉に関する様々な相談が受けられるよう、市や地域包括支援センターにおける相談体制を充実します。		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉総合相談受付延べ件数：2,678件 地域包括支援センター相談実績 実人数：10,537人 / 延べ件数：52,864件 外部研修に市や地域包括支援センター職員を派遣（高齢者虐待対応研修、地域包括支援センター職員研修等） 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> 市や地域包括支援センター職員の対応力向上を図るため、研修への派遣等を行います。（随時） 関係機関との連携の強化を図るため、権利擁護担当者連絡会等を開催します。（随時）

事業番号	52	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	担当地区ケア会議の開催		
事業内容	・支援困難事例の支援方法を検討するため、担当地区ケア会議を開催します。また、会議の開催を通じて地域課題の把握に努めます。		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 担当地区ケア会議実施：90回 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> 担当地区ケア会議を開催し、個別事例の課題解決及び個別事例の課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行います。（随時）

施策⑭ 高齢者の権利擁護体制の強化

事業番号	53	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	高齢者虐待対応と養護者支援		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの虐待相談窓口の周知に努め、市民や事業者等が虐待について相談しやすい環境を整えることで、早期発見を図るとともに、医療機関などの専門機関や警察など関係機関と連携して対応を図ります。 ・虐待を発見した時には、被虐待者の安全を確保するとともに、養護者の負担を軽減するために相談、助言などの支援を行います。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・通報・相談受付件数：78件 （うち虐待があったと判断した件数：48件） ・「おとしよりのふくし」等を活用し、相談窓口の市民への周知を図りました。 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> ・地域包括支援センターの相談窓口を周知します。 （随時） ・相談、通報を受けた場合は早期対応に努め、被虐待者の安全を確保するとともに、養護者を支援し、虐待の解消を図ります。（随時） ・関係機関との連携により支援体制を強化します。 （随時）

事業番号	54	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	養護老人ホームへの入所措置		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者に対して、市が養護老人ホームへの入所措置を行い、安全で安心な生活の場を提供します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホームへの入所措置者数 実人数 31人 / 延べ人数 377人 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> ・養護老人ホームへの入所措置（随時）

事業番号	55	担当	福祉保健部 地域福祉推進課
事業名	権利擁護事業の充実		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「権利擁護センターふちゅう」が実施する福祉サービスの適切な利用を支援する福祉サービス利用者総合支援事業や、認知症高齢者等判断能力が不十分な高齢者に対して行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び成年後見制度の利用支援を行う権利擁護センター事業を充実させます。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスや成年後見制度利用に関する相談：1,311件 ・成年後見制度等の利用者支援 地域福祉権利擁護事業 相談：4,734件 / 実利用人数：125人 運営委員会：2回 事例検討会：6回 / 検討事例：23件 市長による後見申立：9件 成年後見制度普及啓発 講演会：1回開催（65人参加） 入門講座：5回開催（112人参加） 後見報酬助成：7件 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> ・権利擁護センターふちゅうを運営し、判断能力が不十分な人が安心して地域生活を継続できるよう、福祉サービスの利用に関する相談や、成年後見制度利用支援の充実を図ります。（随時）

事業番号	56	担当	福祉保健部 地域福祉推進課
事業名	市民後見人の発掘・育成		
事業内容	・市民が成年後見人として活動する「市民後見人」となる人材を発掘し、養成します。		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の養成 入門講習4人修了 / 基礎講習3人修了 後見活動メンバー（後見人候補者）：登録36人 ・市民後見人推薦委員会：3回開催 受任中市民後見人：9人 ・後見活動メンバー等研修会：1回 / 14人参加 	<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護センター事業の一環として、市民後見人の養成と支援を実施します。 <p><令和3年度> 後見活動メンバー：登録42人 <令和4年度> 後見活動メンバー：登録45人 <令和5年度> 後見活動メンバー：登録48人</p>	

事業番号	57	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	老い支度事業		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの人生を振り返ることで、今後の生き方を考えるきっかけづくりを提供します。 ・認知症や突然の病気などで介護が必要になったときのために、介護や医療、財産などについて自分の意思を伝える手段として、「未来ノート」の活用を推進します。 		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・未来ノート頒布数：259冊 ・老い支度カレッジ公開講座：1回 ・老い支度カレッジ連続講座：4回 	<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来ノート頒布数：300冊 ・老い支度カレッジ公開講座：1回 ・老い支度カレッジ連続講座：4回 	

施策⑮ 災害、消費者被害への対策の充実

事業番号	58	担当	福祉保健部 高齢者支援課、行政管理部 防災危機管理課
事業名	避難行動要支援者支援体制の整備		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な高齢者を把握するため、「災害時要援護者名簿」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備します。 ・日常から高齢者と接している地域包括支援センター、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護サービス事業者等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、「避難行動要支援者名簿」登録者の安否確認・避難誘導の方法や支援体制を整備します。 		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
	<p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者名簿登録者数：9,299人 ・名簿の提供に関する協定を締結した自治会：213 / 385 団体 ・救急医療情報キット配付者数：13,739人 <p>【防災危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化センター圏域自主防災連絡会や防災訓練、防災講話等において災害時要援護者制度の周知を図りました。 ・安否確認の重要性を認識してもらい、その積極的な活動について支援しました。 ・防災訓練出向件数：80件 ・防災講話実施件数：15件 	<p><各年度></p> <p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者名簿への登録の推進（随時） ・自治会との協力体制の推進（随時） ・災害時要援護者名簿を作成し、市と協定を締結した自治会等の地域の支援機関に配付します。（随時） ・救急医療情報キットの配付（随時） <p>【防災危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化センター圏域自主防災連絡会などの会議において、避難行動要支援者に対する支援の必要性の周知を図ります。また、自治会等における安否確認や避難誘導の仕組みづくりを支援します。（随時） 	

事業番号	59	担当	福祉保健部 高齢者支援課・介護保険課、行政管理部 防災危機管理課
事業名	福祉サービス事業者等との災害時の連携		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス等を必要とする高齢者のための福祉避難所を確保するため、福祉サービス事業者との災害時における施設利用に関する協定の締結を推進するとともに、協定を締結した事業者と災害時に連携を図ることができるよう協議を行います。 ・市立小中学校などの一次避難所における避難生活に支障がある高齢者について、被災生活の質の向上を図るため、二次避難所への福祉サービスを展開する仕組みを整備します。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<p>【介護保険課（旧：高齢者支援課）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を対象とした福祉避難所の開設について検討会を開催し、高齢者支援課、防災危機管理課、協定締結施設全12施設及び令和元年度に新設された特別養護老人ホーム1施設で検討しました。 ・福祉避難所の運営について、高齢者支援課、介護保険課、防災危機管理課で協議しました。 <p>【防災危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定」を締結している高齢者福祉施設及び関係課と、福祉避難所の使用に関する認識の共有化や防災備蓄等の支援について協議しました。 ・福祉避難所となる福祉施設と共に、避難所開設、避難者受入れ等の訓練を実施しました。 		<p><各年度></p> <p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所（一次、二次）における高齢者の避難・被災生活状況を確認し、介護が必要な方をトリアージする補助役として、地域包括支援センターとの連携について協議します。（随時） <p>【介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険部門、防災部門、協定締結施設で連携し、施設利用の方法や高齢者を対象とした福祉避難所の開設運営について、共通認識のもとで課題を明確にし、課題解決に向けて協議します。（随時） <p>【防災危機管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係課と調整し、福祉避難所の開設・運営についての仕組みを整備します。（随時）

事業番号	60	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	介護サービス事業者への事業継続計画（BCP）策定の促進		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した要支援者に対し、居宅・避難所・仮設住宅などにおいて、福祉サービスに関する情報を提供しながら福祉サービスの継続的な提供や福祉施設が早期に再開できるよう、また、感染症が発生した場合にも適切な対応を行いながら事業継続ができるよう、本市の地域防災計画を踏まえ、介護サービス事業者における事業継続計画（BCP）の策定を促進します。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議に市職員が出席する際に、BCPの必要性を説明し、作成の推進を図りました。 ・介護保険サービス提供事業所を対象とした、BCPの作成に関する研修会を実施しました。 		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前からの介護保険サービス提供事業所に対する集団指導等での事業継続計画の説明をすることで策定の促進を図るとともに、運営推進会議等において策定状況を確認します。（随時） <p>運営推進会議時の説明 / 集団指導時の説明</p>

事業番号	61	担当	生活環境部 産業振興課
事業名	消費者被害の防止		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターと地域包括支援センターや高齢者見守りネットワーク連絡会が情報を共有し、高齢者の悪質商法等（振り込め詐欺の被害）の防止及び啓発に取り組みます。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおいて出前講座を開催したほか、啓発リーフレットやグッズの配布により、高齢者の被害防止に努めました。 		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター等で高齢者被害防止のための出前講座の拡充を図るとともに、高齢者見守り関係機関との連携を進めます。（随時）

施策⑩ 感染症対策の推進

事業番号	62	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	高齢者への感染症対策の普及啓発（新規）		
事業内容	・高齢者に対し、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの感染症対策について、関係機関と連携して普及啓発を図ります。		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
		<各年度> ・感染症予防に資する資料等の配布や、相談・訪問事業と併せた啓発を行います。	

事業番号	63	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	介護サービス事業者の感染症対策の推進（新規）		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業所で感染症が発生した場合、国や都から示されている留意すべき対策などについて情報提供します。 感染症対策に関する事業者からの相談に応じるとともに、本市の新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえながら、保健所や関係課と連携して感染拡大防止について助言します。 		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
		<各年度> ・国や東京都からの通知を遺漏なく情報提供します。 ・事業者からの相談を受け助言します。	

対応方針（7） 認知症施策の推進

認知症は誰もがなり得るものであり、家族や身近な人が認知症になるなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。本市ではこれまでも認知症サポーター「ささえ隊」の養成を始め、認知症地域支援推進員の配置など様々な認知症支援の地域づくりを進めており、もの忘れ相談医や、ケアマネジャーとかかりつけ医の連携、初期集中支援チームなど認知症医療との連携、権利擁護事業を推進してきました。

本計画では改めて、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人や家族の視点に立ち、認知症の人が家族と共に地域で暮らすための「共生」と、認知症の発症を遅らせ認知症になっても穏やかに暮らせるような視点からの「予防」のための施策を推進し、認知症になっても安心できる認知症バリアフリー社会の実現に向けて取り組みます。

なお、権利擁護については、成年後見制度利用促進法に基づき、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画とも連携し、支援をしていきます。

施策⑰ 普及啓発・本人発信支援

事業番号	64	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	認知症サポーター「ささえ隊」養成講座の実施		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族に対して温かい目で見守る市民（認知症サポーター）を増やすため、認知症サポーター「ささえ隊」養成講座を実施します。 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに向けて、認知症サポーターステップアップ研修を実施し、近隣チームによる支援体制（チームオレンジ）の構築について検討していきます。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター「ささえ隊」養成講座 70 講座 / 2,327 人養成（累計 23,799 人） 小・中学校における講座開催（計 16 校） ステップアップ講座の開催：3 回 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター「ささえ隊」養成講座の実施小中学校に加え、スーパー、コンビニエンスストア、薬局、理美容など、高齢者が日常生活で利用する商店に対する出前講座を充実させます。開催数：90 回 ステップアップ講座の開催：3 回

事業番号	65	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	認知症ケアの普及啓発		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の正しい理解と認識及び介護方法などについての普及・啓発事業を積極的に推進します。 認知症になっても、本人とその家族が可能な限り安心して地域で在宅生活を継続できるよう、地域で認知症の人を支える医療体制を充実させるため、東京都の認知症疾患医療センターなどの関係機関との連携を進めます。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 認知症ケアパス（ ）の配布 認知症による生活機能障害の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス等を受けられるのかを示すもの 若年性認知症ガイドの配布 認知症ケアパス普及啓発パンフレットの配布 認知症に関わる講演会（中止） 若年性認知症関係者学習会開催（169 人参加） 認知症部会：3 回実施 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> 認知症ケアパスの配布（随時） 若年性認知症ガイドの配布（随時） 認知症ケアパス普及啓発パンフレットの配布（随時） 認知症に関わる講演会：1 回 / 300 人 若年性認知症関係者学習会：1 回 / 150 人 関係機関との連携（認知症部会の開催）：3 回 認知症月間（9 月）における普及啓発の更なる充実に向けた検討（随時）

施策⑱ 予防に向けた取組

事業番号	66	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	介護予防推進センターにおける認知症予防教室の実施		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防推進センターにおいて各種実施する教室のうち、認知症予防に関する教室を開催します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 認知症予防ウォーキング：延べ 393 人 認知症予防教室：延べ 814 人 閉じこもり予防教室：延べ 244 人 健康維持教室（コグニサイズ）：延べ 1,395 人 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> 認知症予防ウォーキング：延べ 395 人 認知症予防教室：延べ 815 人 閉じこもり予防教室：延べ 245 人 健康維持教室（コグニサイズ）：延べ 1,395 人

事業番号	67	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	認知症予防の意識向上のための普及啓発（新規）		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消などの取組が認知症予防に資する可能性があるといわれており、いずれも一人の意識を向上させることで取組につながりやすくなるため、認知症予防の意識向上に向けて講演会を実施し、参加者に対し、自分たちでできることについて考える機会を創出します。 ・認知症の早期発見・対応につながる「認知症検診」の実施を検討するに当たり、その前段として検診の受診動機を高めていく機会とします。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
			<各年度> ・認知症予防に関する講演会の開催：1回 / 300人

施策⑱ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

事業番号	68	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	認知症の早期診断・早期対応の推進		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援推進員と認知症疾患医療センターや認知症サポート医を始めとする医療機関等と連携し、認知症の方を早期に医療・介護サービスにつなげます。 ・各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、身近な窓口で認知症の相談が受けられる体制を整備します。 ・認知症の方の容態に応じて、適切な医療・介護サービスへつなぐため、認知症初期集中支援チームによる支援を行います。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームの実施：3件 ・チーム員である地域包括支援センターと認知症疾患医療センターとの連携を図るため、情報交換会を実施しました。 ・認知症部会にて認知症初期集中支援チームの検証を実施しました。 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援チームの実施：11件 ・チーム員である地域包括支援センターと認知症疾患医療センターとの連携を図ります。（随時） ・認知症初期集中支援チームの運営の検証（随時） ・各地域包括支援センターへ認知症地域支援推進員を配置します。（随時）

事業番号	69	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	多職種連携によるネットワークの構築		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーとかかりつけ医との連携として、もの忘れ相談シート、ケアマネタイムなど、既存の仕組みが活用されるよう、情報提供等を行います。 ・認知症介護の関係者・専門職が参集して会議を開催し、課題や情報の共有及びケース検討をし、日頃からの信頼関係を構築します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市医療機関・介護事業所検索サイトの運用 ・認知症に関わる講演会（中止） ・若年性認知症に関する講演会：1回 / 169人 ・在宅医療・介護連携会議認知症部会：3回 出席：市民、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護、訪問介護、居宅支援事業所、社会福祉協議会、認知症疾患医療センター、特別養護老人ホーム、地域包括支援センター 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・府中市医療機関・介護事業所検索サイトの運用（随時） ・認知症に関わる講演会：1回 / 300人 ・若年性認知症に関する講演会：1回 / 150人 ・在宅医療・介護連携会議認知症部会：3回

事業番号	70	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	認知症カフェ・認知症緊急ショートステイ		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の方、介護者、地域住民及び専門職が誰でも参加できるような認知症カフェの立上げ及び運営を支援します。 認知症高齢者に対して、保健・福祉・医療の専門的観点から適切な評価を行い、家族に対して必要とされるサービスを継続的に提供できるよう、支援に必要な事業の一層の周知と、ケアマネジャーや地域包括支援センターへの効果的な事業活用を促進します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 認知症カフェ 設置数：3か所 / 回数：15回開催 認知症緊急ショートステイ事業の実施 実利用者数0人 / 延べ0日 		<ul style="list-style-type: none"> <令和3年度> 認知症カフェ設置数：4か所 <令和4年度> 認知症カフェ設置数：6か所 <令和5年度> 認知症カフェ設置数：6か所 <各年度> ・認知症緊急ショートステイ事業（随時）

施策⑳ 認知症バリアフリーの推進・社会参加支援

事業番号	71	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	認知症見守り等支援事業		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人の在宅生活の安定及び向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、市民ボランティアによる買い物の付き添いや話し相手などの生活支援を行います。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 認知症見守り等支援事業の実施 （社会福祉協議会の有償在宅福祉サービスの協会員を活用） 延べ30人 / 延べ115.5時間 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> ・認知症見守り等支援事業の実施（随時）

事業番号	72	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	早期発見・保護に向けた搜索体制の構築（新規）		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明者になった際に、早期発見・保護ができるよう、搜索ネットワークづくりやICTを活用した搜索システムの普及を図ります。また、家族介護者を支援し、負担軽減を図ることも目指します。 市内の家族介護者にGPS機器を貸与し、いざという時の搜索時に役立てていただきます。 今後は、幅広い地域の見守り体制について、他分野（児童の登下校時の見守り等）の取組との連携も含めて検討していきます。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 徘徊高齢者探索サービス事業 利用者数：44人 搜索件数（電話）：50件 （HP）：767件 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> ・徘徊高齢者探索サービス事業（随時） ・新しい見守り体制の検討（随時）

対応方針（８） 地域支援体制の充実

市内11の地域包括支援センターを中心に、またそのネットワークを強化しながら、本市の地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。地域ケア会議については担当地域ケア会議とテーマ別の問題を検討する地域ケア会議を推進します。

地域支援体制の充実に当たっては、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと認知症地域支援推進員、在宅療養担当者等の調整役と、社会福祉協議会（わがまち支えあい協議会）の生活支援コーディネーター・地域福祉コーディネーター、介護予防推進センターの介護予防コーディネーター、従来の民生委員・児童委員などが連携し、有機的な地域支援体制を構築します。また、高齢者見守りネットワークについても、地域包括支援センターの活動とも連携しながら拡充していきます。

なお、地域包括支援センターの職員については、その業務が適切に実施されるよう地域包括支援センター運営協議会による評価等に基づき、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のほか、三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制について検討していきます。

施策⑳ 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議の推進

事業番号	73	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	地域包括支援センター機能の充実		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを中心とした高齢者に分かりやすい相談支援体制の充実を図るとともに、高齢者や家族が適切なサービスを選択・利用できるよう、地域包括支援センター間の情報共有の機会を充実させます。また、地域包括支援センター間の現状・課題の共有化を図るほか、解決に向けて協力し合う関係づくり、質の向上に向けた取組を強化します。 ・「新型コロナウイルスに対応した府中市地域包括支援センター業務運営方針」を定め、「高齢者への支援」と「高齢者及びセンター職員の感染リスク」のバランスを配慮したセンター運営に努めるとともに、感染症の流行状況に応じて適宜改定をすることとします。 ・医療的ケアの必要な高齢者や認知症高齢者への支援など、地域における高齢者の生活を支えるため、地域包括支援センターが中心となって、地域の医療機関と協力しながら、高齢者の地域での生活を支え、生活の質を高めるための連携や協働に向けて、保健・医療・福祉関係者への働き掛けを行い、ネットワークを構築します。 		
計画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援事業等を実施するため、地域包括支援センター11か所の運營業務を委託 ・地域包括支援センター長会議：12回 ・地域包括支援ネットワーク担当者連絡会：4回 ・介護予防事業担当者連絡会（旧：介護予防コーディネーター連絡会）：12回 ・在宅療養担当者連絡会：11回 		<各年度> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルスに対応した府中市地域包括支援センター業務運営方針」の運用と必要に応じた見直し ・包括的支援事業等を実施するため、地域包括支援センター11か所の運營業務を委託 ・地域包括支援センター長会議：12回 ・地域包括支援ネットワーク担当者連絡会（随時） ・介護予防事業担当者連絡会：12回 ・在宅療養担当者連絡会：12回

事業番号	74	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	地域ケア会議の開催		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 地域における高齢者問題の把握と情報共有、問題解決を図る場として、地域包括支援センターや自治会、民生委員等による地域ケア会議を開催します。また、全市的な視点から施策を検討する地域ケア会議を開催します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア推進会議開催：55回（内訳） 高齢者地域支援連絡会：54回 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会：1回 		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 個別課題から地域課題を発見し、その検討・解決に取り組むことで、効果的で効率的な個別支援につなげるとともに、関係者との規範的統合を進め、より実効的な地域ケア会議の構築を図ります。 高齢者地域支援連絡会：70回 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会：1回 総合事業サービスCの実施に合わせ、自立支援ケア会議を開催し、地域課題の発見につなげます。（随時）

施策② 住民主体の地域支え合い活動の推進

事業番号	75	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	高齢者見守りネットワークの推進		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会等、民生委員・児童委員、シニアクラブ、地域包括支援センター、商店会などに加えて、社会福祉協議会、ボランティア・NPOなど、広く福祉関係団体とも連携を図り、見守りネットワークによる地域連携を強化します。 府中市高齢者見守りネットワークの周知啓発を強化して支援の必要な高齢者を地域で見守り、保護し、連絡する体制を充実させます。 近所の人たちが日頃からお互いに少し気を配ることにより、何かあったときにためらわずに地域包括支援センターに連絡を入れられるよう、自治会・町会等を始めとした地域住民に対し、地域のつながりを深める意識啓発を推進します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発のためのチラシを作成・配布 全地域包括支援センターで、高齢者地域支援連絡会を実施 <p>泉苑 : 9回 / しんまち : 3回 よつや苑 : 2回 / 緑苑 : 6回 あさひ苑 : 8回 / にしふ : 1回 安立園 : 5回 / これまさ : 6回 しみずがおか : 7回 / みなみ町 : 4回 かたまち : 3回 合計 54回</p>		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決に取り組み、見守り意識を高め顔の見える関係づくりのため、自治会、シニアクラブ、民生委員等地域関係者が参加する各地域包括支援センターで高齢者地域支援連絡会を開催：70回 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者見守りネットワークの普及啓発と、地域と地域包括支援センターとの関係強化を図ります。（随時）

事業番号	76	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	地域による熱中症予防のための見守り活動の推進		
事業内容	・地域包括支援センターが民生委員・児童委員や自治会・町会等々の活動と連携して、行政では行き届かない日常生活に近いところに目を向けた地域づくりを進めます。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症が増加する6月から9月までの期間、民生委員・児童委員、自治会・町会員による高齢者宅へ熱中症予防の啓発活動（声掛け訪問）を実施しました。 自治会数：120 団体 / 民生委員数：145 人 上記の活動が円滑に行えるよう、熱中症予防グッズや啓発チラシを作成しました。 チラシ：13,500 枚 / うちわ：12,000 枚 		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者熱中症予防対策事業により、民生委員・児童委員、自治会・町会等の緩やかな見守り活動を支援します。 自治会数：130 団体 / 民生委員数：150 人 熱中症予防に資するグッズの検討（随時）

事業番号	77	担当	福祉保健部 地域福祉推進課、市民協働推進部 協働推進課
事業名	地域支え合いのための情報提供・人材育成及び居場所づくりの支援		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体の支え合い活動を行いたい人や団体に向けて、活動の立上げ支援、組織づくり・拠点づくり支援、人材育成等を行います。 高齢者、地域住民及び専門職が誰でも参加できるコミュニティカフェやサロン等の開設及び運営を支援します。また、そのための事例などを共有するための情報提供を行います。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<p>【地域福祉推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> わがまち支え合い協議会 <ul style="list-style-type: none"> 「押立・車返ささえあい協議会」 会議：39 回 / 延べ 263 人 定期活動：173 回 / 延べ 288 人（来場者・利用者：延べ 387 人） PR活動：11 回 / 延べ 94 人（参加者 6 人） 「ささえあい四谷」 会議：25 回 / 延べ 162 人 定期活動：160 回 / 延べ 333 人（来場者・利用者：延べ 375 人） PR活動：5 回 / 延べ 39 人（来場者：延べ 125 人） 「住吉・分梅・南町ささえあい協議会」 会議：14 回 / 延べ 185 人 定期活動：55 回 / 延べ 397 人（来場者・利用者：延べ 315 人） PR活動：6 回 / 延べ 47 人（来場者：延べ 24 人） <ul style="list-style-type: none"> 準備委員会の開催回数と参加人数 中央：26 回 244 人、白糸台：12 回 138 人 西 府：16 回 193 人、武蔵台：12 回 153 人 新 町：12 回 151 人、是 政：14 回 200 人 紅葉丘：15 回 139 人、片 町：12 回 125 人 <p>【協働推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動団体の立上げや人材育成等の支援に努めました。 		<p><各年度></p> <p>【地域福祉推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉コーディネーターを各福祉エリアに配置します。また、地域の多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組むための調整を行う等、地域福祉コーディネーターの機能を強化します。 わがまち支えあい協議会等による地域の実情に応じた自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進します。（随時） <p>【協働推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動センターにおいて、市民活動を始めたい市民に対する活動団体の立上げや人材育成等の支援を行います。（随時）

基本目標4 必要な介護保険サービスを適切に利用できている

対応方針（9） 介護保険事業の推進

本市では、持続可能な介護保険制度の運営のために、高齢者の状況や介護サービスなどの現状把握、それらを踏まえた課題分析（地域マネジメント）に努め、介護予防事業などの自立支援・重度化防止の取組や、給付適正化事業などの保険者機能の強化、必要なサービスを提供するためのサービス基盤の整備などに取り組んできました。

第8期計画においてもそれらの取組を継続し、高齢者の自立支援と重度化防止の取組を進めるとともに、介護サービスを必要とする人に必要なサービスが適切に提供されるように、保険者機能の強化を進めつつ、サービス基盤の整備を図ることで、介護保険制度の円滑な運営を進めます。

また、引き続き保険料の減免などの低所得者支援策や、被保険者やその家族への介護保険制度に関する情報提供、国民健康保険団体連合会などとも連携した相談体制の充実と、福祉サービス第三者評価システムやサービス情報公表システムによる情報提供を推進します。

施策⑳ 保険者機能の強化

事業番号	78	担当	福祉保健部 介護保険課・地域福祉推進課
事業名	介護給付の適正化		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者として介護保険の円滑かつ安定的な運営を図るため、介護サービスを必要とする人（受給者）を適切に認定した上で、利用者が真に必要なサービスを、介護サービス事業者等が適正に提供できるよう介護給付の適正化に努めます。 		
計 画	令和元年度（実績）	令和3～5年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先で実施した要介護認定調査票の点検の実施 ・ケアプラン点検の実施：2件 ・専門知識を持つ職員による住宅改修申請の審査：645件 ・住宅改修研修会の実施：2回 ・介護給付の請求情報について、縦覧点検や医療情報との突合点検の実施：1,692件 ・介護給付費通知の発送 	<p><各年度></p> <p>【介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の適正化（随時） 要介護認定の区分変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。 ・ケアプランの点検：3件（令和4年度目標） 居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画等の記載内容について、市職員等の第三者がケアマネジャーと共に確認・検証を行うことにより、利用者が真に必要なサービスの確保と、その状態に適合していないサービスの提供内容を改善します。 ・住宅改修等の点検（随時） 専門職等により住宅改修給付の申請内容の審査や、必要に応じた訪問調査を行い、適切な改修と給付につなげていきます。また、関係者への制度周知・啓発に努め、適切な制度利用を促進します。福祉用具の適切な利用についても普及・啓発に努めます。 ・縦覧点検・医療情報との突合点検：1,860件（令和4年度目標） 介護報酬の請求内容を確認し、提供されたサービスの整合性等の点検を行い、サービス提供事業者の請求内容の誤り等を是正します。医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求の誤り等を是正します。 ・介護給付費通知（随時） 受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供について周知・啓発をしていきます。 <p>【地域福祉推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実地指導の実施（随時） 事業所の運営、人員、設備状況の確認 	

施策②④ 介護基盤の整備

事業番号	79	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	地域密着型サービスの基盤整備		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備は、高齢者の推計人口から導かれる介護需要を中長期的に捉え、「共生」と「予防」の実現を目指し、計画的に進めていきます。 ・施設への「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じた「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する小規模多機能型居宅介護の充実に努めます。 ・入所定員29人以下の特別養護老人ホームの整備を推進します。 ・24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する事業者を誘導します。 ・小規模多機能型居宅介護や、このサービスと訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護の整備を計画的に進めます。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・公募選定したグループホーム（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護併設）の1事業者に対して建設費等の補助金を交付しました。 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> ・第8期計画に定める施設等整備見込みに基づき、整備を行います。

事業番号	80	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	施設サービスの基盤整備		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備は、高齢者の推計人口から導かれる介護需要を中長期的に見据えるとともに、待機者数や近隣市の整備状況を踏まえ、計画的に進めていきます。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム事業者公募を行い、事業者を選定しました。 ・よつや苑の譲渡及びしみずがおかの廃止について、各事業者と協議しました。 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> ・第8期計画に定める施設等整備見込みに基づき、整備を行います。

事業番号	81	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	居住系サービスの基盤整備		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の適切な設置について、東京都と情報連携していきます。 ・グループホームの整備は、高齢者の推計人口から導かれる介護需要を中長期的に捉え、「共生」と「予防」の実現を目指し、計画的に進めていきます。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都への特定施設入居者生活介護の事前相談状況の回答件数 介護付有料老人ホーム：1件 ・公募選定したグループホーム（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護併設）の1事業者に対して建設費等の補助金を交付しました。 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> ・第8期計画に定める施設等整備見込みに基づき、整備を行います。

施策⑳ 低所得者への配慮

事業番号	82	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	介護保険サービス利用料等の軽減		
事業内容	・低所得者が利用する在宅介護サービスや、特別養護老人ホーム（社会福祉法人）の利用料の一部を市が助成することで、低所得者が介護サービスを利用しやすくなるように経済的な支援を行います。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス利用料軽減事業 軽減対象者数：2,899人 社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担軽減事業 軽減対象者数：27人 		<各年度> ・低所得者が利用する在宅介護サービスや、特別養護老人ホーム（社会福祉法人）の利用料の一部を市が助成することで、低所得者が介護サービスを利用しやすくなるように経済的な支援を行います。 （随時）

事業番号	83	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	介護保険料の減免		
事業内容	・低所得者対策として継続して実施します。		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 20人に対して、総額363,400円分を減免しました。 		<各年度> ・申請に基づき、減免要件を満たす場合において実施します。（随時）

施策㉑ 情報の提供体制・介護保険サービス相談体制の充実

事業番号	84	担当	福祉保健部 高齢者支援課、政策総務部 広報課
事業名	多様な媒体を使った分かりやすい情報の提供		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報やホームページの活用、高齢者に対する福祉サービスのパンフレットやガイドブックを発行するなど、分かりやすい情報の提供に心掛け、制度やサービスの内容の周知に努めます。 申請書などのダウンロードサービスの充実を図ります。 高齢者にも分かりやすいような、新しい情報提供手段の検討を行うなど、様々な媒体、方法による情報提供を進めます。 介護保険制度の理解を一層広げるため、説明会や相談会を継続して行います。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 【高齢者支援課】 「介護保険ガイド&おとしよりのふくし」 作成部数：15,000部 【広報課】 広報紙の発行部数 号平均：75,000部 テレビ広報（15分番組）の放映 1日3回/月3回更新 ホームページの閲覧数 月平均：197,000件 		<各年度> 【高齢者支援課】 ・高齢者福祉に関するサービス等をまとめた冊子「介護保険ガイド&おとしよりのふくし」を作成、配布（14,000部）するとともに、ホームページに掲載します。 ・福祉サービス等の情報を適切な時期に、 分かり やすい内容で広報紙・ホームページに掲載するよう努めます。（随時） 【広報課】 ・誰もが利用しやすくユニバーサルデザインに配慮したホームページ運用に努めます。（随時）

事業番号	85	担当	福祉保健部 介護保険課・地域福祉推進課
事業名	福祉サービス第三者評価制度の普及・促進		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・評価機関が介護サービス事業者のサービス内容などを評価し公表する福祉サービス第三者評価制度の受審を奨励し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<p>【介護保険課（旧：高齢者支援課）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受審実績（指定管理施設） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）：2件 通所介護：3件 短期入所生活介護：2件 ・福祉サービス第三者評価の受審により、施設内部の意識向上、施設運営の透明性の確保、サービス水準の向上などを図られました。 <p>【地域福祉推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成実績 高齢者サービス：7件 認知症対応型共同生活介護：7件 		<p><各年度></p> <p>【介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公設の特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンター（各2施設）において、福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上を図ります。 <p>【地域福祉推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都の福祉サービス第三者評価を受審する事業者に対し、受審費用の全部又は一部を助成します。（随時） ・市民がサービスの選択に当たっての目安となる情報を提供します。（随時）

事業番号	86	担当	福祉保健部 高齢者支援課・介護保険課
事業名	介護保険サービス相談体制の充実		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑なサービス提供のために、介護サービス事業者を対象とした相談・助言を行う体制を強化します。 ・東京都の介護保険部局や国民健康保険団体連合会などとも連携して対応します。 ・利用者からの相談や要望に対応する介護相談員の体制の推進を始めとし、介護サービス事業者と利用者間の調整を図ります。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護相談員：15人 派遣施設数：25か所 派遣回数：788回 （市内活動：775回 / 市外研修：13回） <p>【介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業者相談など 相談調整件数：1,492件 事業者相談・調整：1,341件 市民相談：108件 苦情相談件数：43件 		<p><各年度></p> <p>【高齢者支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の特別養護老人ホームなどの施設への介護相談員の派遣のほか、新たに有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に対する派遣の検討も踏まえ、利用者の福祉の増進及び尊厳の維持並びに事業者の介護サービスの質の向上の促進を図ります。 派遣回数：1,100回 <p>【介護保険課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の権利擁護やサービスの質の向上につながるよう、相談体制などを強化することにより、国の社会保障制度である介護保険における一定の水準が保たれるよう、内容に応じた適切な助言を行います。（随時）

対応方針（10） 介護人材の確保と資質の向上

多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応できる介護人材の育成と定着支援のため、新たな人材確保につながる取組や、介護人材の育成のための専門研修、介護人材の定着化を図るための事業を行います。事業者には、いきいきと働ける魅力ある職場を確立するため、新入職員からリーダー職員まで、段階に応じたキャリアパス研修や知識、技術等の専門性向上研修の充実、職場訪問などの事業を行うほか、介護ロボットなどの新たな取組の情報を提供します。さらに、人材の定着や福祉に関する資格取得を支援し、相談などを通して、安心して働き続けられるよう事業所への支援を充実させます。

また、業務効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めるとともに、業務の効率化・やりがいのある職場づくりへの取組を行った事業所の事例を市内の事業所に周知し、介護現場の革新の取組の横展開を図ります。このとき、国、東京都、他の市町村や関係団体と、それぞれの役割を意識しながら連携することが重要です。

さらに、多様な地域人材の確保を行うため、市民活動支援センターとも連携し、若い世代や中高年、子育てを終えた方、高齢者への働き掛けも行うとともに、ボランティアポイントの活用なども視野に入れます。

そして、市民が介護に対して抱くイメージを変えていくため、施設訪問などの広報活動や介護の仕事の魅力発信、働きやすい職場や外国人の受入れ環境整備などに取り組むことが重要です。

施策⑳ 介護人材の確保

事業番号	87	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	働く環境の改善		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 介護労働現場の業務改善として、介護ロボット、ICT導入による労働負担の軽減やキャリアアップ、メンタルヘルス対策、福利厚生、職場環境の改善に関する普及啓発に関する情報を提供します。 従事者や管理者等へ、認知症ケアなど専門的知識や技術の向上を目的とした研修を実施し、人材の育成を促進するとともに、指定更新時などにおける提出書類を削減することで、従事者の負担を軽減し、人材の定着を図ります。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> 国、都、市それぞれの役割分担の中で、事業者による介護人材確保に向けた取組が可能となるよう周知を行いました。 		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 人材確保に向けて、国や東京都が実施する「人材参入の促進」、「キャリアパスの確立」、「職場環境の整備・改善」、「処遇改善」の各施策に基づき支援を行います。（随時） 指定更新などに必要な文書を削減することで、事業所の負担を軽減します。 <p>取組数：3件</p>

事業番号	88	担当	福祉保健部 地域福祉推進課
事業名	多様な人材の確保		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や離職者・求職者など、新たな福祉人材の確保に努めます。 ・ボランティア登録制度等を活用し、多様な世代・活動者への持続的な活動支援を行う仕組みづくりを推進します。 ・福祉施設で働くために必要な資格の取得を支援します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士資格取得者、介護職員初任者研修修了者のうち市内の事業所に一定期間就労した者について、資格の取得や研修受講に係る費用の全部又は一部を助成しました。 ・社会福祉士資格取得費用助成事業費：1件 ・介護職員初任者研修費用助成事業費：6件 ・府中ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に関する相談や情報提供・紹介等を行い、労力・技術や趣味など様々な力をいかした幅広い年齢層の活動を支援しました。 ・ボランティア活動相談支援：1,883件 ・登録ボランティア活動状況：延べ4,157人 うち趣味・特技をいかした活動：延べ631人 		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士資格取得者、介護職員初任者研修修了者のうち、市内の事業所に一定期間就労した者について、資格の取得や研修受講に係る費用の全部又は一部を助成します。（随時） ・府中市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等を活用し、幅広い年齢層の地域福祉への参加促進に努め、多様な人材の確保・育成を図ります。（随時）

施策⑳ 介護人材の資質の向上

事業番号	89	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	介護サービス事業者等との連携とその支援		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑なサービスの提供が行われ、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、事業者の自主的な運営組織である居宅介護支援事業者連絡会を始めとした、介護サービス事業者との連携を強化します。 ・新たな連携体制の構築などについて支援します。 ・ケアマネジャーへ情報をきめ細かく提供し、利用者の希望等を的確にケアプランに反映できるようにします。 ・介護サービス事業者が質の向上を目指し、自主的に行う研修・連携等の活動に対して助言・支援します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者連絡会 役員会：8回／例会：6回 ・通所リハビリテーション連絡会：0回 ・通所サービス合同連絡会：3回 ・訪問介護研究会 世話人会：0回／全体会：0回 ・グループホーム連絡会：0回 ・訪問看護連絡会：1回 		<p><各年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者連絡会 役員会：10回／例会：7回 ・通所リハビリテーション連絡会：1回 ・通所サービス合同連絡会：1回 ・訪問介護研究会 世話人会：1回／全体会：1回 ・グループホーム連絡会：1回 ・訪問看護連絡会：1回

事業番号	90	担当	福祉保健部 高齢者支援課
事業名	ケアマネジャーの資質の向上に向けた研修会等の実施		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 包括的・継続的ケアマネジメントの実践に必要な、具体的な情報の共有、実践に関する相互振り返り、やりがいの共有、精神的サポート等を可能にするため、地域包括支援センターを中心としたケアマネジャー同士のネットワークの構築を支援します。 ・ 居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーと地域包括支援センターが効果的に協働するため、主任ケアマネジャー同士のネットワークの構築を支援します。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプラン演習：4回 / 参加者 178人 ・ 予防プラン演習：1回 / 参加者 47人 ・ 新任居宅介護支援専門員研修：1回 ・ 合同事例検討会 地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーの協働 東部地区 あさひ苑、しみずがおか、緑苑、これまさ 精神事例：20人 / 一般事例：中止 中部地区 安立園、かたまち、しんまち、みなみ町 精神事例：28人 / 一般事例：14人 西部地区 泉苑、よつや苑、にしふ 精神事例：32人 / 一般事例：24人 ・ ケアマネサロン（包括ケア会議）の開催：56回 各センター：3～10回 / 年 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> ・ ケアプラン演習：4回 ・ 予防プラン演習：1回 ・ 新任居宅介護支援専門員研修：1回 ・ 合同事例検討会 東部地区 精神事例 / 一般事例：各1回 中部地区 精神事例 / 一般事例：各1回 西部地区 精神事例 / 一般事例：各1回 ・ ケアマネサロン（随時）

事業番号	91	担当	福祉保健部 介護保険課
事業名	介護サービス事業者の適切な業務運営に資するための研修会の実施		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジャーの全体の質の向上と、ケアプランに基づいた介護サービスの質的向上及び適切な実施を図るため、ケアプランに関する研修を充実させます。 ・ 介護の質の向上に直接資するような、介護に関する事故や虐待防止などに関する研修を充実させます。 		
計 画	令和元年度（実績）		令和3～5年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故対応研修：73事業所 / 84人 ・ 特定処遇改善加算セミナー：53事業所 / 58人 ・ BCP作成研修：56事業所 / 56人 ・ ケアプラン作成研修：62事業所 / 84人 		<ul style="list-style-type: none"> <各年度> ・ 事故対応研修（随時） ・ 特定処遇改善加算セミナー（随時） ・ BCP作成研修（随時） ・ ケアプラン作成研修（随時） 各種研修の参加者数の合計：延べ300人

評価指標

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたPDCAサイクルを、より効果的に運用していくためには、客観的な指標による評価を行うことが重要です。

本計画では、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトカム（成果）の観点から指標を設定し、評価を行うものとします。最終的な評価はアウトカム（結果）で評価することとなりますが、結果に至る「過程」や、事業の基盤である「構造」について評価することで、きめ細やかな進捗管理に努めます。

なお、アウトカム指標については対応方針ごとに1点設定し、アウトカム指標ごとに2点以上のプロセス・ストラクチャー指標を設定します。ストラクチャー・プロセス指標については毎年度、アウトカム指標については計画中間年度（令和4年度）の実績をそれぞれ進捗評価し、各事業の推進に向けて必要な見直しを実施するほか、第9期計画策定時に参照するものとします。

（1）ストラクチャー（構造）指標

ストラクチャー（構造）指標は、高齢者保健福祉事業や介護保険事業を実施するための仕組みや体制を評価するためのものです。具体的な評価指標としては、事業に従事する職員の体制（職種・職員数・職員の資質など）、会議体の開催数、他機関との連携体制、社会資源の活用状況などがあります。

（2）プロセス（過程）指標

プロセス（過程）指標は、事業の目的や目標の達成に向けた過程（手順）や活動状況を評価するためのものです。具体的な評価指標としては、高齢者保健福祉事業や介護保険事業の実施過程、すなわち情報収集、アセスメント、問題の分析、目標の設定、指導手段（コミュニケーション、教材を含む）、記録状況、対象者の参加状況や満足度などがあります。

（3）アウトカム（成果）指標

アウトカム（結果）指標は、事業の目的・目標の達成度、また、成果の数値目標を評価するためのものです。具体的な評価指標としては、健康寿命の延伸や要介護率の改善などの身体上の変化、気持ち・生きがいの変化、支援体制の充実などがあります。

図表 5 1 評価指標一覧

対応方針	指標 (単位)	現状値 (R1)	目標値 (R4)	備考
(1)	社会参加率 (%)	46.9	50.0	高齢者 (要支援 1・2 もしくは未認定) が「週 1 回以上社会参加している」割合
	「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進」			
	・ シニアクラブの加入率 (%)	9.9	9.9	事業 2
	・ サロンの設置数 (箇所)	70	85	事業 3
	・ 高齢者無料職業紹介等による就職者数 (人)	227	240	事業 5
(2)	軽度認定者が重度化する割合 (%)	H29～R1 の平均値 32.0	32.0	要支援 1・2、要介護 1 の認定を受けている高齢者が更新時に重度化する割合
	・ 総合事業卒業加算数 (件)	1	3	事業 2 0
	・ 地域交流体操等の参加者数 (人)	19,830	20,000	事業 2 1
	・ 住民主体の通いの場等への参加者数 (人)	9,451	10,000	事業 2 1
	・ リハ職の地域包括支援センターへの派遣数 (回)	106	143	事業 2 9
(3)	在宅希望率 (%)	49.9	50.0	高齢者 (要支援 1・2 もしくは未認定) が「介護が必要となったときに在宅を希望する」割合
	・ 高齢者住替支援数 (件)	21		事業 3 2
	・ 居住支援協議会の開催数 (回)		3	事業 3 4
	・ わがまち支えあい協議会の開催数 (回)	78	132	事業 3 9
(4)	医療介護連携率 (%)	医療 66.3 介護 65.3	医療 70.0 介護 70.0	医療従事者及び介護サービス事業者が「医療と介護が連携している」と感じる割合
	・ 在宅療養連携会議の開催数 (回)	12	12	事業 4 0
	・ 多職種研修会等の開催数 (回)	4	4	事業 4 1
(5)	就労継続意向 (%)	10.9	9.9	在宅介護と就労をしている方が「就労継続が (やや・かなり) 難しい」と感じる割合
	・ 家族介護者教室の延べ参加者数 (人)	579	600	事業 4 7
	・ 介護者の会の開催数 (回)	37	40	事業 4 8
	・ 緊急時のショートステイの延べ利用者数 (人)	10	15	事業 5 0
(6)	担当地区ケア会議で目的の検討ができた割合 (%)	—	90	目的どおり検討できた数 / 検討数
	・ 市や地域包括支援センターへの延べ相談数 (件)	55,542		事業 5 1
	・ 担当地区ケア会議の開催数 (回)	90		事業 5 2
(7)	主観的幸福度 (点)	6.74	7.00	認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある高齢者 (要支援 1・2 もしくは未認定) の主観的幸福度
	・ 認知症サポーター「ささえ隊」養成講座の開催数 (回)	70	90	事業 6 4
	・ 認知症予防教室の延べ参加者数	814	815	事業 6 6
	・ 認知症初期集中支援チームの実施	3	11	事業 6 8
	・ 認知症カフェの設置数 (箇所)	3	6	事業 7 0
(8)	地域包括支援センターの認知度 (%)	52.0	49.0	40 歳以上の市民が「地域包括支援センターを全く知らない」割合
	・ 地域包括支援センター長会議の開催数 (回)	12	12	事業 7 3
	・ 高齢者地域支援連絡会の開催数 (回)	54	70	事業 7 5
(9)	介護サービスの満足度 (%)	65.8	68.0	居宅サービス利用者が「介護サービスに、満足・やや満足している」割合
	・ ケアプラン点検数 (件)	2	3	事業 7 8
	・ 縦覧点検や医療情報との突合点検の実施	1,692	1,860	事業 7 8
	・ 介護相談員派遣数 (件)	788	1,100	事業 8 6
	・ 介護サービス事業者相談数 (件)	1,492		事業 8 6
(10)	事業所における介護職員の不足感 (%)	47.8	46.0	介護サービス事業者が「介護職員が、大いに不足している・不足している」と感じる割合
	・ 文書量削減の取組数 (件)	—	3	事業 8 7
	・ 適切な業務運営に資する研修会の延べ参加者数 (人)	282	300	事業 9 1

第5章 介護保険事業の財政見通し

1 第8期計画期間におけるサービス等の利用見込み

(1) サービス見込量推計の流れ

本計画では、第8期計画における保険料基準額を設定するため、次のとおり介護給付・予防給付のサービス見込量や地域支援事業の事業規模の推計を行います。

1 被保険者数の推計

本市の推計人口に基づき、令和3～5年度の被保険者数を推計します。
なお、参考として令和7年度、令和22年度の第1号被保険者数も推計します。

2 要介護（要支援）認定者数の推計

令和3～5年度の被保険者数に対する要介護認定者数に基づき、「1」で推計した被保険者数を用いて、令和3～5年度の要介護認定者数を推計します（第2号被保険者を含む）。
なお、参考として令和7年度、令和22年度の要介護認定者数も推計します。

3 施設・居住系サービスの見込量の推計

近年の給付実績や、新規の施設開設等の整備見込み等を踏まえ、令和3～5年度のサービス見込量を推計します。
なお、参考として令和7年度、令和22年度のサービス見込量も推計します。

4 居宅サービスの見込量の推計

近年の給付実績を分析・評価し、令和3～5年度のサービス見込量を推計します。
なお、参考として令和7年度、令和22年度のサービス見込量も推計します。

5 保険給付費・地域支援事業費の見込量の推計

サービス見込量の推計を基に、3年間（令和3～5年度）の必要給付費を推計します。
また、補足給付費や高額介護サービス費等の見込量の推計も行い、給付費に加えます。
さらに、地域支援事業についても、事業規模を見込んだ上で事業費の推計を行います。
なお、参考として令和7年度、令和22年度のサービス見込量も推計します。
補足給付費とは、低所得者の施設入所に係る費用負担を軽減するための給付費です。

6 保険料基準額の設定

令和3～5年度の保険給付費等の推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数を基に、介護保険料基準額を設定します。
なお、参考として令和7年度、令和22年度の保険料基準額を推計します。

(2) 介護給付サービスの種類

■居宅サービス

☒：介護給付対象サービス / ☒：予防給付対象サービス

サービス名	概要
自宅に訪問してもらい利用する介護サービス	
訪問介護（ホームヘルプ） ☒	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。
訪問看護 ☒・☒	疾患等がある人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助が受けられます。
訪問入浴介護 ☒・☒	要介護者等の家庭を入浴車等で訪問し、入浴の介護が受けられます。
訪問リハビリテーション ☒・☒	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーションが受けられます。
居宅療養管理指導 ☒・☒	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます。
日帰りで利用する介護サービス	
通所介護（デイサービス） ☒	通所介護施設に通い（日帰り）、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が受けられます。
通所リハビリテーション（デイケア） ☒・☒	老人保健施設や医療機関等に通い（日帰り）、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが受けられます。
短期間泊まって利用する介護サービス	
短期入所（ショートステイ） ☒・☒	<p>短期入所生活介護 介護老人福祉施設に短期間入所して、食事・入浴・排泄など日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>短期入所療養介護 老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。</p>
福祉用具・住宅改修	
福祉用具貸与 ☒・☒	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。
福祉用具購入費の支給 ☒・☒	排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具を、指定された事業者から購入した場合、費用額の9割から7割が支給されます。年間10万円の費用額が上限となります。
住宅改修費の支給 ☒・☒	手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、費用額の9割から7割が支給されます。20万円の費用額が上限となります。
有料老人ホームや高齢者用住宅で利用する介護サービス（居住系サービス）	
特定施設入居者生活介護 ☒・☒	有料老人ホームやケアハウス等に入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護が受けられます。

■地域密着型サービス

サービス名	概要
自宅に訪問してもらい利用する介護サービス	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 ☞	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応をするサービスです。
夜間対応型訪問介護 ☞	24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。
日帰りで利用する介護サービス	
認知症対応型通所介護 ☞・☞予	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護サービスです。
地域密着型通所介護 ☞	サービス内容は居宅サービスの通所介護と同じで、利用定員18人以下の事業所で提供されるサービスです。
在宅生活をまるごと支える介護サービス	
小規模多機能型居宅介護 ☞・☞予	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりを組み合わせ多機能なサービスが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護 ☞	小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ提供される複合サービスです。
小規模な施設等で暮らしながら利用する介護サービス（施設・居住系サービス）	
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） ☞・☞予	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同で生活をする住宅です。
地域密着型介護老人福祉施設 ☞	「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、小規模（29人以下）となります。複数の小規模拠点（定員5人程度）が、地域内で分散して提供される場合もあります。
地域密着型特定施設 入居者生活介護 ☞	「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、小規模（29人以下）となります。

■施設サービス

サービス名	概要
介護保険施設で利用する介護サービス	
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ☞	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活の世話が受けられます。
介護老人保健施設 （老人保健施設） ☞	病状が安定している人に対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰の支援が受けられます。
介護療養型医療施設 ☞	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。
介護医療院 ☞	急性期の治療が終わり、医学的管理のもとでの長期療養が必要な人のための施設です。食事・入浴などの生活の世話も受けられます。

■ケアプランの作成

サービス名	概要
居宅介護支援 介	介護給付の適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行い、又は要介護者が介護保険施設に入所する場合に介護保険施設への紹介等を行っています。 提供機関：居宅介護支援事業所
介護予防支援 予	介護予防給付の適切な利用が可能となるよう、地域包括支援センターの保健師等が、要支援者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行っています。 提供機関：地域包括支援センター等

（3）地域支援事業のサービスの種類

事：総合事業対象サービス

サービス名	概要
訪問型サービス 事	訪問介護に相当の身体介護を伴う国基準サービスと、身体介護を含まないサービスを含まない生活援助のみのサービスとして、市独自基準サービスAがあります。
通所型サービス 事	通所介護に相当の機能訓練を行う国基準サービスと、レクリエーションを行う市独自基準サービスAがあります。
介護予防ケアマネジメント 事	事業対象者と要支援1又は2の認定を受けた方のうち、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方に対し、地域包括支援センターに所属する保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが要支援者に対するアセスメントを行い、状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

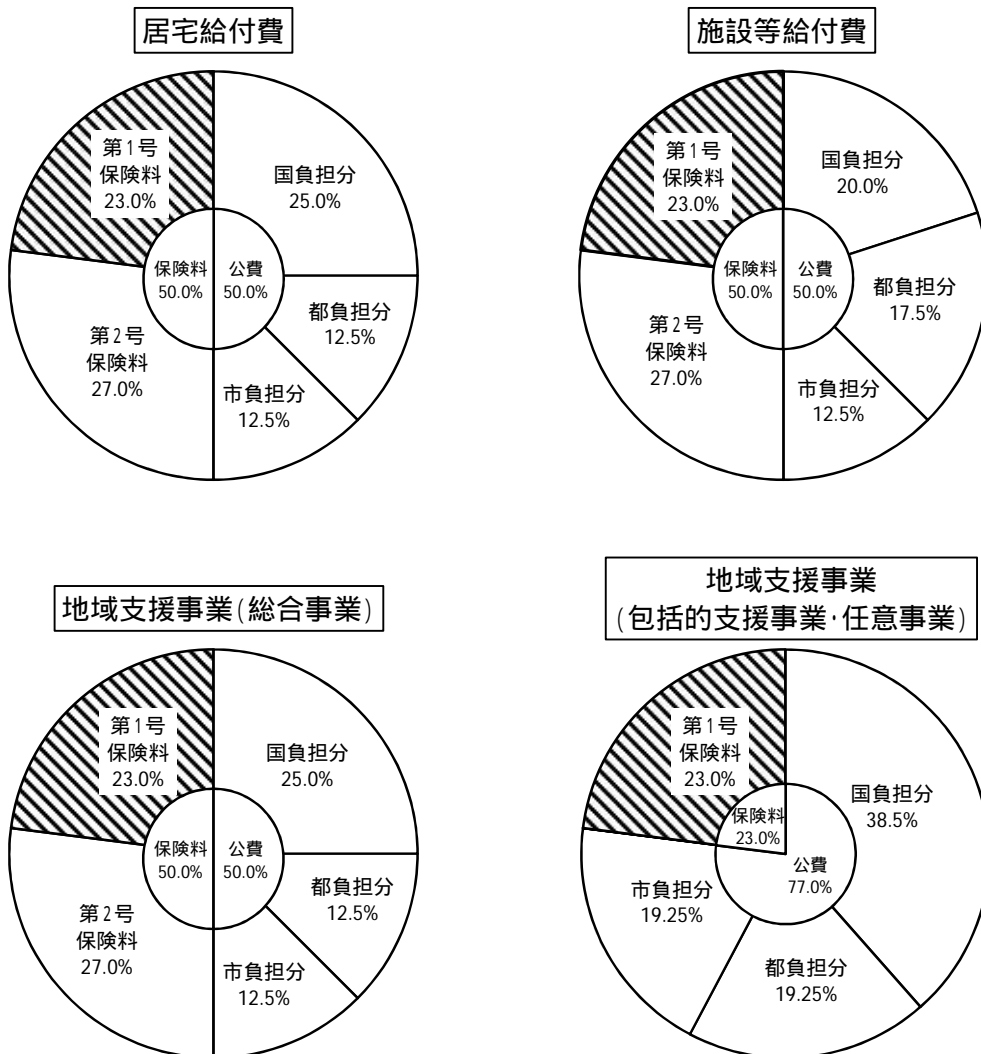
2 第1号被保険者の介護保険料の設定について

(1) 費用負担の構成

介護保険事業は、介護保険特別会計で運営され、財源は保険料50%と、公費50%で賄われています。

保険料の負担割合は第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の全国の人口割合により決定されます。第7期計画では、第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者が27%でしたが、第8期計画においても、第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者が27%となることが予定されています。

図表5-2 介護給付費の財源構成予定(第8期)



(2) 保険料設定の前提となる諸条件

介護保険料は、介護保険総費用に対して65歳以上の第1号被保険者の負担する部分が、市町村民税の課税状況や前年の収入・所得に応じて決定されます。

また、保険料の設定に影響のある、今回の主な制度改正は次のとおりです。

① 介護報酬の改定

令和3年度に3年に1度の介護報酬改定が行われる見込みです。

② 一部の給付費の段階設定や支給額の見直し

特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費について、認定段階の設定の見直しや支給額についての見直しが行われる見込みです。

③ 低所得者の負担軽減を図るための所得段階区分の変更等

本市では、低所得者の負担軽減を図るため、非課税層の保険料を独自で下げてきましたが、介護保険法の改正に伴い、消費税による公費を投入し低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成27年4月から一部実施されています。その後、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、更に保険料の軽減が強化されました。

今後についても、これまでの考え方と併せて国の動向に注視し、負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行います。

(3) 本市の保険料設定の考え方

① サービス見込量と保険料のバランス

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ保険料が上がり、少なければ下がることとなります。要介護（要支援）認定者数の増加に伴う給付費の増加、サービスの必要性、施設整備計画等から今後の伸びを勘案し、保険料を設定します。なお、市町村特別給付については、保険料に与える影響を鑑み、本計画においても見込まないこととします。

② 府中市介護給付費等準備基金の活用について

介護給付費等準備基金は給付費の上昇による財源の不足を補うための基金であり、第7期計画終了時まで積み立てられた基金を、第8期計画において取り崩し、給付費に充当させることができます。その結果、保険料の上昇を抑えることが可能になります。第8期計画においても、保険料の設定に当たり、この準備基金の活用について検討します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の評価体制

(1) 検討組織による計画の評価、推進

計画の推進に当たっては、引き続き、本計画の評価指標及び進行管理票に基づきPDCAサイクルによる評価を実施します。また、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等推進協議会において評価結果を報告し、次期計画へ反映していきます。

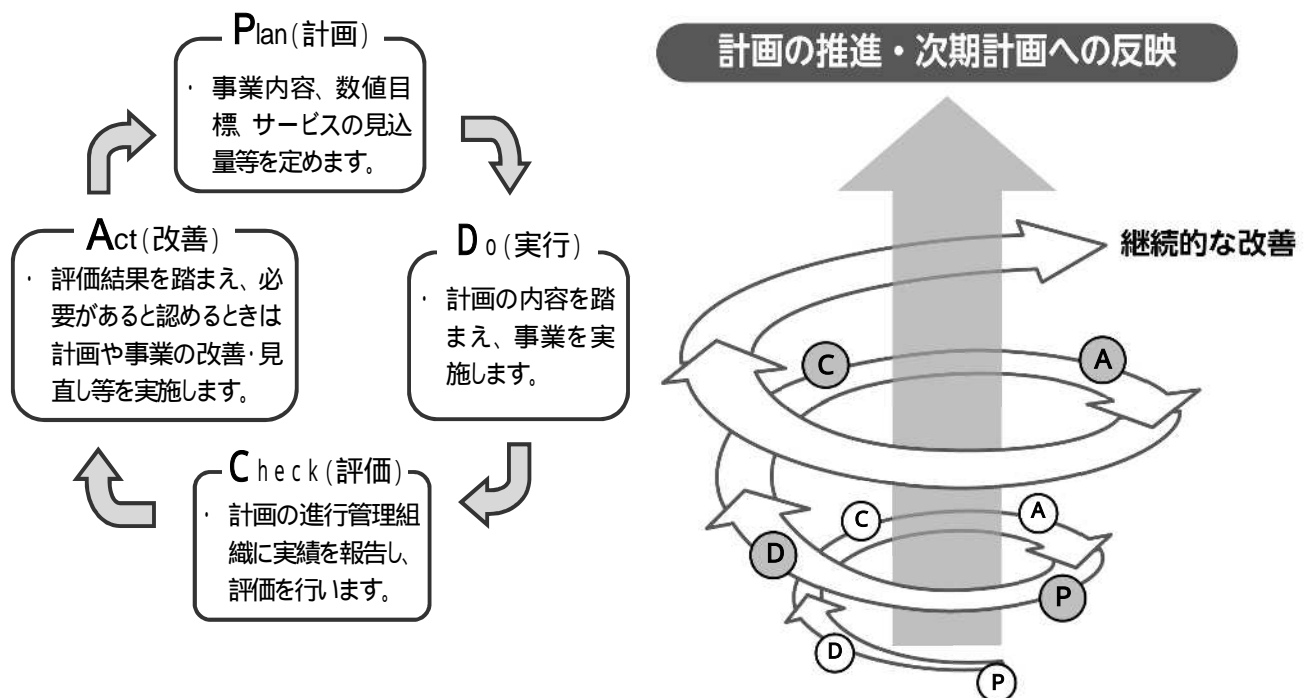
本計画では計画の施策ごとに評価指標（アウトカム指標・プロセス指標等）を設定しており、今後の進捗管理の充実を図ります。

(2) PDCAサイクルによる地域マネジメントの充実

引き続き保険者機能の強化に向けて、今後も各種調査の実施や地域包括ケア「見える化」システムを始めとする各種調査報告や分析システムを活用することにより、介護給付費の実績分析や各種事業の実績把握、保険者機能強化推進交付金等の評価結果などを活用して、地域マネジメントを推進します。

また、介護レセプトや要介護認定情報、高齢者の状態や提供される具体的な介護サービスの内容に関する情報など、介護予防に関するもの等を含めデータの利活用を進めていく必要があります。このとき、個人情報の取扱いに配慮しながら関連データの活用促進を図ることが重要です。

図表53 PDCAサイクルのイメージ



2 地域課題の把握体制

(1) 地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくもので、地域包括ケアシステムの構築において重要な役割を持ちます。

高齢者の悩み事や困り事などのニーズを適時、的確に把握するため、次のとおり地域ケア会議を実施していきます。

① 担当地区ケア会議

地区の個別の困難事例を分析し、その傾向や課題をまとめ、相談支援やサービス提供体制の改善につなげ、地域力の強化につなげます。

② 自立支援ケア会議

本人が抱える課題の検討を通じて、課題に対する有効な支援方法を積み重ね、地域全体のケアマネジメントの質の向上につなげるとともに、検討後に残った課題を蓄積することで、地域に共通する課題の発見につなげます。

③ 高齢者地域支援連絡会

高齢者が地域で安心して生活ができるように、行政や地域の活動に関する情報を共有します。また、提案があった地域課題や発見した地域課題を共有し、その整理や解決に向けた検討を行います。

④ 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会

担当地区ケア会議、自立支援ケア会議、高齢者地域支援連絡会の開催状況や把握した地域課題について統括的に報告します。また、現行計画の進行管理や次期計画の策定過程の中で、地域課題への対応方法について検討・協議します。

(2) 生活支援体制整備

介護保険制度などの「共助」や行政による支援である「公助」では対象とならない、又は必要とする支援が得られない高齢者の生活支援のニーズについて、地域における住民その他の組織等が連携し、相互の支え合い等によって高齢者が求める「ちょっとした困り事」にも対応するための仕組みを構築します。

また、「自分の元気を地域の元気に」という考え方を基軸に、元気な高齢者が地域を支える担い手となることによって、「社会参加による介護予防」の効果を支え手が享受するだけでなく、住民相互の理解が深まることで、「自らが困ったときに支えてもらえる社会」の実現といった「地域の活力」にも寄与することが期待されます。

(3) 地域包括支援センターの総合相談支援業務

総合相談は、地域に住む高齢者等に関する様々な相談を全て受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務につなげていくことが目的としています。

地域包括支援センターは相談業務を通じて複雑化する困難ケースにいち早く気が付くことができるため、関係機関と協力しながら地域課題へ対応していきます。

3 関係部局との連携体制

(1) 福祉保健部門と他部門との連携

福祉のニーズの多様化に対応し、また、生涯にわたる切れ目のない支援を行っていくためには、福祉部門だけでなく、**企画政策**、**生涯学習**、**男女共同参画**、**地域コミュニティ**、**住まい**、**労働**、**都市計画**、**防災**、**交通**等の部門とも広く連携していく必要があります。

また、従来の介護予防事業を、生涯にわたる視点から、切れ目なく実施していくためには、福祉部門と特定健康診査・特定保健指導から後期高齢者医療までの保健部門との情報を共有し、一体的な事業の仕組みを構築していくことも必要です。

本計画では、そのような連携や事業の連続性の推進を図ります。

(2) 東京都との連携

これまでも本市単独では困難な展開については、市長会において提言を行ってきました。今後も引き続き、本市の立場を明らかにしながら提言していきます。

また、業務の効率化の観点からも、東京都と連携しながら個々の申請様式・添付書類や**手続**に関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めます。

さらに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう介護相談員を活用に努めるほか、未届の有料老人ホームを確認した場合は東京都へ情報提供します。

(3) 市町村相互間の連携

地域資源を有効活用するために、在宅医療と介護の連携や介護予防の推進、認知症施策や生活支援・介護予防サービスの充実など、必要に応じて近隣の市町村と広域的な連携を図っていきます。

資料編

- 1 地域資源、施設の整備状況（市全域・日常生活圏域）
- 2 協議会について（委員名簿・検討経過）
- 3 アンケート調査・グループインタビュー・グループディスカッション概要
- 4 用語集